第4回臨時会

平成27年7月14日開会 平成27年7月14日閉会

第5回定例会

平成27年9月3日開会 平成27年9月18日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

—— 目 次 ——

◎第4回臨	诗会					
〇7月14日	(第]	号)				
日程第1	会静	義録署名議員の指	名			3
日程第2	会其	∄決定の件につい	<			3
日程第3	議第	≷第64号上程 ·				4
日程第4	質易	ž				6
日程第5	討諸	碖・採決 ⋯⋯⋯				8
			付議事件及び審議結	果一覧		
付議議	会	議案番号	件	名	結 果	年月日
平成27年 第4回臨時 (7月)	寺会	議案第64号	工事請負契約の締約 (平成27年度(仮利 体育館 建築主体コ	你) 三股町西部地区	可決	7月14日
◎第5回定○9月3日日程第1日程第2日程第3	(第] 会講 会其	義録署名議員の指導 明決定の件につい	H	5 議案、請願第 1 号、		13
	から	診問第2号まで	の2件及び報告第8	号から報告第10号	までの3件	:,
	一指	5上程				1 4
日程第4	決算	事審查報告				2 4
日程第5	議第	록第83号の質疑	討論・採決			2 5
追加日程第	第1	追加議案第90	号の取り扱いについて	C		3 1
追加日程第	第2	追加議案第90	号上程			3 1
○9月7日	(第2	2号)				
日程第1	総括	5質疑				3 4
日程第2	常信	E委員会付託 ····				3 7

日程第3	議案第88号、議案第89号の質疑・討論・採決	3 8				
日程第4	諮問第1号、諮問第2号の質疑・討論・採決	3 8				
○9月16日	(第3号)					
日程第1	一般質問	4 4				
	6番 内村 立吉君	4 4				
	4番 池邉 美紀君 5	5 2				
	5番 堀内 義郎君	6 0				
	2番 楠原 更三君	7 1				
	10番 池田 克子君	3 9				
○9月17日	(第4号)					
日程第1	一般質問	2				
	3番 福田 新一君10	0 2				
	9番 重久 邦仁君	1 4				
	1番 森 正太郎君13	3 3				
〇9月18日	(第5号)					
日程第1	常任委員長報告1 5	5 2				
	総務産業常任委員長1 5	5 2				
	文教厚生常任委員長1 5	5 6				
	一般会計予算・決算常任委員長	5 8				
日程第2	質疑(議案第65号から議案第82号、議案第84号から議案第87号、					
	議案第90号の23議案、請願第1号)1 6	6 0				
日程第3	討論・採決(議案第65号から議案第82号、議案第84号から議案第					
	87号、議案第90号の23議案、請願第1号)1 6	6 1				
日程第4	意見書案第 5 号上程1 7	7 5				
日程第5	質疑・討論・採決1 7	7 6				
日程第6	常任委員会の閉会中の審査事項について18	3 1				
日程第7	議員派遣について					

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結	果	年月日
平成27年 第5回定例会 (9月)	議案第65号	平成26年度三股町一般会計歳入歳出 決算の認定について	可	決	9月18日
II	議案第66号	平成26年度三股町国民健康保険特別 会計歳入歳出決算の認定について	可	決	9月18日
"	議案第67号	平成26年度三股町後期高齢者医療保 険特別会計歳入歳出決算の認定につい て	可	決	9月18日
"	議案第68号	平成26年度三股町介護保険特別会計 歳入歳出決算の認定について	可	決	9月18日
II	議案第69号	平成26年度三股町介護保険サービス 事業特別会計歳入歳出決算の認定につ いて	可	決	9月18日
n.	議案第70号	平成26年度三股町梶山地区農業集落 排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 について		決	9月18日
"	議案第71号	平成26年度三股町宮村南部地区農業 集落排水事業特別会計歳入歳出決算の 認定について	可	決	9月18日
II	議案第72号	平成26年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	可	決	9月18日
"	議案第73号	平成26年度三股町水道事業会計剰余 金の処分及び決算の認定について	可	決	9月18日
"	議案第74号	三股町空家等の適正管理及び有効活用に関する条例	可	決	9月18日
"	議案第75号	三股町特定個人情報保護条例	可	決	9月18日
11	議案第76号	三股町公の施設に係る指定管理者の指定の 手続等に関する条例等の一部を改正する条 例	可	決	9月18日

平成27年 第5回定例会 (9月)	議案第77号	三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	可	決	9月18日
"	議案第78号	三股町税条例の一部を改正する条例	可	決	9月18日
JJ	議案第79号	三股町企業立地促進条例の一部を改正する条例	可	決	9月18日
II.	議案第80号	平成27年度三股町一般会計補正予算(第2号)	可	決	9月18日
II.	議案第81号	平成27年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	可	決	9月18日
JJ	議案第82号	平成27年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)	可	決	9月18日
JJ	議案第83号	平成27年度三股町介護保険特別会計補正予算(第2号)	可	決	9月3日
JJ	議案第84号	平成27年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)	可	決	9月18日
II.	議案第85号	平成27年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	可	決	9月18日
JJ	議案第86号	平成27年度三股町宮村南部地区農業 集落排水事業特別会計補正予算(第 1号)	可	決	9月18日
JJ	議案第87号	平成27年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	可	決	9月18日
II.	議案第88号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	同	意	9月7日
II.	議案第89号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	同	意	9月7日
II.	議案第90号	平成27年度三股町介護保険特別会計補正予算(第3号)	可	決	9月18日

平成27年 第5回定例会 (9月)	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について	適 任	9月7日
II.	諮問第2号	人権擁護委員の推薦について	適任	9月7日
"	報告第8号	平成26年度決算に基づく健全化判断比率の報告について		
"	報告第9号	平成26年度決算に基づく資金不足比率 の報告について		
II.	報告第10号	平成26年度三股町水道事業会計継続 費精算報告書の報告について		
"	意見書案 第5号	地方創生に係る新型交付金等の財源確保 を求める意見書(案)	可決	9月18日
"	請願第1号	鹿児島県川内原発再稼働について公開 住民説明会を求める請願書	不採択	9月18日

一 般 質 問

発言順位	質問者		質	問	事	項	質	問	0)	要	当日	質問の相手
1	内村 立吉	1	学校	で教育	うにつ	かいて	V) .	小、中学 て伺う。 子ども <i>の</i> う。				教育長
		2	農業	管につ	いいて	-	2	畜産セン 経営所得 こついて	対策交			町 長

		1 家庭ごみ処理費用今後の試算について	今後の見通しとこれからの改善 点は。	町	長
0	》 小 泊	2 長田町営住宅について	トイレの水洗化とシャワー設置について。	町	長
2	池邉 美紀	3 報道用のバックパネ ルを作成してはどうか	町が会見する時などに三股町を PRできるバックパネルを作成し てはどうか。	町	長
		4 ふるさと納税につい て	再度納税していただくための取 組みは。	町	長
	3 堀内 義郎	1 森林林業について	① 静岡での電気柵死傷事故を受け、町内での鳥獣対策の電気柵調査結果はどうであったか。 ② 大淀川上流域の森林林業施行を行う総合農林が、撤退するのではと聞くが現状についてはどうなのか。 ③ 豊かな自然環境の保全と活用を図るため、外国資本等の水源地の確保に至らないよう取り組みを再度すべきではないか。	町	長
3		2 眺霧台の電波障害について	① 土地購入後、住民から地デジの電波が入りにくいとの苦情があるが、現状と土地開発前の調査は充分だったのか。 ② 1次募集時と2次募集時の説明の内容は。 ③ お詫びはあったものの、1次募集時に説明がなかった事に対して不満であり、ケーブルテレビ接続の費用など助成はできないかとの意見があるがどう思うか。	町	長
		3 町道の整備について	一時停止線や歩道車道を区別する白線が消えたり、劣化している道が多く安全を危惧する声が多い。計画的に整備すべきではないか。	町	長

			① 町民憲章啓発の取組状況につ	
4 楠原	楠原 更三	1 文教の町みまたにつ いて	いて。 特に、「先人の偉業」を学び やすい環境とは。 ② 町民が文教の町と実感できる 事柄について。 ③ 文化財指定の動きについて。 イ. 梶山城~6月議会以降の 動きについて。 ロ. 縄文遺跡~再発掘と案内 板の設置は。 ハ. 三島関連~整備後の、姉 妹都市締結は。 ニ. 都城東飛行場~地図上で の場所確定のための聞き取り調 査をしては。	町 長教育長
		2 三股町の良さのコン セプトについて	① 人口増の原因となっている三 股町独自の施策は。 イ. 社会増の面 ロ. 自然増の面 ハ. 今後の方針 ② 町外からの過疎地域への移住 政策は。 ③ 町外での名刺交換の時に町の 紹介をどのようにされている か。(町職員全体)	町長
5	池田 克子	1 「改正公職選挙法」 への対応について	① 18歳選挙権の実現で新有権者となる予定の未成年者の人数は。 ② 新有権者の政治意識への醸成計画は。 ③ 若年層の投票率アップへの対策は。 ④ 期日前投票所の増設を検討できないか。	選挙管理 委員長
		2 若者への人材育成に 支援を	① 若者の人材育成に対する対策は。② 若者の夢へのチャレンジに応援する助成金の新設を。	町 長

6	福田新一	1 地方創生について	① 三股町地方創生推進会議の位置付けと目的の明確化。 ② 「ひとづくり部会」「しごとづくり部会」における具体的な施策。 ③ 「人口ビジョン」「総合戦略」における住民・地域・大学との連携事業についての見解。 ④ 子ども達(小・中学生)も参加しての地域活性化の計画はないのか。 ⑤ 推進方法について1.施策に対するスピーディな行動。 2.各分野間の連携推進の効率。 ① 6月定例会後の整備内容。	町 長
		2 旭ヶ丘運動公園の管 理について	① 6月定例会後の整備内容。 ② ソフトボール球場の問題点。 ③ 利用促進の工夫。	町 長
7		1 選挙について	① 投票率低下対策について。 ② 選挙執行経費の根拠は。 a. 法定受託事務費算出と自治事務費(町内選挙費)が同一金額である。条例で決めたらどうか。 b. 会計検査院からの意見を選管は協議したか。 ③ 投票所締切り時刻の根拠は。 ④ 鎌倉市では、ショッピングセンタ内で投票所を設置した。検討すべきである。	選挙管理委員長
		2 やまびこ会について	法人運営是正の検討・協議経 過。 a. 事件性があると思うが、被 害届けを、検討すべきではな いか。 b. 町税の損失額はないか。 c. 土地取得金額と所有権は。	町長

8 森 正太郎	1 災害対策について	 本町の台風15号による被害状況を問う。 町の対応はどうか。 自治消防団との連携はどうか。 川内原発再稼動に伴って避難計画の策定はあるか。 原発事故発生時の被災の想定はあるか。 	町 長	
0	8 森 止太郎	2 戦争法案について	衆議院での強行採決について の町長の考えを問う。	町 長
		3 新交付金の活用について	① プレミアム商品券発行の成果と問題点を問う。② 新交付金の活用について、ほかの案はなかったのか。③ 来年度も交付金があれば子どもの医療費無料化の拡大に踏み切ってはどうか。	町 長

三股町告示第41号

平成27年第4回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成27年7月10日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成27年7月14日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

森』	三太郎君	楠原	更三君
福田	新一君	池邉	美紀君
堀内	義郎君	内村	立吉君
福永	廣文君	指宿	秋廣君
重久	邦仁君	池田	克子君
山中	則夫君	桑畑	浩三君

○応招しなかった議員

平成27年 第4回(臨時) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成27年7月14日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成27年7月14日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件について

日程第3 議案第64号上程

日程第4 質疑

日程第5 討論・採決

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件について

日程第3 議案第64号上程

日程第4 質疑

日程第5 討論・採決

出席議員(12名)

1番	森工	E太郎君	2番	楠原	更三君	
3番	福田	新一君			美紀君	
5番	堀内	義郎君	6番	内村	立吉君	
7番	福永	廣文君	8番	指宿	秋廣君	
9番	重久	邦仁君	10番	池田	克子君	
11番	山中	則夫君	12番	桑畑	浩三君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	山元	道弥君

 書記
 山田
 直美君

 書記
 谷口
 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	西村	尚彦君
教育長	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	大脇	哲朗君
企画政策課長	鍋倉 祐三君	税務財政課長	上村	陽一君
町民保健課長	内村陽一郎君	福祉課長	岩松	健一君
産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長	兒玉	秀二君
環境水道課長	西畑 博文君	教育課長	永吉	雅彦君
会計課長	財部 一美君			

午前10時00分開会

○議長(福永 廣文君) おはようございます。ただいまから平成27年第4回三股町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(福永 廣文君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長によって2番、楠原君、10番、池田さんの2名を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長(福永 廣文君) 会期決定の件を議題といたします。議会運営委員長からご報告をお願いいたします。指宿君。

〔議会運営委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○議会運営委員長(指宿 秋廣君) おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。去る7月10日に委員会を開催し、本日招集されました平成27年第4回三股町議会臨時会の会期の日程等について協議いたしました。今期臨時会に提案されます提出議案は、工事請負契約の締結についての1議案であります。この提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本臨時会の会期は本日1日限りとし、提案される1議案については、委員会への付託を省略し、全体審議で措置することに決定いたし

ました。

以上、報告を終わります。

○議長(福永 廣文君) お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日 1日間とし、今回提案される1議案については委員会付託を省略し全体審議として措置すること にご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とし、 今回提案される1議案については委員会付託を省略し、全体審議として措置することに決定いた しました。

日程第3. 議案第64号上程

○議長(福永 廣文君) 日程第3、議案第64号「工事請負契約の締結について」を議題といた します。ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

〇町長(木佐貫辰生君) おはようございます。提案理由のご説明前にプレミアム付商品券販売に ついて一言おわびを申し上げます。

このたびのプレミアム付商品券販売に関しましては、予想をはるかに上回る住民の方々の申込が集中し、長時間にわたりお待ちいただいたことに加えまして、購入を希望されたにもかかわらず購入できなかった皆様、販売会場周辺の住民の皆様、企業様など、たくさんの皆様にご負担とご迷惑をおかけしてしまいました。このことにつきまして、深くおわびを申し上げます。

今回のプレミアム付商品券販売につきましては、町と商工会で事業の実施について協議を重ねてまいりました。その中で販売方法については、国からの交付金額に基づいた発行数や過去に実施しました同様の商品券発行の経緯などを勘案し、今回の対応となったところでありますが、結果としまして、このような事態に至りましたことを真摯に反省し、皆様からいただきましたお叱りと貴重なご意見・ご提案を生かして、今後の事業に取り組んでまいりたいというように存じます。

誠に申しわけございませんでした。

それでは、平成27年第4回三股町議会臨時会に上程いたしました議案第64号「工事請負契約の締結」について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成27年度(仮称)三股町西部地区体育館の建築主体工事については、特定建設工事共同企業体での参加を公募し、去る7月3日に条件付一般競争入札を実施し、落札者を決定したものであります。

入札結果については、はやま・上原特定建設工事共同企業体が2億3,457万6,000円で 落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の 規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるよう、お願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

- ○議長(福永 廣文君) ここで、補足説明があれば許します。総務課長。
- ○総務課長(大脇 哲朗君) 議案第64号「工事請負契約の締結」について補足説明いたします。本案は、7月3日に(仮称) 西部地区体育館建築主体工事の入札を実施いたしまして、落札者と工事請負契約を締結するに当たりまして、議会の議決を求めるものでございます。入札の参加形態につきましては、2社で構成する特定建設工事共同企業体、いわゆるJVで、参加としたところであります。代表者の主な資格といたしましては、建築一式工事の経営事項審査結果の総合評点値が850点以上であること、平成10年度以降において、同種の建築工事において元請としての施工実績があること、都城市内に建設業法に定める主たる本社または営業所等が所在すること等といたしまして、一方、構成員の主な資格といたしましては、建築一式工事の経営事項審査結果の総合評点が700点以上である町内の建設業者、建築のAランクということになりますけれども、としたところでございます。資料にあります資格を満たす6つの共同企業体が入札に参加いたしまして、その結果、予定価格2億4,693万円に対しまして、落札価格2億3,457万6,000円、落札率95.0%で、はやま・上原特定建設工事共同企業体が落札したところでございます。

はやま建設株式会社は、ご存じのとおり都城市に本社を構えておりまして、建築土木一式工事を主な業務としておりまして、総合評点値は1,074点、同種の施工実績といたしましては、 平成12年度に本町の第二地区交流プラザの建築主体工事を、契約金額2億2,680万円で請け負ったところでございます。

なお、資料にございます入札状況の5番の丸昭今村の失格というふうに表現しておりますけれ ども、こちらにつきましては添付書類の不備で失格としたところでございます。

以上、補足説明を終わります。

- 〇議長(福永 廣文君) 教育課長。
- ○教育課長(永吉 雅彦君) それでは、(仮称)三股町西部地区体育館の建物概要について補足 説明をします。

初めに、資料の確認をお願いします。 1ページが建物の概要についてということで、 2ページが配置図になっております。この上の方が県道 3 3 号線になっております。そして、 3ページが

平面図、4ページと5ページが立面図となっています。

3月の当初予算でも説明しましたが、この事業は平成26年度に設計をし、平成27年度に建設をするもので、場所は植木の唐橋団地隣の広場、敷地面積4,521平方メートルに、木造平屋建て、延べ床面積898平方メートルの体育館を建設する事業で、町体育館や宮村小学校の体育館と同じくらいの大きさです。

アリーナ面積は660平方メートルで、広さは男子9人制バレーコート1面、また、ミニバレーコートであれば4面がとれます。

駐車台数は93台です。参考までに、現在の武道館の広くなった駐車場が94台です。

電気設備としてはLED照明です。

平成28年2月完成を予定しています。

以上で補足説明を終わります。

○議長(福永 廣文君) ほかにございませんか。

日程第4. 質疑

- ○議長(福永 廣文君) それでは質疑を行います。議案第64号「工事請負契約の締結について」を議題として質疑を行います。全体審議の質疑は、会議規則第54条により、一議題につき 一人5回以内となっております。質疑はありませんか。池田さん。
- ○議員(10番 池田 克子君) 入札に関することなんですけれど、一応6社ということになっているのですが、私は8社が入札に指名されるのではないかというようなことを聞いたのですが、その辺のところはどういう方向で6社になったのでしょうか。お尋ねいたします。
- 〇議長(福永 廣文君) 総務課長。
- ○総務課長(大脇 哲朗君) 町内のランクAのところの事業所は7社でございまして、説明会のときも6社でございまして、1社は今回JVを組まれなかったということで、6社ということの結果でございます。
- 〇議長(福永 廣文君) 池田さん。
- ○議員(10番 池田 克子君) その1社はJVを組めないということで事業から引かれたということなんですかね。まだその時点ではその中に7社、まあその最初示されたのは8社だったんですか、(発言する者あり)じゃなくて。(「一応」と呼ぶ者あり)
- 〇議長(福永 廣文君) 総務課長。
- ○総務課長(大脇 哲朗君) すいません、Aランクの町内業者が7社ございまして、条件付の一般競争入札ですので、町内のAランクというところで、これが7社です。先ほど1社来られなかったということで、説明会から来ていらっしゃらなかったから、当然そうやってJVを組んで申

し込みもなかったというところでございます。指名ではございませんので。一般競争入札だった ので。

- 〇議員(10番 池田 克子君) わかりました。
- 〇議長(福永 廣文君) 指宿君。
- ○議員(8番 指宿 秋廣君) 2、3お聞きをしたいのですが、まず1点目は、5番の丸昭今村について、書類の不備という形ですっと通られたのですが、書類の不備というのはどういうことが不備なのか、まるっきりわからないです。取りに帰って持って来れば済むような書類の不備だったのか、どうしようもないような書類だったのか。ただ、書類の不備だけではわからないという点が1点。もう1点は、教育委員会でしょうけども、もらったんですが、緑色に塗っているのが芝ですね、芝でしよ。Eて書いてあるのは芝でしょ。Eて書いてあるのは芝ですね、4カ所ありますね。1、2、3、4カ所ありますね。要するに、安く上げようと思ってこうされたのか、当初できたときの見ばえがいいようにされたのかわかりませんが、公共施設の中で芝と書いてあるのは、大体芝はもう1年ぐらいで終わるんですね。大体草って書かないかん。ですよね。そういうことからいうと、少々あってもブロックみたいなもので管理しやすい形には、論議されなかったのか、以上、余りにも、広いんでしょ、芝。塗ってみました。塗っていらっしゃらないんで、私の方で勝手に塗りました。で、これについてですね、どう論議されたのか、伺います。
- 〇議長(福永 廣文君) 総務課長。
- 〇総務課長(大脇 哲朗君) はい、まず 1 点目のところでご回答申し上げます。添付書類の不備 ということで、今回は J V でお願いをしておりましたけれども、書類の中身につきまして、単体 での、丸昭単独の内容になっていたということで、中身がですね。それで J V ではないということで判断したところでございます。
- 〇議長(福永 廣文君) 教育課長。
- ○教育課長(永吉 雅彦君) 芝の件についてですが、維持管理が特に今後は重要になってくると思いますので、再度これはもう一回検討したいと考え、予算の関係もありますけども、維持管理のことを考えて検討したいというように思います。
- 〇議長(福永 廣文君) はい、指宿君。
- ○議員(8番 指宿 秋廣君) はい、それはよろしくお願いします。前、各体育館全てにおいて、今回照明の件ですが、LEDになっています。で、前、特別に予算を組んで昇降式の照明にしました。要するに、不備があったりなんたりしたときにっていう。これは、これ図面の中では何もそれは載ってはいないのですけど、要するに、将来のメンテナンスを考えたときに、そこはあったのかどうかというのが1件です。

それから、県道のところの、今、これでいうと左側ですね、都城側の入口のところが少し見え

づらいんですけれども、今の敷地をそのままでこの敷地ができ上がっているのか、これにフェンスを張ると、どれほどのフェンスをされるのかわからんけれども、この歩道のところ、狭くなってますよね。あの、入口のところ。ここ、道路のここです。ここ狭くなっていますね。で、要するに、将来のことも考えて、そこをそういうことも考えた上で論議されたのかどうかですね。やっぱり今までの道路にもう一つその東側に専用の出入り口ができますね。そして、その間のフェンスが、道路に県道に近いところに、狭くなってますよね。要するに、その体育館のほうの北側のところは広いんですけれども。それから、出入り口のところを過ぎて、次の交差点までのところは狭くなっていますね。この絵でいくと。そういう論議をされないと、要するに交通が煩雑になってくるという考え方からいうと、いかがかなというふうに思ったんですが。要するに、この工事に直接関係あるなしにかかわらず、初めて図面を見たもんだから、あえて質問をさせていただきたいと思います。

- 〇議長(福永 廣文君) 教育課長。
- ○教育課長(永吉 雅彦君) その点についても、今後道路関係とも検討しながら、安全にここに 入れるようにということで、そこも検討していきたいと思います。

(発言する者あり) そうです。あのですね、室内LED照明は、体育館については、昇降式になっています。(発言する者あり) はい、全部昇降式です。終わります。

○議長(福永 廣文君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

日程第5. 討論・採決

○議長(福永 廣文君) それでは、討論採決を行います。議案第64号「工事請負契約の締結について」を議題として、討論採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福永 廣文君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(福永 廣文君) 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第64号「工事請負契約の締結について」原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 異議なしと認めます。

午前10時18分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 福永 廣文

署名議員 楠原 更三

署名議員 池田 克子

三股町告示第45号

平成27年第5回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年8月31日

三股町長 木佐貫 辰生

						1 1111	/2 < _
1	期	日	平成27年9月3日				
2	場	所	三股町議会議場				
	開会日	3 (こ)	芯招した議員				
			森 正太郎君	楠原	更三君		
			福田 新一君	池邉	美紀君		
			堀内 義郎君	内村	立吉君		
			福永 廣文君	指宿	秋廣君		
			重久 邦仁君	池田	克子君		
			山中 則夫君	桑畑	浩三君		
	9月7	7日1	こ応招した議員				
	9月1	6日(こ応招した議員				
	9月1	7日(
0 !	9月1	8日1					
О Д	芯招し	ンなり	かった議員				

平成27年 第5回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成27年9月3日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成27年9月3日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件について

日程第3 議案第65号から議案第89号までの25議案、請願第1号、諮問第1号から諮問 第2号までの2件及び報告第8号から報告第10号までの3件、一括上程

日程第4 決算審查報告

日程第5 議案第83号の質疑・討論・採決

追加日程第1 追加議案第90号の取り扱いについて

追加日程第2 追加議案第90号

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件について

日程第3 議案第65号から議案第89号までの25議案、請願第1号、諮問第1号から諮問 第2号までの2件及び報告第8号から報告第10号までの3件、一括上程

日程第4 決算審查報告

日程第5 議案第83号の質疑・討論・採決

追加日程第1 追加議案第90号の取り扱いについて

追加日程第2 追加議案第90号

出席議員(12名)

1番	森耳	E太郎君	2番	楠原	更三君
3番	福田	新一君	4番	池邉	美紀君
5番	堀内	義郎君	6番	内村	立吉君
7番	福永	廣文君	8番	指宿	秋廣君
9番	重久	邦仁君	10番	池田	克子君
11番	山中	則夫君	12番	桑畑	浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 山元 道弥君

書記 山田 直美君

書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	西村	尚彦君
教育長	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	大脇	哲朗君
企画政策課長	鍋倉 祐三君	税務財政課長	上村	陽一君
町民保健課長	内村陽一郎君	福祉課長	岩松	健一君
産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長	兒玉	秀二君
環境水道課長	西畑 博文君	教育課長	永吉	雅彦君
会計課長	財部 一美君	代表監査委員	谷山	悦子君

午前10時00分開会

〇議長(福永 廣文君) 平成27年第5回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(福永 廣文君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番、福田君、9番、重 久君の2名を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長(福永 廣文君) 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

議会運営委員長から報告をお願いいたします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○議会運営委員長(指宿 秋廣君) おはようございます。

それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告をいたします。

去る8月31日、議会運営委員会を開き、本日招集されました平成27年第5回三股町議会定 例会の会期日程等について協議いたしました。

今期定例会に付議されました案件は、平成26年度決算認定9件、条例の改正6件、平成27年度補正予算8件、人事案件2件、請願1件、諮問2件、報告3件の計31件であります。この提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査いたしました結果、本定例会の会期は本日から9月18日までの16日間とすることに決定しました。

日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

また、意見書案が1件提出されており、本日の全員協議会の場で議論・調整し、その結果を最終日に追加提案することといたしました。

次に、本定例会に提案される議案のうち議案第83号につきましては、委員会付託を省略し、本日全体審議を行い、議案第88号、89号及び諮問第1号、第2号につきましては委員会付託を省略し、第5日目の9月7日に全体審議で措置することに決定しました。

以上、当委員会の報告を終わります。

〇議長(福永 廣文君) お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月18日までの16日間とすることとし、また、意見書案が1件提出されており、本日、全員協議会の場で議論・調整し、その結果を最終日に追加提案することといたしたいと思います。

次に、今回提案される議案のうち議案第83号につきましては、委員会付託を省略し、本日全体審議を行い、議案第88号、89号、諮問第1号から第2号につきましては委員会付託を省略し、第5日目の9月7日に全体審議で措置することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第3. 議案第65号から議案第89号までの25議案、請願第1号、諮問第1号から諮問第2号までの2件及び報告第8号から報告第10号までの3件、一括上程

○議長(福永 廣文君) 日程第3、議案第65号から議案第89号の25議案、請願1件、諮問 2件及び報告3件を一括して議題といたします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長(木佐貫辰生君) おはようございます。平成27年第5回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、平成26年度の各会計の決算認定にかかわる各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第65号「平成26年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第66号「平成26年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第67号「平成26年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第68号「平成26年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第69号「平成26年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第70号「平成26年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第71号「平成26年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第71号「平成26年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第71号「平成26年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第72号「平成26年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の8議案については、平成26年度の一般会計及び特別会計における決算認定に係る案件でありますので、一括してご説明申し上げます。

平成26年度におきましても、例年どおり厳しい財政状況下にありましたが、一般会計におい て歳入決算額104億2,984万1,677円、歳出決算額101億38万2,458円、翌年 度繰越額2億3,195万4,019円、国民健康保険特別会計において、歳入決算額32億 8,869万8,601円、歳出決算額30億7,785万4,709円、翌年度繰越額2億 1,084万3,892円、後期高齢者医療保険特別会計において、歳入決算額2億3,958万 9,491円、歳出決算額2億3,719万3,304円、翌年度繰越額239万6,187円、介 護保険特別会計において、歳入決算額20億9,241万8,151円、歳出決算額20億 6,189万304円、翌年度繰越額3,052万7,847円、介護保険サービス事業特別会計 において、歳入決算額1,296万6,760円、歳出決算額1,253万5,501円、翌年度繰 越額43万1,259円、梶山地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額5,164万 8,641円、歳出決算額5,070万2,702円、翌年度繰越額94万5,939円、宮村南部 地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額3,863万5,995円、歳出決算額 3,823万6,133円、翌年度繰越額39万9,862円、公共下水道事業特別会計において、 歳入決算額3億9,438万7,231円、歳出決算額3億7,859万3,749円、翌年度繰越 額1,579万3,482円となり、いずれの会計においても剰余金をもって決算ができましたこ とは、諸議会議員の皆様を初め、町民各位の深いご理解とご協力の賜であり、深く感謝申し上げ る次第であります。

次に、議案第73号「平成26年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につい

て」ご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、剰余金の処分について議会の議決を 求め、さらに同法第30条第4項の規定に基づき、決算について議会の認定を求めるものであり ます。

初めに、剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金1億8,187万3,452円のうち 1,400万円を減債積立金に積み立て、3,000万円を建設改良積立金に積み立て、1億 3,696万5,324円を自己資本金に積み立て、残余90万8,128円を翌年度に繰り越そ うとするものであります。

次に、決算において、平成26年度は施設整備更新事業として、第4配水池No.1の築造工事、中央浄水場の場内配管工事などに取り組んだほか、新設配水管の布設工事や老朽管の布設替工事を施工し、良質な水の安定供給と健全経営に努めてまいりました。決算の状況につきましては、収益的収入及び支出において消費税抜きで収入額が3億9,395万1,413円、支出額が3億2,634万8,559円となり、当年度純利益が6,760万2,854円となりました。一方、資本的収入及び支出においては消費税込みで収入が1億3,450万8,015円、支出額が3億3,386万8,114円となり、差し引き不足額1億9,936万99円については、減債積立金、建設改良積立金、当年度分損益勘定留保資金ほかで補塡したものであります。詳細につきましては、決算書10ページの事業報告書をご参照願います。

以上、9件の決算につきましては、監査委員の審査に付し、その意見書並びに関係書類を添えて議会の認定を求めようとするものであります。

また、物品調達基金ほか2つの基金について、その運用状況報告書を提出しておりますので、 よろしくお願いいたします。

以上、9議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、 ご承認並びに認定くださるようお願いいたします。

引き続き、各議案についてその提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第74号「三股町空家等の適正管理及び有効活用に関する条例」についてご説明申し上げます。本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法がことし5月に全面施行されたのに伴い、本町における実効性のある空き家等の適正管理の促進とともに、第3者への貸与やまちづくりに寄与する目的への転用など、空き家等の有効活用の促進を図ることを目的として条例を制定するものであります。

次に、議案第75号「三股町特定個人情報保護条例」についてご説明申し上げます。本案は、 平成25年5月31日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律、番号法の趣旨を踏まえ、町が保有する特定個人情報の適正な取り扱いを確保する とともに、特定個人情報の開示の請求等の権利を保障することを目的として条例を制定するもの であります。

次に、議案第76号「三股町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例等の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。本案は、三股町暴力団排除条例の適正な運用を行うため、各条例に追加し改正するものであります。

次に、議案第77号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。本案は、平成28年1月1日から運用開始になるマイナンバー制度の導入に当たり、全住民に対し交付される通知カード及び本人の申請に基づき交付する個人番号カードについて、それぞれのカードを紛失や破損等により再交付する場合、手数料を徴収するため条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第78号「三股町税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律が第189回通常国会において可決され、平成27年3月31日に公布されたところであり、これに伴い、三股町税条例について所要の改正措置を講じるものであります。改正の内容としましては、地方税法の総則に定められた徴収猶予等に係る規定が条例委任されたことに伴う規定の整備、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法の施行に伴う所要の条文整理、その他の条文整理として町民税ほか各税の減免の申請期限を変更する改正などが主なものであります。

次に、議案第79号「三股町企業立地促進条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。本案は、企業立地の促進に資するため、立地された企業への優遇措置を拡充することを目的に条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第80号「平成27年度三股町一般会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。本案は、国・県の補助内示決定及び事業の追加によるもののほか、当初予算で計上できなかった経費等について所要の補正措置を行うものであります。歳入歳出予算の総額93億3,228万円に歳入歳出それぞれ3億571万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億3,799万3,000円とするものであります。今回の補正予算では、平成26年度一般会計補正予算(第7号)においてご承認いただきました地方創生先行型交付金事業につきまして、平成27年度当初予算に計上している同一事業の事業費を減額いたしました。それでは、費目ごとにご説明いたします。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。地方特例交付金及び地方交付税は、交付 決定により増額補正するものです。国庫支出金は、番号制度構築事業ほか地方創生先行型交付金 等の国庫補助金を増額補正するものです。県支出金は、子ども・子育て支援整備交付金に係る民 生費・県補助金ほか農林水産業費県補助金を増額補正するものです。繰入金は、特別会計繰入金 に国民健康保険特別会計ほか特別会計の前年度決算に伴う精算返還金を増額し、基金繰入金は財 政調整基金、ふるさと未来基金からの繰入金をそれぞれ減額補正するものです。繰越金は、前年 度決算に伴う剰余金を増額補正し、諸収入については過年度収入として後期高齢者医療給付費に 係る過年度精算返還金等を増額補正するものです。町債は、臨時財政対策債を減額補正するもの です。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。総務費は、企画費において地方創生ふるさと三股PR事業の需用費、役務費及び委託料等を増額補正し、庁舎管理費を庁舎空調設備整備事業完了に伴い減額補正し、電算管理費及び戸籍住民基本台帳費においては番号制度構築事業による委託料を増額補正するものです。民生費は、社会福祉費において、厚生労働省所管の番号制度構築事業に係るシステム改修費を一般会計分で委託料、特別会計分で繰出金を、また交付税決定に伴う国民健康保険特別会計への財政安定化支援事業繰出金をぞれぞれ増額補正するものです。児童福祉費においては、番号制度構築事業による委託料を増額補正し、地方創生先行型事業により小学生医療費は減額補正するものです。衛生費は、都城地域健康医療ゾーン整備事業補助金を増額補正し、地方創生先行型事業により特定不妊治療費助成等は減額補正するものです。また、前年度精算による衛生センター負担金の精算は、増額補正するものです。農林水産業費は農業集落排水事業繰出金を、多面的機能支払交付金は活動組織増分をそれぞれ増額補正し、施設園芸振興対策事業補助金は地方創生先行型事業により減額補正するものです。土木費は道路橋梁費において道路維持補修費として工事請負費を、住宅費は番号制度構築事業による委託料を増額補正するものです。教育費は、教育総務費において実績に伴う奨学資金貸付金を減額補正し、保健体育費は野球チーム合宿誘致に係る備品購入費を増額補正するものです。

諸支出金については、前年度繰越金の2分の1を財政調整基金に積み立てし、予備費は収支の 調整額を補正するものです。

次に、第2表、債務負担行為補正についてご説明申し上げます。図書館システム導入事業ほか 1件については、数年にわたり債務が発生することから、債務負担行為をそれぞれ設定するもの であります。

最後に第3表、地方債補正についてご説明申し上げます。地方債補正については、臨時財政対策債の限度額を3億2,348万8,000円に補正するものであります。

次に、議案第81号「平成27年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。本案は、歳入歳出予算の総額34億9,907万1,000円に歳入歳出それぞれ5,525万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億5,432万7,000円とするものであります。歳入の主なものとしましては、番号制度構築事業の繰入金及び平成26年度収支決算による繰越金を増額補正するものであります。歳出の主な

ものとしましては、平成26年度国保事業費等精算による国庫支出金の償還金及び一般会計への 繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第82号「平成27年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。本案は、歳入歳出予算の総額2億3,803万4,000円に歳入歳出それぞれ503万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,307万1,000円とするものであります。歳入の主なものとしましては、番号制度構築事業の繰入金及び平成26年度収支決算による繰越金を増額補正するものであります。歳出の主なものとしましては、総務費及び保険事業費の委託料及び一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

議案第83号「平成27年度三股町介護保険特別会計補正予算(第2号)」については最後に ご説明申し上げます。

次に、議案第84号「平成27年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。本案は、歳入歳出予算の総額1,334万9,000円に歳入歳出それぞれ45万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,380万7,000円とするものであります。歳入につきましては、一般会計繰入金、繰越金を増額補正し、歳出の主なものとしましては、総務費の負担金補助及び交付金及び一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第85号「平成27年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。本案は、歳入歳出予算の総額4,878万4,000円に歳入歳出それぞれ344万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,222万8,000円とするものであります。歳入につきましては、一般会計繰入金及び平成26年度決算に伴う繰越金を増額補正するものであります。歳出の主なものとしましては、処理施設修繕料及び平成26年度決算に伴う一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第86号「平成27年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。本案は、歳入歳出予算の総額3,825万5,000円に歳入歳出それぞれ48万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,874万3,000円とするものであります。歳入につきましては、一般会計繰入金及び平成26年度決算に伴う繰越金を増額補正するものであります。歳出の主なものとしましては、平成26年度決算に伴う一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第87号「平成27年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。本案は、歳入歳出予算の総額4億4,114万5,000円に歳入歳出それぞれ1,499万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,614万

3,000円とするものであります。歳入については、一般会計繰入金を減額補正し、平成26年度決算に伴う繰越金を増額補正するものであります。歳出の主なものについては、4月の人事異動に伴う人件費の増減補正及び平成26年度決算に伴う一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第88号及び議案第89号の「固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、 関連がありますので一括してご説明申し上げます。ご承知のように固定資産評価審査委員会の委 員は、固定資産課税台帳に登録された事項に関する納税者の不服を審査決定する職務であり、町 税の納税義務があるもの、または学識経験を有するもののうちから議会の同意を得て選任するよ うになっております。

まず、議案第88号につきましては、固定資産評価審査委員会委員である木佐貫克美氏が、平成27年10月25日付をもって任期満了となりますので、引き続き固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、ここに地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第89号につきましては、当該委員の堂村和秋氏が9月21日付をもって任期満了となっており、このたび勇退されることとなりました。氏につきましては、3期6年9カ月間にわたり、町政にご協力をいただき、その崇高なるご尽力に対し、深く敬意を表する次第であります。そこで、その後任につきまして、種々人選の結果、柳橋一彦氏を最適任者と認め、ここに地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、諮問第1号及び諮問第2号の「人権擁護委員の推薦について」でありますが、関連がありますので一括してご説明申し上げます。ご承知のように、人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため設置されておりますが、この選任の手続は町長が議会の意見を聞いて、その後、法務大臣に候補者を推薦し同大臣が委嘱することになっております。

まず、諮問第1号につきましては、現在、本町の人権擁護委員として要職にある東秀美氏の任期が平成27年12月31日付で満了となっております。氏につきましては、今期満了をもって退任されることになりますが、1期3年間にわたり、常に自由人権思想の普及に努力され、これまでの崇高なるご尽力に対し、敬意を表する次第であります。そこで、その後任につきまして、種々人選の結果、馬場真吾氏を最適任者として推薦いたしたく、ここに人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第2号につきましては、現在、本町の人権擁護委員として要職にある前田万氏の任期が平成27年12月31日付で満了となっております。氏につきましては、今期満了をもって退任されることになりますが、1期3年間にわたり、常に自由人権思想の普及に努力され、これ

までの崇高なるご尽力に対し、敬意を表する次第であります。

そこで、後任につきまして、種々人選の結果、上西理惠氏を最適任者として推薦いたしたく、 ここに人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願い いたします。

なお、今議会に報告3件を提出いたしております。報告第8号「平成26年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」、報告第9号「平成26年度決算に基づく資金不足比率の報告について」、報告第10号「平成26年度三股町水道事業会計継続費精算報告書の報告について」の報告3件につきましては、それぞれ関係法令の規定に基づき報告するものでございます。よろしくご理解をいただききますようお願いいたします。

最後に、議案第83号「平成27年度三股町介護保険特別会計補正予算(第2号)」について ご説明申し上げます。

まずは、おわびを申し上げたいと思います。今回、介護保険料の賦課更正を行うにあたりまして、誤った処理を行い、本来の徴収額より過大に徴収してしまったことが判明いたしました。これにつきましては、介護保険料の賦課更正できる期間(時効)は2年間と定まっておりますが、一部2年を超えて更正を行っていたものであります。補正については、その過大に徴収したものに対する返還等を行う補正予算でございます。

今回のことにつきましては、関係者の皆様にご迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。今後、このようなことが起きないよう、法令遵守の適正な事務処理を徹底し、職員一丸となって再発防止と信頼回復に向け取り組んでまいります。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明させていただきます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

- ○議長(福永 廣文君) 補足説明があれば許します。福祉課長。
- ○福祉課長(岩松 健一君) それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

福祉課の不手際で議会運営にご迷惑をおかけしていることをまずはおわびを申し上げます。説明につきましては、本日お配りしております資料で説明させていただきます。

資料の1ページでございますが、概要をまず申し上げますと、平成26年度に賦課更正業務中、 賦課更正時効後にも賦課更正されているものに気づき、全ての賦課更正を行った方の再調査を行ったところ、42件の誤賦課が判明しました。

原因といたしまして、平成15年度から平成26年度まで、介護保険システムの時効設定が変わってしまっておりました。介護保険法に定められている保険料更正の時効は2年間でありますが、設定が「2年度」になっておりました。そのため、時効到来後も同一年度内であれば、賦課

更正が処理される状態となっていたということでございます。システム業者変更に伴う平成 14年度途中からの介護保険システム移行時期に発生したものと思われますが、職員によるチェ ックも行われた模様ですが、詳細は不明でございます。

内容の2ページをごらんいただきますと、平成19年7月31日が納期限の場合を一つ例に取っておりますが、上のほうは2年間ということで8月1日から7月31日で賦課更正できる期間であると。これが、正しい方式でございますが、今回のは、システム時効を2年度と設定していたために、21年の7月31日以降の分につきましても3月31日まで賦課更正の処理がされてしまったということでございます。つまり、平成21年度中であれば平成19年度中の賦課に更正処理がされる状態となっていたということが判明したとこでございます。

それで、また1ページに戻っていただきますと、時効期間が5年以内のものにつきましては還付加算金という還付をするわけですけども、これにつきましては22件で40万1,000円でございます。この上記金額に加算金がつくわけでございますが、当初は9月7日の日に上程されるということで補正予算をつくっておりますので、還付加算金を1万4,400円というふうにしております。時効が還付時効5年を経過したものについては、要綱を設定しておりまして、10年までさかのぼって還付ができるというふうにしておりまして、それが20件で23万4,200円。上記に加算する利子相当額が6万8,080円ということになることになります。対象となる方につきましては、訪問、謝罪し、還付金等の振込口座情報等を聞きとりしまして、還付等の手続に入るということにしております。

再発防止でございますが、システム変更等を行ったときに業者、SE――システムエンジニアです――と担当者の連携のあり方を再確認し、再発防止につなげるということと、あと、何件かを抽出しまして、手計算による計算で確認するという方法も行っていきたいというふうに考えております。

3ページにつきましては、その年度ごとの、上のほうが5年以上たっている過誤納付額です。 それに利子相当額5%を計算して返還するものでございます。還付時効が5年以内のものにつき ましては、下のほうで、還付保険料と還付加算金を加算しまして返還するというものでございま す。これについての賦課更正が発生した理由でございますが、還付時効5年を経過したもの、上 の表の一番上の方—20年度の方です——、この方については65歳到達という形で賦課更正 が行われております。残り全ての方は、1年経過後に所得収入の更正があった方々でございます。 以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(福永 廣文君) ほかにございませんか。総務課長。
- ○総務課長(大脇 哲朗君) 議案第88号及び議案第89号の「固定資産評価審査委員会委員の 選任について」を補足説明いたします。

まずは、議案第88号についてでございますけれども、現在、固定資産評価審査委員会委員であります木佐貫克美氏が、平成27年10月25日付をもって任期満了となるところであり、引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

木佐貫氏につきましては、次のページに経歴をつけておりますけれども、昭和27年に宮崎県に採用され、平成6年に退職されるまでの42年間のうち税務職を11年間経験されているところでございます。退職された平成6年から現在まで7期21年にわたり、委員をお願いしているところでございます。

次に、議案第89号につきましては、当該委員の堂村和秋氏が9月21日付をもって任期満了となるところでありましたけれども、このたび勇退されることとなりました。その後任にということで、柳橋一彦氏を最適任者と認め、議会の同意を求めるものでございます。

あけていただきまして、柳橋氏につきましては、昭和42年に三股町に採用され、平成19年に退職されるまでの約40年間のうち税務職を8年間経験されていらっしゃるところでございます。

なお、委員の任期につきましては3年間というふうになっております。

続きまして、諮問第1号及び第2号の「人権擁護委員の推薦について」を補足説明いたします。 まずは諮問第1号につきましては、現在、人権擁護委員であります東秀美氏が今期で満了をも って退任されることになり、その後任につきまして、馬場真吾氏を推薦いたしたく、議会の意見 を求めるものでございます。

あけていただきまして、馬場氏につきましては、昭和53年三股小学校に勤務され、平成26年に退職されるまで36年間教職につかれており、現在は三股町教育委員会の研究指導員をお願いしているところでございます。

次に、諮問第2号につきまして、同じく人権擁護委員の前田万氏が今期満了をもって退任されることになり、その後任につきまして、上西理惠氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

あけていただきまして、上西氏につきましては、昭和55年延岡の岡富中学校に勤務され、平成21年に退職されるまで29年間教職につかれており、現在は三股町適応指導教室の指導員をお願いしているところでございます。

なお、委員の任期につきましては3年間となっております。

以上、補足説明を終わります。

○議長(福永 廣文君) ほかに補足はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 次に、請願第1号について提出者の趣旨説明を求めます。森君。

[1番 森 正太郎君 登壇]

○議員(1番 森 正太郎君) 川内原発再稼働についての公開住民説明会を求める請願書の説明 をいたします。

2011年3月11日の福島第一原発事故から4年半が過ぎ、今もなお11万人以上もの方々が避難生活を送っておられます。事故現場の福島第一原発では、作業員の方々が被曝を重ねながら収束作業を行っておりますが、いまだに事故原因ははっきりせず、溶け落ちた核燃料もどこにあるのかわからないという状況が続いております。このように、福島の深刻な事故の後始末が終わるめどすら立っていない状況の中で、九州電力株式会社はお隣鹿児島県の川内原子力発電所1号機を8月11日に再稼働させました。さらに、10月中旬には2号機も再稼働させるとしております。

鹿児島県川内原発が万が一の重大事故を起こした際には、ここ三股町は大きな被害を受けかねません。福島第一原発事故当時、最大避難区域は原発から半径250キロメートル以内とされておりました。それでは、川内原発から三股町まではどれぐらいあるかといいますと、直線距離にして90キロメートルしかありません。三股町が川内原発の風下になりやすいことは、桜島から飛んでくる火山灰に日々悩まされている我々にとっては常識と言えるのではないでしょうか。万が一の際の被害地元である我々三股町民に、何の説明もなく原発を次々と再稼働させることについて、我々は説明を求める義務があるはずです。住民の命と暮らしを守る責任を果たすという意味でも、委員会のほうでよろしくご審議をいただきまして、ぜひとも採択していただきますようにお願いをいたします。

説明を終わります。

日程第4. 決算審査報告

○議長(福永 廣文君) 日程第4、決算審査の報告を求めます。谷山代表監査委員、お願いいた します。

〔代表監查委員 谷山 悦子君 登壇〕

- **〇代表監査委員(谷山 悦子君)** おはようございます。平成26年度決算審査についてご報告申 し上げます。
 - 一般会計・特別会計基金運用状況につきましては、町長より審査依頼がありまして、7月8日から8月6日までの期間、決算審査を行いました。また、水道事業会計の決算についても6月22日に依頼がありましたので、7月2日に決算審査を行いました。決算書、事項別明細書、証拠書類、諸帳簿等関係書類を審査した結果、いずれも正確に適正に処理されていると認められましたので報告いたします。

さらに財政健全化につきましても、8月21日、健全化判断比率及び資金不足比率について審査を行いました。報告第8号、9号のとおり、早期健全化基準、経営健全化基準をそれぞれ下回っており、町の財政状況が健全であることを確認いたしましたので、あわせてご報告いたします。なお、詳しいことにつきましては、別紙審査意見書をご参照いただきますようお願いします。報告を終わります。

○議長(福永 廣文君) それでは、しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時50分休憩	
〔全員協議会〕	
午前10時51分再開	

日程第5. 議案第83号の質疑、討論、採決

○議長(福永 廣文君) 日程第5、議案第83号「平成27年度三股町介護保険特別会計補正予算(第2号)」の質疑、討論、採決を行います。なお、質疑は会議規則第54条により、1議題につき1人5回以内となっております。

それでは、議案第83号を議題として質疑を行います。質疑はございませんか。指宿議員。

○議員(8番 指宿 秋廣君) ただいま議題となっております第83号についてお聞きをいたします。

この説明の中で、業者変更があったというふうに今お聞きをしたんですが、要するに類似する 団体も同一のことが考えられるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、この案件につ いて三股町だけが特殊なのかどうか。

それからもう一点、この3ページにくると、督促手数料が1,700円ですか、ついていますよね。要するに、納税者にこの介護保険料を納める人にとっては、これは不服があったのか何かという点が考えられます。

それともう一点、重複、これ説明がなかったんですが、延べ42名なのか、実質42名なのか という説明がありませんでした。

以上3点、お願いします。

- 〇議長(福永 廣文君) 福祉課長。
- ○福祉課長(岩松 健一君) それではお答えいたします。

県内に同じシステムを使っているところが、ほかに2町ございました。そこのほうには、電話 でどうですかということで問い合わせをしたことはございます。そして、回答が来ておりません でしたので、この26年度末に再度確認をいたしましたところ、一つの町はなしということで、 もう一つの町は7名対象があったということでございますが、まだその後どうするかは決定して おりませんという答弁をいただきました。

督促手数料の件は、納入していただけなかったということで督促をかけたという状況でございます、期限内に。それと、あとは人数は、延べではございません、全員で42名でございます。

- 〇議長(福永 廣文君) 指宿議員。
- ○議員(8番 指宿 秋廣君) その督促手数料は納めんかったから督促手数料がつく、それはも う常識中の常識ですけれども、私が言うのは、要するにそうしたことによってトラブったんでは ないんですかということを聞きたかったわけです。要するに、重複していないと、延べじゃなく て実数も42名だというようにお答えられましたので、42名の方に該当するということであれ ば、そうすることによってこれを納める人が不服があって、窓口等でトラブったことはないんで すかということをお聞きしたかったんです。
- 〇議長(福永 廣文君) 福祉課長。
- **〇福祉課長(岩松 健一君)** その件についてはちょっと把握をいたしておりません。
- ○議長(福永 廣文君) ほかにございませんか。重久議員。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) このチェック体制が人為による職員によるチェック体制が、気づかれてこのミスの発見ということが先なのか、業者のほうからこういうことがあったということの原因になったということですね。そこで見つかったということの流れで、チェック体制は何名でされてて、それを課長はよしと認めてそういう結果になったのか、チェック体制は係長の職務で全体的にしておられたのか、現状の経過を答弁願います。
- 〇議長(福永 廣文君) 福祉課長。
- ○福祉課長(岩松 健一君) チェック体制、14年度当時に別な業者さんが、介護保険は平成 12年に始まっておりますので、12、13、14を別の業者がしていたんですけども、全ての 庁舎内のコンピューターで使いにくいというような話が出たそうなんです。そこで、また今度は 別な業者に変えると。変えるときにこれが発生しているみたいなんですけども、チェック体制は そのSEさんと担当との話し合いでなるということになります。
- 〇議長(福永 廣文君) 重久君。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) 機械のミスは、この入力をする人間のミスは、人間はまあそんなに正確ではないから、いろいろ手順に間違いするのもやっぱり人間かなと思うんですが、これに相手方に対して今説明をしてもらったようなことですが、その人たちはその説明をするときに納得という見解の、この難しい質の話しになるかと思うのですが、どのような方法で納得までというようなところで課長は説明をさせているのか、手続上のことばの答弁をお願いします。

- 〇議長(福永 廣文君) 福祉課長。
- **〇福祉課長(岩松 健一君)** つぶさに実際の状況をご説明しまして、人為的ミスです、ボタンを押し間違えのようなもんですから、それでこういうことが発生したということで、それが気づくのが遅かったということで説明するしかないかなというふうに思っております。
- 〇議長(福永 廣文君) 重久君。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) 今後の体制というようなことで、またこれも出してあるんですけども、二重にこういうことが起こらない、体制としてまたチェックした上には手計算によるものが1回だけではなくどうするかというような対策までは、今後のミスがないよう、二度と起こらないようなということの対策だと思うんですけど、課長としては人員不足は否めないかなと、大変、福祉課としてはお忙しい、朝晩電気がついて大変だなと思っておりますけど、どのような対策で対応して今後のミスが起こらないような対策を練っておられるか、お伺いします。
- 〇議長(福永 廣文君) 福祉課長。
- ○福祉課長(岩松 健一君) 忙しいとおっしゃってくださいましたが、どんなに忙しくても間違いがあったらいけないわけでございますので、それはチェックはチェックでちゃんとしなきゃいけないんですけれども、どうしてもコンピューターに頼り過ぎてたというとこもコンピューターが入ってから何年もたってきますとありますので、コンピューターに計算を任せるんではなくて、やっぱり昔のみたいに手計算をどっかを抽出してみてやるとか、そういうふうな方式もいいのかなと思っておりますし、SEさんが我々より詳しいような人たちがプログラムを組むもんですから、どうしてもそちらの人にも頼ってしまうというところがあったりするもんですから、その辺はしっかり担当者としては自分の、プロですのでプロとして意識を持ってSEと対応するという形をもっていかなきゃいけないなあというふうには思っております。
- ○議長(福永 廣文君) ほかに。堀内君。
- ○議員(5番 堀内 義郎君) 今の件ですけども、設定が2年度となっていたっちゅうことは明らかにプログラムのミスもあったんじゃないかと思うんですけども、それに対してシステムエンジニア等のそういった業者に対して責任はなかったんですか。
- **〇議長(福永 廣文君)** 福祉課長。
- ○福祉課長(岩松 健一君) プログラムの間違いではなくて、入力するときのボタンのかけ違いというか、こっちを押すかこっちが押すかというような感じのとこだったそうなんですけども、それを誰が押したかはちょっとわかりませんので……。
- 〇議長(福永 廣文君) 堀内君。
- ○議員(5番 堀内 義郎君) 設定の間違いというか、そういうことですかね。
- 〇議長(福永 廣文君) 池邉君。

- ○議員(4番 池邉 美紀君) 概要ここに書いてますが、平成26年度の更正作業中というように書いています。どの、いつ時点でこれがわかって今に至っているのかというのか、ちょっと教えてください。
- 〇議長(福永 廣文君) 福祉課長。
- ○福祉課長(岩松 健一君) 昨年の8月末ごろにわかったというふうに思っております。それで、 原因究明が難しくて、12月下旬ごろまでかかったと。そしてわかったから、町長、副町長に説明しまして、平成12年度まで15年間を調査をし始めたということで、時間が大分かかってしまったということでございますので、7月下旬ごろに大体解明したということでございます。
- ○議長(福永 廣文君) よろしいですか。池邉君。
- **○議員(4番 池邉 美紀君)** 要するに12月時点で町長がわかって、3月議会のところにはできなかったのかなというところで考えてしまうんですが、重大な問題でなぜそれを早急に対応できなかったのか。
- 〇議長(福永 廣文君) 福祉課長。
- **○福祉課長(岩松 健一君)** 先ほど申しました、県内の2町にもどのような状況ですかということをお聞きしたんです。その返事をずっといただけなかった、それを待ってた状況がございますので、ちょっとおくれてしまったと思います。
- ○議長(福永 廣文君) よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。楠原君。
- ○議員(2番 楠原 更三君) 単純な質問なんですけれども、平成15年度からシステム変更ということなんですが、これが発覚してるのが、今回還付するのが24年度からの分ですけれども、その間、15年から19年度までは時効が成立しているということで対象になっていないんでしょうか。
- 〇議長(福永 廣文君) 福祉課長。
- ○福祉課長(岩松 健一君) 19年度以前分については、これが上がってきませんで、なかった ということでございます。対象者がいなかったということでございます。対象者がいなかったと。 19、18、17、16、15です。
- 〇議長(福永 廣文君) 楠原君。
- ○議員(2番 楠原 更三君) そういうことがあるんでしょうか。15年度からずっと続いて途中からこういうことが起こるということは。ずっと、2ページにありますように、こういう間違い、下の段のような、途中の年度からこのような違いがあるということがあり得るんでしょうか。またどっかでかボタンの押し間違いというのがあったのか、そこらどんなもんでしょう。
- 〇議長(福永 廣文君) 福祉課長。
- **〇福祉課長(岩松 健一君)** このシステム業者の方から出していただいた名簿では出てこなかっ

たということでございます。

- 〇議長(福永 廣文君) 楠原君。
- ○議員(2番 楠原 更三君) ということは、あった可能性もあるということですね。このことにつきましては、納めている側の人はわからない部分が多いと思うんですよね。役場のほうでわかったからこういうことになったと。向こうからおかしいんじゃないかという意見があってから発覚したわけじゃないですから、平成15年から数年間の間、多く納めていた人もいてもおかしくはないわけですよね。業者から言うんじゃなくて、執行部のほうから積極的にそういうのを探すとか、この時効だから対象としないとかいうの。実際これ時効であっても、SEのほうから言われた部分については幾らか返納される対象となっているようですけども、単純に考えて15年度からの部分というのも考えていく必要があるんではないかなと思います。どうでしょうか。
- 〇議長(福永 廣文君) 福祉課長。
- ○福祉課長(岩松 健一君) 10年まではさかのぼって返還ができるという要綱を持っておりますので、19、18、17年度、この3年度につきましては、また再度調査をさせていただきます。もう一回、精査させていただきたいと思います。
- 〇議長(福永 廣文君) 楠原君。
- ○議員(2番 楠原 更三君) このことにつきましては、税金ということは、町民の方々、非常にこう、敏感な部分であると思います。知らなかったでずっと終わっていってしまえば、役場の信用というものはかなり大きく失墜すると思いますので、この件につきましては法令に関する時効に関係なく、積極的に調べていただきまして、還付できるものは全て還付していただけるようにしていただきたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(福永 廣文君) 森君。
- ○議員(1番 森 正太郎君) このミスが入力の「何年間」というのと「何年度」というので、すごいぱっと見、わかりづらいミスなんですけれども、どこでも起こり得るミスだと思うんです。で、この今回のことについて、さかのぼって時間をかけて調べられたということだったんですけど、ほかの部署で同じ業者のシステムを使ってらっしゃるところですとか、同じようなミスがある可能性がある業務っていうのは調べられたんでしょうか。
- 〇議長(福永 廣文君) 副町長。
- ○副町長(西村 尚彦君) この件については、当然今回はこの介護保険料についてはもういいやということなんですが、当然、例えばほかの税目についても今言われたような可能性というのは確かにあると思います。ただ、今回は出たんですが、常日ごろの、例えばこれはかなり昔なんですが、固定資産税でもかなり昔あったことがあって、そのときも先ほど言われましたように、手

計算でやるというのを当時も職員に徹底したところであります。私たちとしては、税にかかわる ところはそういうチェック体制があると思っていますが、今、ちょっと再度思うのは、もう一回、 全庁的に確認をしたいと思っております。

- 〇議長(福永 廣文君) 森君。
- ○議員(1番 森 正太郎君) すごい単純ミスなので、なかなか見つかりづらいとは思うんですけれども、やっぱりこういう発覚するたびに町長が謝罪をするということも、やっぱり防げることだと思いますので、細かいところを見ていっていただきたいなと思います。よろしくお願いします。
- ○議長(福永 廣文君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 質疑もうないので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 討論もないので、これより討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第83号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 異議なしと認めます。よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

ここで、本会議を休憩いたします。

議員の皆さんは、午後2時に全員協議会が開催されますので、全員協議会室にお集まりください。執行部は、再開の連絡を事務局からいたしますので、庁舎内に待機していてください。(発言する者あり)

医師会のほうから2時半にご説明に上がるということがございますので、その時間に合わせて ということでございますので、よろしくお願いいたします。

ただいま申し上げましたとおり、議員の皆さんは午後2時に全員協議会が開催されますので、 全員協議会室にお集まりください。執行部は、再度連絡を事務局からいたしますので、庁舎内に 待機してください。

以上で、午前の協議を終わります。解散。

議会運営委員会を開催いたしますので、議会運営委員の方は全員協議会室にお願いいたします。 自由に解散をお願いいたします。

休憩で。

午前11時08分休憩

午後2時00分再開

○議長(福永 廣文君) それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

追加日程第1. 追加議案第90号の取り扱いについて

○議長(福永 廣文君) 追加日程第1、追加議案第90号「平成27年度三股町介護保険特別会計補正予算(第3号)」の取り扱いについてを議題といたします。

議会運営委員長より報告をお願いいたします。議運委員長。

〔議会運営委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○議会運営委員長(指宿 秋廣君) それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告いた します。

本日9月3日、議会運営委員会を開き、追加提案されます議案第90号「平成27年度三股町介護保険特別会計補正予算(第3号)」について協議いたしました。その結果、この提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、議案第90号につきましては本日上程し、文教厚生常任委員会付託で措置することに決定いたしました。

以上、当委員会の報告を終わります。

- ○議長(福永 廣文君) お諮りいたします。議案第90号につきましては、ただいまの議会運営 委員長の報告のとおり、本日上程し、文教厚生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(福永 廣文君) 異議なしと認めます。よって、議案第90号は、本日上程し、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

追加日程第2. 追加議案第90号上程

○議長(福永 廣文君) 追加日程第2、追加議案第90号「平成27年度三股町介護保険特別会計補正予算(第3号)」を上程いたします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

〇町長(木佐貫辰生君) お疲れさまです。本日、追加上程いたしました議案につきまして、その 提案理由の説明を申し上げます。

議案第90号「平成27年度三股町介護保険特別会計補正予算(第3号)」について御説明申 し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額20億7,202万6,000円に歳入歳出それぞれ4,609万

4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億1,812万円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、支払基金交付金、一般会計繰入金及び繰越金を増額補正し、歳 出の主なものとしましては、総務費の委託料、基金積立金及び一般会計への繰出金を増額補正す るものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長(福永 廣文君) 補足説明があれば許します。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) それでは、しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後2時05分再開

○議長(福永 廣文君) それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

○議長(福永 廣文君) 次に、お願いをいたします。総括質疑の通告については、明日の正午までといたします。詳細な数値等の提示を求める質疑については、事前に通告してください。

それでは、以上で本日の全日程を終了いたしましたので、これをもって本日の会議を散会いた します。

午後2時06分散会

平成27年 第5回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

平成27年9月7日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成27年9月7日 午前9時58分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

日程第3 議案第88号、議案第89号の質疑・討論・採決

日程第4 諮問第1号、諮問第2号の質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

日程第3 議案第88号、議案第89号の質疑・討論・採決

日程第4 諮問第1号、諮問第2号の質疑・討論・採決

出席議員(12名)

1番	森工	E太郎君	2番	楠原	更三君
3番	福田	新一君	4番	池邉	美紀君
5番	堀内	義郎君	6番	内村	立吉君
7番	福永	廣文君	8番	指宿	秋廣君
9番	重久	邦仁君	10番	池田	克子君
11番	山中	則夫君	12番	桑畑	浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 山元 道弥君

書記 山田 直美君

書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

 町長
 木佐貫辰生君
 副町長
 西村 尚彦君

 教育長
 宮内浩二郎君
 総務課長兼町民室長
 大脇 哲朗君

 企画政策課長
 鍋倉 祐三君
 税務財政課長
 上村 陽一君

 町民保健課長
 内村陽一郎君
 福祉課長
 岩松 健一君

 産業振興課長
 丸山浩一郎君
 都市整備課長
 兒玉 秀二君

 環境水道課長
 西畑 博文君
 教育課長
 永吉 雅彦君

 会計課長
 財部
 美君

午前9時58分開議

○議長(福永 廣文君) 定刻若干前でございますけれども、ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 総括質疑

〇議長(福永 廣文君) 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑につきましては、5つに分けて行います。

今定例会の初日に提案されました議案等のうち、議案第83号、議案第88号、89号、諮問第1号、第2号を除く全ての案件に対しての質疑であります。

また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、委員会の場で行ってください。また、 くれぐれも一般質問のようにならないようにご注意をお願いいたします。

なお、質疑は会議規則第54条により、同一の議題について、定例会では3回を超えることができないとなっております。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いいたします。

まず、議案第65号から議案第73号までの決算の承認に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 質疑はないようでございますので、議案第65号から議案第73号までの9議案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第74号から議案第79号までの条例に対する質疑を行います。質疑ございませんか。森君。

- ○議員(1番 森 正太郎君) 何点かの議案に係るんですけれども。
- ○議長(福永 廣文君) 議案番号から先にお願いいたします。

- ○議員(1番 森 正太郎君) 議案第76号の条例の改正案なんですけれども、この暴力団関係の改正の部分で、これは、このタイミングでこれを入れてきたというのは、何か根拠があっての改正なんでしょうか。
- 〇議長(福永 廣文君) 総務課長。
- ○総務課長(大脇 哲朗君) 昨年度、業者のほうに例規集の精査ということで業務を委託しておりまして、そちらのほうで、現在使われている条例規則等を問題点はないか、誤字がないかというところでチェックをしていただいたものでございます。

その中で、高鍋町が同じような業者のほうに業務を委託されておりまして、その中で出たのが、 高鍋町の例でございますけれども、こういう、もともと暴力団に関する条例というのは三股町も ございまして、高鍋町もございました。

ただ、各施設においても、こういう条項が各条文の中に入っていなければ、高鍋町の場合、県警との協力関係がうまくできなかったと。県警からも入れるよう申し入れが高鍋町にあったということで、そちらのことを受けまして、業者等と話をいたしまして、本町においても、各施設においても、こういう形で入れることにしたものでございます。

以上です。

- ○議長(福永 廣文君) ほかにございませんか。森君。
- ○議員(1番 森 正太郎君) 76号の三股町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する、あ、そうか、そうですよね、今のですよね、の中の三股町立公園条例の一部改正なんですけれども、これの使用の制限のところに「公安もしくは公益を害し、また風俗を乱すおそれがあると認められるときには、利用の取り消し、または中止を命ずることができる。」とあるんですけれども、この「公安もしくは公益を害し」という文言が曖昧なんじゃないかなと思われるんですけど、具体的にどういう場合があるのか、お伺いしたいんですけれども。
- 〇議長(福永 廣文君) 都市整備課長。
- **〇都市整備課長(兒玉 秀二君)** なかなか、ここまで詳しく勉強したことがなかったんですけれ ども、秩序を乱すとか、その辺のことかなというふうに解釈してたところでございます。また、 詳しく勉強したいと思いますので。
- **○議長(福永 廣文君)** よろしいでしょうか。はい、森君。
- ○議員(1番 森 正太郎君) この、公安を乱すというところが、やっぱり曖昧で、かなり、解釈によっては、憲法上保障されている権利を侵害するおそれがあるという見解もあるので、ちょっとここは具体的に示していただきたいなというのがあるんですけど。

それで、同じような条例で「三股駅前多目的広場条例の一部改正」のほうでは、そういう条項 がありませんでしたので、で、公園のほうだけこういう文言が入ってるのは何でかなというのが あるんですけれども、よければお答えいただきたいです。

- 〇議長(福永 廣文君) 総務課長。
- ○総務課長(大脇 哲朗君) あくまでも、今回の改正内容ではないということで、もともとの条 文の中にこれが入ってたわけですので、こちらにつきましては、ちょっと解釈が、明確に答える ことができませんので、もう一回調べてお答えするという形ですね。
- ○議員(1番 森 正太郎君) お願いします。
- ○議長(福永 廣文君) それでは、再度調査した後、ご回答をお願いします。 ほかにございませんか。楠原君。
- ○議員(2番 楠原 更三君) 74号です。空き家関係ですけれども。第2条の1項のところで、空き家等の説明のところですが、その2行目後ろのほうで、「常に人が使用していないもの、またはこれに類する状態にあるもの」というところで、「これに類する状態」というのはどういうことを想定されているのか、伺いたいです。
- 〇議長(福永 廣文君) 企画政策課長。
- **○企画政策課長(鍋倉 祐三君)** この文言等については、既に制定してるところのを参考にしましたので、具体的には余り考えてないんですけども、ごみ屋敷とかいろんなものがありますよね、そういうものを含めてかなというふうには思っているところでございます。
- 〇議長(福永 廣文君) 楠原君。
- ○議員(2番 楠原 更三君) もう一点ですけれども、同じく空き家等の条例ですが、第12条です。文言のことですけれども、「町長は、空き家等を発見したとき」という表現なんですね、「発見したとき」と。今、これに類する状態というので、何か説明があるのかと思ったんですけれども。「発見したとき」というのは、そのときですよね。そのときに空き家とわかるのかというのは疑問がありまして。ですから、例えば、「空き家等を発見したとき」、または「認定したとき」、というのを入れると、時間的な、調べる時間というのが加わるんではないかなと思います。
 - 一番多いのは、その次の「町民等からの情報提供」と、これが一番なんでしょうけれども、この「発見したとき」というのが何か浮き出てしまってるような感覚、突発的なことというような感じがして、条例には何かこうふさわしくないような気がするんですけど。

以上です。

- 〇議長(福永 廣文君) 企画政策課長。
- **○企画政策課長(鍋倉 祐三君)** 一番多いのは、町民等からの連絡が多いと思うんですが、町の職員もやっぱり、業務の中で町内回りますので、そういうときに発見したときも想定してということではございます。

○議長(福永 廣文君) よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。――それでは、ないようでございますので、議案第74号から議 案第79号までの6議案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第83号を除く、議案第80号から第87号までの補正予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。森君。

- ○議員(1番 森 正太郎君) 議案85号なんですけれども、85号の7ページ目の梶山地区農業集落排水事業費、工事請負費で40万、公共ます設置工事というのがあるんですけれども、86号のほうの、宮村のほうの排水事業費の公共ます設置工事が9万円なんですけれど、この差がどういう差なのか、ご説明をお願いします。
- 〇議長(福永 廣文君) 環境水道課長。
- ○環境水道課長(西畑 博文君) 議案85号の梶山地区農業集落排水事業の公共ます設置工事の40万については、今後設置が見込まれる戸数が2軒ほどですので2件計上しております。

もう一点の86号の宮村南部地区の農業集落排水の9万円については、現在の予算が若干残っておりますので、あと見込まれる分1軒分を計上して9万円を計上しております。 以上です。

○議長(福永 廣文君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 質疑がないようでございますので、議案83号を除く議案80号から第87号までの7議案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第90号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(福永 廣文君) ないようですので、議案第90号に対する質疑を終結いたします。

最後に、請願第1号「鹿児島県川内原発再稼働について公開住民説明会を求める請願」書に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福永 廣文君) ないようですので、請願第1号に対する質疑を終結いたします。

日程第2. 常任委員会付託

○議長(福永 廣文君) 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は、常任委員会付託表案のとおりそれぞれの常任委員会に付託すること にご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方をよろしくお願いいたします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出 されるようお願いいたします。

日程第3. 議案第88号、議案第89号の質疑・討論・採決

○議長(福永 廣文君) 日程第3、議案第88号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」の質疑、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと 思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第88号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり同意されました。

議案第89号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」の質疑、討論、採決を行います。 お諮りします。本案も人事案件でございますので、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと 思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略して直ちに採決をいたします。

議案第89号は原案のとおり同意することに異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり同意されました。

日程第4. 諮問第1号、諮問第2号の質疑・討論・採決

○議長(福永 廣文君) 日程第4、諮問第1号、第2号の質疑、討論、採決を行います。 質疑の回数は、1つの議題で5回までといたします。 まず、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。重久君。

- ○議員(9番 重久 邦仁君) 推薦ですので、ほかにこの1名が上がってきている前に、どのような選考基準において選考されたのかをお尋ね申し上げます。何名をですか。
- 〇議長(福永 廣文君) 総務課長。
- ○総務課長(大脇 哲朗君) 今回だけではなくて、人権擁護委員の推薦については「基本的人権 を擁護し自由人権思想の普及高揚を図るため」という目的で設置されておりまして、それにふさ わしい人ということで、今回も当たってみたところでございます。

1号諮問、2号もそうなんですけれども、同じような形で、学校の先生というところで、広く生徒たちの人権等にもいろんな形で接しられておりまして、現在の職務についても関係ある仕事ということで、まずはこのお二人のほうにお話を持っていったところでございまして、お二人とも快く受けていただいたところでございます。

- 〇議長(福永 廣文君) 重久君。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) 我々に上がってきたときには、もうこれで1名なんですが、非常に、今答弁されたとおりの中で、基準でやっておられるということ、選考の中、何名ぐらいを対象にして選考というのがあったのか、それから、こういう人権については、そのぐらい大事なことだということにおきまして、公募というのはもう全然頭にないのか、の2点で質疑いたします。
- 〇議長(福永 廣文君) 総務課長。
- ○総務課長(大脇 哲朗君) 人権擁護委員が、今、町内に人口割からいきまして6名推薦するような形になっております。
- 〇議員(9番 重久 邦仁君) 何名でした。
- 〇総務課長(大脇 哲朗君) 6名。

で、今回お二人の方が12月31日をもって退任という形をとられておりますけれども、9月 議会に早目にかけるのは、推薦をこの段階でして、あとは国のほうで調整されて、28年の1月 1日付で委嘱という形をとる関係で、9月議会でお願いしたところでございます。

今回も、前回ちょっと何名かの方に確かに当たった経緯がございますけれども、今回はまだ学校の先生をということで、先ほど言いましたけれども、お願いしたところ、お受けいただいたというところで、割かしスムーズに推薦するに至ったんですけれども、これ公募となると、大変、町が推薦するわけですので、その方がどのような方なのかを事前にやはり把握したほうがいいということで、現在のところは公募という形は今とっておりません。

以上です。

〇議長(福永 廣文君) 重久君。

○議員(9番 重久 邦仁君) 今公募ということの、したんですが、町における、要するに人事をするときに、もう議会に上がってきた、議会で決めたことであるし、議会が承認したということでもう決定になるんですが、その前においての審査事項がわからないでは、我々はもう当局側が上げられたことを全幅の信頼を置いてするんであって、大体これで否決されたことは、ほとんど今までの経験ではないんですが、現在において、その任命した結果、今度はなかなかその任にあらずというようなときが出てきたときに、何ら議会から言えないわけですね。

よく見てみたら、もうかなりの高齢であって、その職にもつけないような状態の現況になっているような人にも、もう議会が承認したんではないかというようなことがあると、やっぱりその選任過程の審議というのは、もう少し知らしめてほしいし、この人権は、そういうことで、今後においては、委員の選定に行ってみたらもうこの人は適任だと思ったから1名しか当たって、そのことで決定しましたというようなところを聞きましたので、それはちょっと議会で審査、審議する前の全幅を依頼するに当たっては、何名の選考過程の中でこういう規律の中で選定したというようなことが今後あってしかるべきだと思うんですが、その点についての質疑は、もう今後、1人当たったらもう、これは人事ですから難しいでしょうけど、もうしたくないという人もあるかもしれませんけど、その点について、今後も1名のみ、これはもうそのことでいくということに対して、非常に疑義があるんですが、いかがですか。

- 〇議長(福永 廣文君) 総務課長。
- ○総務課長(大脇 哲朗君) 1つは、町内の委員さんということであれば、公募形式というのを もちろん検討しますけれども、もともと人権擁護委員という方はボランティアですので……
- O議員(9番 重久 邦仁君) いや、特に人権擁護にかかわらず。
- ○総務課長(大脇 哲朗君) はい。ですから、今、人権擁護委員のところの諮問1号、2号の話ですので、人権擁護委員さんの方は、これはそういう精神を持って公務に当たってもいいですよという了解を得てるわけですので、その気持ち的なところを酌んでいただけないと、先ほど言いましたように、ボランティアというところがありますので、そこをふるいにかけるというのはいかがなもんなのかなという気はいたします。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) そういうことを言ってるんじゃないけどな。以上。
- O議長(福永 廣文君) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福永 廣文君) 質疑もないので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(福永 廣文君) 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。諮問第1号は原案を適任とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 異議なしと認めます。よって、諮問第1号は適任と可決されました。 次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦について」を議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(福永 廣文君) 質疑もないので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 討論もないので、これにて討論を終結いたします。
これより採決を行います。諮問第2号は原案を適任とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 異議なしと認めます。よって、諮問第2号は適任と可決されました。 しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

○議長(福永 廣文君) それでは、以上で本日の全日程を終了いたしましたので、これをもって 本日の会議を散会いたします。

午前10時32分散会

平成27年 第5回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日) 平成27年9月16日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成27年9月16日 午前9時58分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 森 正太郎君 2番 楠原 更三君

3番 福田 新一君 4番 池邉 美紀君

5番 堀内 義郎君 6番 内村 立吉君

7番 福永 廣文君 8番 指宿 秋廣君

9番 重久 邦仁君 10番 池田 克子君

11番 山中 則夫君 12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 山元 道弥君 書記 山田 直美君

書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長 … 木佐貫辰生君 副町長 … 西村 尚彦君

教育長 ------ 宮内浩二郎君 総務課長兼町民室長 ----- 大脇 哲朗君

企画政策課長 …… 鍋倉 祐三君 税務財政課長 … 上村 陽一君

町民保健課長 …… 内村陽一郎君 福祉課長 … 岩松 健一君

産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長	兒玉	秀二君
環境水道課長	西畑 博文君	教育課長	永吉	雅彦君
会計課長	財部 一美君	教育課係長	黒木	欣綱君

午前9時58分開議

○議長(福永 廣文君) 若干定刻前でございますが、ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

〇議長(福永 廣文君) 日程第1、一般質問を行います。

発言につきましては、議会基本条例及び会議規則並びに申し合わせ事項を遵守して発言してください。

お手元に配付の通告一覧表の順番に発言を許します。

それでは、発言順位1番、内村君。

〔6番 内村 立吉君 登壇〕

○議員(6番 内村 立吉君) おはようございます。

東日本大震災から4年半がたちました。今もなお、19万人以上が避難生活を送っているということであります。忘れたころにやってくる災害、去年の広島の土砂災害、ことし8月末の台風15号、そして今回の台風18号、濁流が町をのみ込んでおります。今回の台風は広域に爪跡を残し、被害はどこまで広がるかと言われております。東日本豪雨とも言われております。それぞれ被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。近々、大きな地震そして雨風の強い台風が来るのではないかと言われております。本町におきましても、大きな被害、災害が起きないように万全の体制で取り組んでいかなければならんじゃないかと思っております。

ことしは、梅雨入りしてから毎日のように雨が降りました。日照不足によりまして農作物も被害があったようであります。今、野菜も高騰しているようであります。梅雨が明けまして夏本番ということで、非常に暑い日が続きました。地上と海面を合わせた地球全体の1月から7月の平均気温が、史上最高であったと言われております。世界全体で、温暖化の傾向が進んでいることを示しております。海外のメディアによりますと、気象専門家の話では、各地の熱波や干ばつがしばらくは続く見通しであると言われております。総務省消防庁は、熱中症による緊急搬送者数は、2008年の調査以来過去最多となったと発表しております。全国的に、35度以上の猛暑日となる地点が多かったため、熱中症は初期の対応を誤ると体調不良にとどまらず死に至るだけに、非常に厳重な警戒が必要だと言われております。熱中症による緊急搬送者数は毎年4万人か

ら6万人と言われております。その半数近くが、65歳以上とも言われております。ことしも農家の高齢者が、作業中に亡くなったという話も聞いております。夏は汗をかくために水分補給を小まめにしないと、夜に脳梗塞を起こすことが非常に多いと言われております。水分を多くとらなければならないと言われております。全国の医師の50名のアンケートによりますと、寝る前に心がけていることとしまして、水やスポーツドリンクをコップ1杯飲んで寝る人が多いという結果が出ております。今回は、本町の小中学校における熱中症にかかわる状況について、どのような状態であったか、このようなことに対して伺っていきたいと思います。

あとは、質問席にて質問させていただきます。

- 〇議長(福永 廣文君) 教育長。
- ○教育長(宮内浩二郎君) 小中学校の熱中症対策についてのご質問にお答えしたいと思います。 教育委員会では、各小中学校に対しまして運動会、体育大会等は児童生徒の健康、安全に特に 留意した上で実施するよう通知文を出したところでございます。

各学校における取り組みとしましては、児童生徒に水筒を持参させ、細かな水分補給をするよう指導をしております。また、屋外の活動の際には帽子の着用を徹底させ、テントや木陰を利用 したり、テントに日よけシートやミストシャワー等を設置しているところもあります。

熱中症は、屋外のみならず屋内でも起こり得ることから、授業中は扇風機を使用し、換気にも気をつけております。また、保健室には食塩及びスポーツドリンク、経口補水液を常備しております。児童生徒には、早寝早起き朝ごはん等、健康によい生活習慣の定着に向けた指導を行うとともに、発達の段階に応じて、熱中症予防の約束を掲示し、細かな水分補給と、体調不良の際には担任等に知らせるよう指導しているところでございます。

また、児童生徒の健康管理については保護者の協力も必要不可欠であることから、生活習慣の定着と熱中症予防について文書を配布し、協力をいただいております。

今後も、児童生徒への健康管理の徹底を図るため、日常の健康状態を十分に観察し、学校医との健康相談等を行いながら個々の児童生徒の健康状態を的確に把握してまいりたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(福永 廣文君) 内村君。
- ○議員(6番 内村 立吉君) 今、熱中症に係る状況、そして対策というようなことがですね、 通知・連絡をされたようなことが、学校の中でいろんなことが指示されたといいますか、そうい うようなことであったというようなことの返答をいただいたわけですけども、テレビとかいろん な新聞とか、そういうようなことで何名かの生徒が熱中症で、疑いで運ばれたというようなこと がテレビなんかでありましたよね。本町において、そのようなことはなかったか伺いたいと思い

ます。

- 〇議長(福永 廣文君) 教育長。
- ○教育長(宮内浩二郎君) 27年度におきましては、小学校、中学校とも救急車等で運ばれたという実績はまだ報告は受けておりません。
- 〇議長(福永 廣文君) 内村君。
- ○議員(6番 内村 立吉君) なかったということですけども、それに対しては、以前にも1回 熱中症に対して質問いたしております。その中で、早目の対策がとられたんじゃないかと思っております。やっぱり災害とかいろんなことは、忘れたころにやってくるといいますかね、そういうことで、こういうようなことはちょこちょこと質問をしていって、皆さんに意識を持たせるというか、そういうことが必要じゃないかと思って、今回も、こういうことに対して質問させていただきました。

これからも、小中学校においてスポーツ少年団やら部活動があります。まだまだ暑い日が続くとされるため、注意が必要であります。熱中症でやっぱり一番怖いのは、多少気分が悪くても、それを継続的に我慢して終わらせてしまうというようなことが、無理をするうちに症状が悪化するというようなことが言われております。子供だけでもなく、大人も注意が必要じゃないかと言われております。

この前、13日ですね、中学校の運動会がありました。非常にすばらしい運動会ではなかったかと思います。その中で、クラブのプログラムの中に、給水タイムというのが3カ所書かれておりましたね。やっぱりテントの中に入ったりしているときに、いろんな話が出るわけです。いろいろなことがね。そのときに、これはいい考えだ、2分なんですよね、給水タイム2分間設けたわけです。これはいいアイデアだないい考えだなというような話をそういういろんな人から聞いて、ちょこっとしたあれですけども、みんなにわからしめる。こういうことに対して、そういうことは、いいことは続けてやっていただきたいと思います。このことに対しては、これからもまだまだ暑い日が続きますから、十分気をつけてやっていただければいいんじゃないかと思っております。

次に行きます。いじめの問題と関連がありますから、次の問題ですね。終わったころにやってくるいじめ問題ですね。今のいじめは、複数で関与していると言われております。内閣府が、1972年から2013年の42年間について集計したところ、長期休暇明けに登校拒否、自殺者が非常に多いという結果が出ております。子供の長期休暇明け、夏休み中は特に、家庭でも子供の行動や身なりの変化、体調などに気をつけてもらってほしいと言われております。9月は特にそういう予防週間であるというようなことは、今回の議会の中でもいろいろ話を聞きました。その中で、やっぱり学校のストレスから解放されたり、休みが終わることによっての不安感とか、

学校へ登校することへの恐怖感、失望が一気に押し寄せると言われております。このようなことから、教育の立場から、注意してるというようなことがあったら、こういうことに対して伺っていきたいと思います。

〇議長(福永 廣文君) 教育長。

○教育長(宮内浩二郎君) 先般、新聞報道等にもございましたように、内閣府調査で、 1972年から2013年の42年間における18歳以下の子供が自殺した日を集計すると、夏 休み明けの9月1日が突出して多いというような分析結果が出ておりました。

本調査結果を踏まえまして、県教育委員会より関係機関との連携強化等を図るよう「若年層の自殺予防について」という通知文が出されました。

本町におきましても、各小中学校へ児童生徒の見守り及び関係機関との連携を強化するよう通 知文を出したところでございます。

これまでも各小中学校におきましては、毎月いじめ・不登校対策委員会を開催し、全職員で配慮を要する児童生徒についての共通理解を図り、保護者及び関係機関との連携を図っているところでございます。

教職員が常にアンテナを高くし、児童生徒の些細な兆候や懸念、訴え等を受けとめ、特定の教職員で抱え込まずに組織的に対応しているところであります。

さらに教育委員会では、毎月全ての小中学校を対象に、生徒指導及び特別支援教育に関する児 童生徒の状況把握と支援方針等を検討するサポート訪問を行っております。

今後も、児童生徒のサインを見逃すことなく、教職員の資質向上を図り、学校、家庭、関係機関及び地域の方々にもご協力をいただきながら、子供たちが安心・安全に生活できる環境づくりに取り組んでまいる所存でございます。

以上です。

〇議長(福永 廣文君) 内村君。

○議員(6番 内村 立吉君) 今、いろいろと総体的に、回答というか返答といいますかね、いただいたわけですけども、例を挙げますと、岩手県の中学2年の生徒がいじめを訴えて自殺した問題ですね、これは日常的に嫌がらせを受けておったということですね。目撃の人も複数いたということ、男子の暴力とも言われております。また、愛媛県では中学2年の女子生徒が逮捕されております。教育委員会によりますと、男女の生徒であったと、こういうことが言われてます。女生徒が首謀者であったということですね。それから8月に起きた大阪の寝屋川はですね、パナソニックの町と言われてますけど、男女2人の死体遺棄の問題、このようなことに対しても、いろいろ報道を見ますときに、夜中の1時から5時ころまで外で遊んでるというようなことが防犯カメラに映っているわけです。やっぱりこれは、こういう時間帯にそこにいる自体が、ちょっと

常識的に考えたときにおかしいんじゃないかというようなことが、いろいろ、まあ、メディアでも聞きましたけど、話聞いたときにはやっぱり聞きますよね。そのあたりですね、やっぱり子供というのは、悩みを打ち明けやすい環境といいますか、そういう環境をつくってくれる、地域全体で子供の命を守れというようなことが言われております。このようなことに対して、教育長、どうですかね。

- 〇議長(福永 廣文君) 教育長。
- ○教育長(宮内浩二郎君) 子供を育てるのは今、学校だけでは本当にどうすることもできない状態があるのかなというふうに思っております。学校・家庭・地域が連携してというのがまさにそこだというふうに思っております。

大阪のこの事件につきましても、ここの教員が、学校に来てない状態もありますのでなかなかわからなかった。地域の人たちで、その姿を見ている地域の人はいた、という情報はあります。だから、地域の方々が子供たちに声をかけていただく、家庭の親にもなかなかその理解を、その家庭の教育力というのも落ちておるというのが現状でございます。地域全体でそういう子供に声をかけ、「どうしてるの」とか「今、帰ったほうがいいよ」とか、そういった地域全体で見守ることが、とっても大事なのかなということに思っておるところです。家庭・学校・地域のこの連携、関係機関との協力というのを、もう少し強固にしていくことによって、子供たちは育っていくのかなというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(福永 廣文君) 内村君。
- ○議員(6番 内村 立吉君) まさしく私もやっぱり、地域・家庭・学校というような連携がとれなくちゃいけないということが、前から言われておりますよね。やっぱり地域があってこそ。以前も言われましたけど、秋田県が学校の成績がいいっちゅうことは、そういう地域が支えているっちゅうなことの答弁があったわけですよね。地域がそういうすばらしいとこにあるというようなことですね。地域がよければ、そういうふうに子供もそれなりに、特別なことをしなくても育っていくっちゅうようなことを、答弁聞いたことがあります。やっぱり地域でやっていかなければならないんじゃないかと思います。

教育の問題として、今回こういう提案をいたしましたけど、この前の中学校の運動会、その中で、朝から来ましたときに、当日は、敬老の日と重なっているところがあって、いろいろ、次から次に来賓の方の挨拶とか、招待があったでしょうから、呼ばれまして、行かれたわけですけども、何かこういうこと、高齢者の方は孫の運動会とかやったらこちらも行きたい、地元の高齢者のそういうとこにも行きたい、公民館長さんところはそういう主体でやってる、そういうこともありますから、そういうことに対してもやっぱり何かちょっと調整的にできなかったもんじゃな

いかなという話も出ておりました。私個人の意見じゃありませんけど、そういう話も出ておりましたから、一方的に、いろいろ事情はあったかもしれませんけど、そういうことに対しても配慮といいますか、やっていただきたかったと思います。

次に行きますか。畜産センターについて、概要といいますか、のことについて伺いたいと思います。

- 〇議長(福永 廣文君) 町長。
- **〇町長(木佐貫辰生君)** 畜産センターについて伺うというご質問ですけど、まずは畜産センター の概要についてお話しさせていただきます。

畜産センターは、昭和48年度に、現在地であります、大字樺山字町ノ前3866番1に建設されております。敷地面積は6,845.44平米ということで、約7反近いという面積でございます。建築物としましては、研修室、雨天審査場、露天審査場、積み下ろし場、係留柵、つなぎ場ですね、それから倉庫、屋外便所などがございます。研修室は木造であり、面積は232.7平米。雨天審査場は、鉄骨づくりで210平米、中央に露店審査場、東側のつなぎ場は後年、屋根つきに改修しております。研修棟は、建築後42年を経過しておりまして、外壁、室内、水回りとも老朽化が進行していることから、逐次、維持補修に努めているところでございます。雨天審査場につきましては、平成25年度と26年度の2カ年で、風雨を避けるため、ロールカーテンを設置いたしました。

畜産センターの今後についてでございますけれども、今年度から2カ年かけまして公共施設の総合管理計画を作成する予定でございますので、関係者、畜産関係等の意見等を、要望等を踏まえながら、その中で今後については検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答といたします。

- **〇議長(福永 廣文君)** 内村君。
- ○議員(6番 内村 立吉君) 48年に町の、できてるちゅうことですね、敷地が約7反あるということですね。その中で、25年と26年が雨天審査場が整備されたちゅうことですね。私たちも、共進会とかあったときに、あそこにちょっと招待があったりして呼ばれて行くわけですから、行ったときに、東側の鉄骨のところがさびついて危ないんじゃないかなというようなところもありました。そういうようなとこで、これ、やっぱり、もし、けがなんかをしたときに、つないだときに鉄骨が折れたりする、これは大変なことになるんじゃないかというようなあれもあって感じたわけです。そんなことに対して考えか何かあったら伺いたいと思います。
- 〇議長(福永 廣文君) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(丸山浩一郎君)** 東側のつなぎ場の件ですが、あそこにつきましては以前、和牛

研究グループ等が塩ビ管にコンクリートを詰めて足に取りつけて固めたという経緯もあります。 気づいたところは、そういった補修を今でも行っているところですが、現在で牛の飼養頭数が減 少している部分で、東側までつなぐということが今、ほとんどなくなってきております。たまに 表彰のときに、一部つないだりすることありますけれど、現在では、ほとんど使われていないと いう状況です。

- 〇議長(福永 廣文君) 内村君。
- ○議員(6番 内村 立吉君) 今、つなぎ場が使われてないということですけども、やっぱりそのまま残っているわけだから、結局、まあ、つながないとも限らないわけですから、そういうことですね、早目にそういうとこは対処してやって、それは今、頭数が減ってますけど、それなりにつくってあるわけですから、万が一そういうことがあったときに、そういうことを考えたらやっぱり早目早目にそういうことは対処していったほうがいいんじゃないかと思います。

次に行きます。農地の貸し借りについては、農地の中間管理機構、市町村の農業委員会で行っております。この問題につきましてはなかなか難しいこともありまして、まあ、国が定めているわけですけども、地域の中で、まず第一に水の問題があります。土地改良区の皆さんを中心に調整が行われております。今、政府が進めている飼料用米の本格化、水田フル活用対策に加えて農村の現場、与党内から土地改良費の増額ということで非常に言われております。土地改良事業費は、民主党政権時代に6割以上が削減されたと言われております。自公政権復帰後も元の水準に戻らずに、今現在も、元に戻すためにいろいろ発言が出ていることを聞いております。ブロックローテーションに従わずに、WCSが作付しているところもあります。まず、伺います。このブロックローテーションをこのまま今後も継続してやっていくか、本町として。そして、WCSについて検査時期についてちょっとお伺いしたいと思います。

- 〇議長(福永 廣文君) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(丸山浩一郎君)** トータルの全体的な質問では、経営所得安定対策交付金の対象 作物についてということですが、今、議員のほうでお尋ねがありましたので、ブロックローテー ション等についてお答えしておきます。

三股町は、昭和54年ぐらいからずっとブロックローテーションを使っておりますが、国の考え方としましては平成30年度で転作を終わると、そういった話をしておりますけれど、単に今後、今の状況を見ますと毎年米余りの状況は続いております。本年度も、27年度米についても、年間で米が14万トン余るという国の試算も出ております。そういった状況から、今後も米余りの状況から、転作はせざるを得ないという部分が出てくると思います。ただ、制度がなくなった後については、国の需要量の表示がありますので、米の需要量という表示がありますので、それに合わせて地域と農業団体等が合同で協議していくことになっております。そういったときにブ

ロックローテーションをなくすと、一斉に米をつくられて、水の問題とかも、不足する問題も出てきますので、本町におきましてはブロックローテーションは今後も続けるという考え方で基本的に思っております。

- 〇議長(福永 廣文君) 内村君。
- ○議員(6番 内村 立吉君) ブロックローテーションは、今後も続けていくというようなことですけども、これを続けないと地域がまとまりがなくなって乱れてくるというような感じであるんじゃないかと思います。水のけんかといいますか、奪い合いですね。役員さんが何ぼしっかりしても、やっぱりそういう利益が絡んでくるからですね、そういうことですね。そういうのはやっぱり、ブロックローテーションは、どうしても継続してそういうふうにやっていくのが妥当じゃないかと思います。

その中で、WCSの問題ですけど、これについて、これ、2回検査を行えるわけですよね、このことに対してちょっと詳しく、詳細的にわかったら説明していただきたいと思います。

- 〇議長(福永 廣文君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(丸山浩一郎君) WCSにつきましては、基本的に主食用米と同様に作付するというのが基本ですので、草ぼうぼうの稲作では認められないというのがございます。その点から、検査を厳重にしているところです。まずは、担当職員等によってWCSが植えつけられている水田を回っていきますけれど、それらのほうで、順調な生育を見せている、あるいは雑草がないと判断された場合は、合格点が一旦入っていきます。その後の調査でまた再度調査したときに、検討を要するような水田につきましては、国、県そして町、それから農業委員会と役員さんをお願いしまして、一緒にそういう水田だけを回っております。その段階で、基準に基づいて合否判定を行っているところです。
- 〇議長(福永 廣文君) 内村君。
- ○議員(6番 内村 立吉君) 今、いろいろ説明がありましたけど、最も最後の肝心なのは検査 基準だと思うわけです、結局ですね。検査基準で、いろいろ、いや、ここんとこは基準が甘いん じゃないかなという話も聞きました、以前ですね。やっぱり比較されるわけですよね。本町によってちょっと厳しいんじゃないかなというのは聞いたりするわけですよ。ある程度の飼料用米と 主食用米のその中で一緒に作付けたときに、そういうことで草ぼうぼうなところは、いろいろ農 業委員会さんとかいろいろ地元の役員さんなんかも、一回見てもらおうというような状況ですけ ども、これは検査は何名で回られるわけですかね、この方は。
- 〇議長(福永 廣文君) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(丸山浩一郎君**) 先ほど申しましたように、国が昔の食糧事務所、今の地域センターになりますが、と、県の普及センターというか振興局、そして町のほうは産業振興課のほう

で、総勢10名ほどで回っております。

- 〇議長(福永 廣文君) 内村君。
- ○議員(6番 内村 立吉君) このことに対しては、地域の中でもいろいろそういう話の問題があります。このことに対して、集落営農的な、2地区におきましては集落営農組合がありまして、その中で土地改良区とのお互いの話し合いとかその中であるわけですけども、やっぱり最終的には水の問題があって。ことしの場合は雨が長くて、ちょっと日照りが続いたけど、台風が来まして、水が豊富にあったから、どっちかっちゃもめなくてお互いにいいふうにいったわけですけども、これが雨が多くて夏に日照りがずうっと続いた場合に、やっぱりパイプラインとかしてただけじゃ、下のほうは、パイプラインしたとき、下方のほうがやっぱり水かかる可能性があったりするわけですから、こういうことはお互いに話をして詰めていかなければならない問題じゃないかと思うわけですけれども、検査基準に対していろいろ答弁をいただきまして、わかりましたから、この辺で質問は終わらせていただきます。

その中で、質問はいたしませんけど、今も振り込め詐欺とかいろいろ悪徳商法もあります。健康食品とかそういういろんな問題を抱えております。全国的に今も、農機具は盗難されているようであります。農家のつくった作物を一晩のうちにとってしまう例、これから稲刈りが始まります。今は、コンバインを使って昼夜を問わず刈りますから、たまには他人の田んぼを刈ってもらう例もあります。後でしまったとかということもあります。

きょうの新聞ですけども、国勢調査を語り、語り調査というのがふえているそうであります。 個人情報を引き出しですね、こういうことがふえているそうであります。専門もですけど、一部 の人だけでなく地域全体でやっぱり取り組んでいかなければならないと思います。

質問を終わらせていただきます。

〇議長(福永 廣文君) 発言順位2番、池邉君。

〔4番 池邉 美紀君 登壇〕

- ○議員(4番 池邉 美紀君) おはようございます。通告に従いまして、質問させていただきます。ごみ処理費用の今後の試算についてであります。ことしの3月から本格的に稼働いたしました、都城市山田町にあるごみ処理施設、都城クリーンセンター、以前の都城市早水にあった清掃工場からは距離が随分遠くなりまして、当初からごみの運搬費の増大が懸念されておりました。ことし3月からですので、今月で6カ月を超えて明確に増大した費用が出てきているのではないかと思うところです。そこで、今後の見通しと改善点についてお尋ねいたします。続きは質問席から行います。
- 〇議長(福永 廣文君) 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

〇町長(木佐貫辰生君) 家庭ごみの処理費用今後の試算について、今後の見通しとこれからの改善点についてのご質問でございます。

ご案内のとおり、家庭ごみの焼却処理につきましては、ことし3月から都城市山田町の新清掃 工場が本格稼働したことから、ごみの分別そして収集日が変わったところでございます。これま で近くの郡元町から遠方の山田町に移転したことや、ビニール類も燃やせるごみとなったことか ら、処理費用も変更になったところでございます。

具体的詳細については、担当課長に回答させます。

- 〇議長(福永 廣文君) 環境水道課長。
- **○環境水道課長(西畑 博文君)** 家庭から出されるごみ処理費用としましては、平成26年度ま では、焼却施設が都城市の郡元にあったことや、ビニール、プラスチック類が不燃物ごみとして 出されていたことなどにより、平成26年度決算での処理費用は約1億2,900万円で、内訳 としましては、ごみステーションからの一般廃棄物処理運搬委託料が約5,400万円、資源ご み収集所からの資源ごみ回収運搬委託料が約1,000万円、焼却灰運搬委託料が約300万円、 可燃残渣処理委託料が約6,200万円となりました。これに対して、平成27年3月より山田 町に新しい焼却施設が完成し、ごみの分別方法も変わったことなどにより、平成27年度予算で の処理費用は約1億1,500万円で、内訳としましては、一般廃棄物収集運搬委託料が1億円、 資源ごみ回収運搬委託料が約1,200万円、焼却灰運搬委託料が約300万円、可燃残渣はほ とんどなくなったため、可燃残渣委託料は予算計上しておりません。今年度の処理費用の予算は、 前年度の決算と比べて1,400万円ほど減っていますが、一般廃棄物収集運搬委託料は前年度 の約1.8倍となり、処理費用のほとんどを占めています。また、平成27年4月から平成 27年7月までにごみステーションに出された可燃ごみと不燃ごみを合わせたごみの量は、 1,989トンで、前年度の同じ時期と比べますと、22トンふえている状況です。ごみの量が ふえた理由としましては、ほとんどのごみが可燃ごみとして出されるようになり、これまではプ ラスチック類で最終処分場に直接搬入されていた不燃ごみも、ごみ袋に入る大きさに細かく砕く ことにより可燃ごみと一緒にごみステーションに出されたり、郡元の焼却施設に直接搬入されて いた可燃ごみも、焼却施設が遠方となったためごみステーションに出されたりしているのではな いかと考えています。これらのことを勘案しますと、今後はごみステーションに出される一般廃 棄物のごみの量がふえ、あわせて収集運搬委託料等の処理費用もふえることが予想されます。

町としては、今後もごみ減量化のために4R運動の推進・啓発に努めるとともに、住民の方が 生ごみの資源化に取り組めるように、生ごみ処理機の購入補助やコンポスト、ぼかし容器の無償 貸し出し事業を継続していきたいと考えています。 以上です。

- 〇議長(福永 廣文君) 池邉君。
- ○議員(4番 池邉 美紀君) 運搬費用が1.8倍というふうなことですね。かなりふえてくるんだなというふうなことがよくわかりましたが、ほかのところの事例というのをちょっとお知らせしておきますと、埼玉県の三芳町では「家庭ごみ10%削減大作戦」として、町民一体となって取り組んでいます。1カ月間の結果を数値化して、結果を公表しています。これは重量、それから何%削減したかというようなことを公表しています。担当課長にお尋ねしますけれども、1カ月のごみの重量などの数値というのは出ますでしょうか。
- 〇議長(福永 廣文君) 環境水道課長。
- ○環境水道課長(西畑 博文君) 27年の4月の可燃・不燃ごみの重量は、約470トン、5月が520トン、6月が501トン、7月が497トンでございます。
- 〇議長(福永 廣文君) 池邉君。
- ○議員(4番 池邉 美紀君) 重量は出るというふうなことで回答はよかったんですけれども、 ということは、そういうふうなイベント的な取り組みもできるんではないかなというふうに思い ますけれども、その辺について町長はどのようにお考えでしょうか。
- 〇議長(福永 廣文君) 町長。
- ○町長(木佐貫辰生君) ただいま、担当課長のほうから話がありましたように、今回はいろんな理由で、燃えるごみのほうがふえとるという状況でございますので、そのあたりも十分分析したいなと、そして直接搬入がどれだけなのか、あるいはまたこの三股町の不燃ごみのほうはどんな状況なのか、その辺をトータル的に考えまして、全体的にふえたのかふえてないのか、そして、今言われましたように、ごみの減量化というのは本当に重要なことでございます。また、ごみのリサイクルそれも重要なことでございます。そう意味では、先進事例を今後ですね、参考にしながら検討させていただきたいと思います。
- 〇議長(福永 廣文君) 池邉君。
- ○議員(4番 池邉 美紀君) 町長の家に所用があって行ったときに、町長が一生懸命掃除機をかけておりまして、生活に根差したところもしっかりとやられてるんだなというようなことを感じたところでありまして、ごみ問題というのも、町長としてはしっかりと見ていただけているというふうに思っております。

この件に関しましては、生活に密着した大きな問題で、町の予算にも十分かかってくる問題で すから、しっかりとやっていただきたいというふうに思います。

それから、水戸市のほうでは手づくり感あふれる「ごみマガ!」を発行しておりまして、ごみ の減量化で幅広く興味を持つようにして、かなりおもしろい内容で人気があるというふうなこと であります。また、お隣の熊本県では、漫画でごみ減量化をPRしておりまして、さらにゴミ減量ゲームという「しぼんなっせ」というスマホアプリまで出していると、そういうふうに、それぞれの自治体で知恵を絞って広く町民に対して、住民に対してアプローチをしております。ぜひ、町民が、三股町民が自発的にごみ減量に取り組むようなそういうふうな取り組みを期待したいというふうに思いますが、担当課長、熱意ある一言をお願いします。

- 〇議長(福永 廣文君) 環境水道課長。
- ○環境水道課長(西畑 博文君) 担当課でも、4R運動、リサイクル運動に取り組んでいまして、本年度も各ステーションにかなりの再利用できるペットボトル、白色トレイの搬入があるところでございますので、今後も、ますます4R運動に努めていきたいというふうに考えています。以上です。
- 〇議長(福永 廣文君) 池邉君。
- ○議員(4番 池邉 美紀君) 4R運動はもう昔から言われておりまして、でもなかなか進まなかったりというふうなこともありますので、ぜひ、広くもっともっと運動が展開できるような取り組みというのを期待したいというふうに思います。よろしくお願いします。

それでは、次に進みます。過疎化が大きな問題である長田地区の問題であります。町長の公約もありまして、一定の理解のもとで、平成25年度に新しい町営住宅が1戸建築されまして、その後も新築の計画があったものの、現在の住宅にあきが出たとのことで、新築計画がとまっています。それで、長田地区の住宅の状況を聞きますと、トイレが水洗でないということと、お風呂や台所の水回りが一昔前のものであるということで、田舎暮らしを希望する人もいましたけれども、住宅の現状を見て決まらないというふうなこともあるようでございます。せめてトイレの水洗化とシャワー設置は必要ではないかというふうに思います。長田町営住宅について、トイレの水洗化とシャワー設置についてのお尋ねでございます。

- 〇議長(福永 廣文君) 都市整備課長。
- ○都市整備課長(兒玉 秀二君) 長田町営住宅のトイレの水洗化とシャワー設置についてのご質問でございますが、町営住宅全管理戸数756戸の現状につきまして、まず報告させていただきますと、簡易平屋建て木造住宅の338戸のうち、水洗トイレが下水道や農業集落排水に接続されている今市と天神原住宅の60戸で、シャワーが設置されているところはございません。また、394戸の中層耐火構造住宅につきましては、下水道及び浄化槽による全水洗トイレで、シャワー設置につきましては、最近建設しました中原と塚原の196戸でございます。また、木造住宅につきましては、水洗トイレが全24戸のうち12戸が浄化槽による水洗トイレで、シャワー設置につきましては5戸でございます。ご質問の長田町営住宅につきましては、昭和61年と平成元年に12戸建設されまして、トイレは全てくみ取り式の水洗トイレで、シャワーにつきまし

ては5戸設置しております。浄化槽式の水洗化には、1戸当たり約150万程度、シャワー設置につきましては、1戸当たり約15万円程度の費用が必要となりますが、住環境の改善は過疎対策の一端を担うと思いますので、事務事業評価幹事会と協議をして、年次的に改修していきたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(福永 廣文君) 池邉君。
- ○議員(4番 池邉 美紀君) ぜひ町長の公約にもありますので、過疎化対策をしっかりとやっていただきたいというふうに思っております。町長のほうで一言お願いします。
- 〇議長(福永 廣文君) 町長。
- ○町長(木佐貫辰生君) 過疎化対策の一環としまして、長田、また宮村、そして梶山、いろんな課題がございます。その中で、特にこの長田地域については、学校の複式学級とか、また、この過疎化が特に進む、また若い人たちが少なくなるというような状況等もございますので、昨年度、1戸公営住宅をつくったわけなんですけれども、それとともに、以前からある住宅のほうの整備充実というのも重要だろうというふうに考えてます。トータル的に長田をどうするかということです。長田小魅力化プロジェクトというのを一つ考えてますけども、いろんな意味合いでの取り組みを、さしていただきたいというふうに思ってます。
- 〇議長(福永 廣文君) 池邉君。
- ○議員(4番 池邉 美紀君) どうぞよろしくお願いします。

続きまして、報道用のバックパネルの件でございます。別名インタビューボードとかバックボードというふうに言われますけれども、会見などで三股町をPRできる、そういったバックパネルを作成してはどうかというふうなことであります。これに関しては、予算はなくても若い人であれば、スキルとそのイメージがあればすぐできるような感じであります。で、町長としても、自分が目立つ、ふういうようなことにもなるわけですが、また、三股町のPRにも伝わりますので、作成してはどうかなというふうに思うところです。

- 〇議長(福永 廣文君) 企画政策課長。
- ○企画政策課長(鍋倉 祐三君) テレビ等で、国や県の記者会見等時によく見られるPR用のバックパネルでございますが、最近市町村のほうでも、市町村のロゴをあしらった専用パネルを導入してるところがふえてきております。本町におきましても、内外に対するイメージアップを図り、移住定住とか、ふるさと納税のさらなる促進につながるといたしまして、以前から導入を検討しているところでございます。しかしながら、その必要性については理解は得られるんですが、重要施策が山積しておりますので、なかなか優先順位が低くて、最終的には予算計上まで至ってないというところでございます。しかしながら、地方創生に伴いまして、いかに町をPRしてい

くか、これがますます重要になってきておりますので、どのようなパネルにするか、例えば現在 作成してる観光ポスターがありますね、そういうのをバックパネルにするのも1つの方法ではな いかという意見もあることから、庁舎内で、できるだけ早く結論が出るように検討していきたい と考えております。

- 〇議長(福永 廣文君) 池邉君。
- ○議員(4番 池邉 美紀君) そんなに予算が要るような感じじゃなくて、おっきい大版のプリンターがあるわけですから、あれでこうして、ぱっと張ってでも、簡単にできることでありまして、あとは、やる気の問題なのかなというふうに思っておりますが。その辺は、町長、どのようにお考えでしょうか。
- 〇議長(福永 廣文君) 町長。
- ○町長(木佐貫辰生君) これ、27年度の予算でも、この査定の中でいろいろ検討しましたけれども、結構かかったんですよね。それで、まあ、今回はちょっともう、見送りみたいになったんですけれども、言われるように、総合型プリンター等でできるんであれば、またそのあたりを検討させていただきたいと思います。
- 〇議長(福永 廣文君) 池邉君。
- ○議員(4番 池邉 美紀君) 今の、確かに、業者に頼むとなると、インターネットなんかで調べると、かなりの高額になるというのは私も調べておりますけれども、これに関しては、本当に簡単にできるんじゃないかなというふうに思いますし、恐らく課長さんたちも、そういうふうな考え方の方もいらっしゃるかというふうに思いますので、あとは町長の判断で、やろうや、というふうにやればなるんじゃないかなというふうに思っておりますので、ご検討いただきたいというふうに思います。

続きまして、ふるさと納税についてであります。再度、1回納税していただいた方に、再度納税していただくための取り組みというのをお尋ねします。

- 〇議長(福永 廣文君) 企画政策課長。
- ○企画政策課長(鍋倉 祐三君) ふるさと納税制度で寄附者に対し、特産品を送る事業は、町村とか、人口の少ない市で先駆的に取り組んできたところですが、最近、人口や事業者数が圧倒的に多い市も取り組んできておりまして、全国に流通しているような商品、あるいは電化製品などもお礼の品となってきたために、大変厳しい状況になってきております。そのような中でも、三股町をずっと応援していただける方を大切にして、またふやしていきたいと考えておりまして、6月の補正予算ですね、こちらのほうで昨年度の寄附者に対するダイレクトメール事業を展開しまして、今度の9月補正予算では、一度寄附してくださった方々に、専用のホームページを設けまして、特ダネ情報を提供するなど、リピーターの獲得に全力を尽くしていきたいというふうに

考えております。

- 〇議長(福永 廣文君) 池邉君。
- **〇議員(4番 池邉 美紀君)** 今回あえてこの質問をしたというのは、ふるさと納税のポータル サイト、ふるさとチョイスというのがありますけれども、それを見てみますと、ほかの地域がか なり力を入れてきているなあというのがよくわかりました。このままだと三股町は埋没してしま うんではないか、いや、既に埋没しかかっているんじゃないかなというふうな状況になってきて るということもよくわかりました。調べれば調べるほどですね、おもしろいアイデアがあるんだ なということがわかったところでございます。担当課も、いろいろ情報は持っているかというふ うに思いますけれども、北海道の上士幌町です、人口5,000人の町で、約10億円近いふる さと納税を集めています。それだけでもニュースになるんですけれども、それだけじゃなくて、 東京のほうで1,000人集めてイベントを行っています。その1,000人の枠に対して 3,500人の応募があったと、いうふうなことであって、そこで何をしたかといいますと、生 産者がその場に行って、無料の試食会を行ったりとか、町のPRをしたり、そして移住促進のP Rを行ったというふうなことでありまして、何でその3,500人のそのすごい数の応募があっ たのかなというふうに思っておりまして調べてみましたら、後日、職員のコメントというのが出 ておりまして、話したいと思った人がたくさんいたようで、会場には上士幌町から職員を初め、 たくさんの人たちがやってきておりまして、そして、その人たちとコミュニケーションをとりた いと思った人たちがたくさんいたというふうなことです。受け付け時に、北海道が好きでねとか、 試食しながら生産者と話をする人がたくさん見られた。ふるさと納税を通して、自治体とリアル な交流を求めているというのもわかったというふうなことで、中には特産品を購入できると思っ て、勘違いして応募した人もいたというふうなことで、特産品の人気ぶりがわかるところです。 ちなみにブランド牛の十勝牛とはちみつが、ここは人気で、それで10億円というのはすごいな というふうに思ったところであります。

それからもう1つありました、北海道の東川町、ここはアイデアにあふれたユニークな取り組みをする町で、ここ有名なんですけども、株主制度をとっておりまして、事業とかイベントを予算に使うようにしておりまして、資金調達をインターネットで行う、いわゆるクラウドファンディングという手法なんですけれども、それで成功している町がありました。1つの事業ですね、例えば三股町でいうと、それからふるさとまつりみたいな事業を、予算はどれだけ獲得、予算がどれだけかかるから、どれだけ集めたいというふうなことで、株主からお金を集めるという手法をとっています。また、いろいろ調べると町長の1日体験、1日町長体験とか、病院での医療のPET画像診断とか、ダイビングライセンス取得とか、ヘリコプター遊覧飛行とか、魅力あふれるものがたくさんあるんだなあというふうなことがありました。だからこそ、三股町もよっぽど

こう頑張らないといけないんだなあというようなことはよくわかりました。ぜひ、これまでの寄附者である、三股町につながりを持っていただけた方々に、そういう方々を大事にしていただきまして、再度寄附していただけるような取り組みが必要だというふうに思います。これに関しては副町長のほうが、もう最初から、立ち上げの段階からやられておりますので、その辺をどのように今後考えていくべきなのかというふうな、ご意見いただきたいというふうに思います。

〇議長(福永 廣文君) 副町長。

○副町長(西村 尚彦君) 確かにですね、今、池邉議員が言われましたように、このふるさと納税を取り組む市町村がほんとにふえてきております。インターネットで見てもらったらわかりますように、そのお礼の品も本当にいろいろな種類がふえまして、その中でも、特に都城市なんかご存じと思いますが、返金割合が8割ということです。その金額に魅力を覚えて寄附をされる方もいらっしゃるということで、各市町村が、それぞれのアイデアでほんとにふるさと納税っていうのは、どれだけでも拡大できるのかというように感じております。

今言われましたように、今後の三股町の課題というところで、今言われましたそのアイデア等、 やはり当然このふるさと納税ですね、ご承知かと思いますがいろいろ加熱しまして、総務省のほ うから高額な返礼はいけませんよという通達が来ております。そうした中でアイデア次第では、 例えば県内でいきますと綾町みたいに、非常に実績を上げている市町村もあるということで、そ の辺の取り組み次第では、まだまだ三股町にも伸び代があるんじゃないかなと考えております。

今思っているのは、今はどっちかといいますと、役場のほうの担当が中心になってやってるんですが、今後もっと、実際にそのふるさと納税を提供していただく生産者の皆さん、商工会の皆さんともっといろんな情報交換をしながら、どんなことが可能かというのを話し合っていくと、まだまだ伸びるのかなと。その辺の体制づくりを今後進めていくことが、三股町のふるさと納税の今後の発展につながるかなとは考えております。

以上です。

〇議長(福永 廣文君) 池邉君。

○議員(4番 池邉 美紀君) ありがとうございます。

ほんと加熱し過ぎの感があるんですけれども、場所によっては、高額納税者に対して車をプレゼントするというのが出ておりまして、それはニュースでまた出ましたけれども、中止になったというふうなことでありましたが、そういったこともあるようでございました。

三股町は、魅力ある町だというふうに皆さん認識しておるところですけれども、それだったら PRするということが非常に大事だというふうに思っております。三股町のファンを、もっとも っとふやしていただきたいというふうに思いますが、町長、最後に一言お願いします。

〇議長(福永 廣文君) 町長。

- ○町長(木佐貫辰生君) 三股町を、いかにこう、この全国のほうに発信していくかと。これもふるさと納税の1つの手段ではございますけれども、やっぱし、いろんな今、産業振興課等でも、いろんなこの全国に、いろんなこの何ですかイベントがあったときに、そちらに参加するというような形での取り組みをしているところでございます。それも、商工会、そしてまた、よかもんや等と連携しながら、そういうときにまた、この三股町を発信していくと、いろんな取り組みを重ねながら、その中でのふるさと納税というのも、大きな戦略のうち1つの今後の手段として強化していきたいというふうに考えてます。
- 〇議長(福永 廣文君) 池邉君。
- ○議員(4番 池邉 美紀君) 以上で一般質問を終わります。

.....

○議長(福永 廣文君) ここで、11時10分まで本会議を休憩いたします。

午前10時56分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長(福永 廣文君) それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。
発言順位3番、堀内君。

[5番 堀内 義郎君 登壇]

○議員(5番 堀内 義郎君) 皆さん、こんにちは。発言順位3番、堀内です。よろしくお願いいたします。

日中はまだまだ暑いものの朝夕はめっきりと涼しくなり、だいぶ秋めいてまいりました。夜は 虫の声がひときわ大きく聞こえるようになりましたけれども、先ほどもありましたように、こと しの夏は長雨で始まり天候不順ということで、野菜の価格が高騰ということが書いてありました けれども、8月には台風が九州に接近上陸し心配したんですけども、幸いにも大きな被害がない ちゅうことで、ほっとしているところでございます。

一方、関東東部地方におきましては、河川の氾濫により被害が発生拡大しているということで、 一日も早い回復をと願っているというところでございます。

私ごとになりますけども、ことしは2年ぶりに米をつくったんですけども、今のところ、倒れることなく病気や鳥獣被害もなく、無事収穫できればいいかと願っております。

いろいろ聞くところによると、私の近所の近くでも田畑にイノシシが出て、作物を荒らす被害がふえているということを聞きます。電柵など防止をしても間に合わないということも聞きますけども、それだけ、イノシシの頭数がふえたのか電柵になれたのかわかりませんけれども、これからの秋の収穫を迎えるについて被害のないようにと願っているんですけども、早速、通告して

いた質問に入りたいと思います。

森林林業についてのお尋ねでありますけども、静岡での電気柵死傷事故を受け、町内での鳥獣 対策の電気柵の調査結果はどうであったかをお聞きいたします。

あとの質問については質問席で行いますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(福永 廣文君) 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

〇町長(木佐貫辰生君) 静岡の電気柵死傷事故を受けて、町内での取り組み調査結果についてを ご報告申し上げます。

7月19日に静岡県西伊豆町で川遊びをしていた家族7人が、動物よけの電気柵で男性2人が 死亡、子供2人を含む5人が重軽傷を負った感電事故は、私たち行政にも設置する農家の皆さん にも、再度、安全性を確認する機会となりました。

この事故を受け、県からも早急に使用状況を調査するよう指示があったところでございます。 調査結果につきましては、8月3日時点の結果として報告いたします。

平成19年度から平成26年度までに、本町の補助事業で設置された電気柵は169基であります。ただし、現在も設置されているのは、個人導入の1基を加えて52基でございました。その中で、危険表示板を設置していなかったものが12基ありました。この12基に対しまして、町では、早急に危険表示板の設置を指導したところでございます。

また、調査を進める中で、今後、再設置を予定されている方々もいらっしゃったので、危険表示板の設置と電源確保について指導を行っているところでございます。

以上です。

- 〇議長(福永 廣文君) 堀内君。
- ○議員(5番 堀内 義郎君) 12基の表示がなかったということでありますけども、報道でも新聞でも取り上げられたんですけども、静岡県で、設置男性が自作ということで、これについては後でお示ししますけれども、これは他人事ではないということで町内でも調査が入ったということでありまして、町の電気柵については助成をしているわけでございまして、昨年度が20万6,000円だったと思うんですが、それでよろしいですか。(「いいです」と呼ぶ者あり)補助金ですね。

それで、この設置に対しては、鳥獣対策ということで自由に設置できるということでありますけども、電気事業法というのが知られてるが、あるということで、これを調べてみると、30ボルト以上を設置する場合には漏電遮断器ですか、を設置して表示をしなければならないということでありまして、表示がなかったのが12基あると言ったけれども、そういった改造とか、そういったことはなかったということでよろしいんでしょうか、お聞きいたします。

- 〇議長(福永 廣文君) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(丸山浩一郎君)** この中には直接家庭用電源からとっていたものが2基ございました。その2基につきましては、その場で強く指導をし改善を求めております。
- 〇議長(福永 廣文君) 堀内君。
- ○議員(5番 堀内 義郎君) それを含めて2基ということで、今後、事故等のないようにご指導のほどをお願いしたいと思いますけども、7月になりますけども、県の環境森林部ですか、の呼びかけがありまして、北諸県農林振興局で第7次宮崎県森林林業長期計画改定の基本方針ということで説明と意見交換がありました。

その中で資料を持ってきたんですけども、森林林業の現状と課題ということで、その中によりますと、近年においては、鹿や猿等による造林木や特用林産物の被害額が増加傾向にあるということで、平成25年次には総額で9,600万円あったということでございました。

それで、グラフがあるんですけども、平成21年度は5,300万円ほどあったものが、昨年度が9,600万円ということで、だいぶふえてるということで課題として取り上げてあるんですけれども、野生鳥獣被害防止等の森林保全対策ということで、造林地での防護ネットの設置等による被害防除の推進とか、あと、鳥獣狩猟ですか、鉄砲とか撃つ有害鳥獣捕獲により野生鳥獣の適正管理などの推進ということがありましたので、こういったことが対策がとれるのかということでありました。

この町内における鳥獣被害の金額というのが、ちょっとわかれば、昨年度、(「後でやります」と呼ぶ者あり) そうなんですけど、お聞きします。

- 〇議長(福永 廣文君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(丸山浩一郎君) 細かい数字はここに持ってきておりませんけれど、町内の鳥獣被害につきましては、三股町は鹿、猿の被害というのがほとんどなくて鹿は出ておりません。そして、被害につきましては、主なものはイノシシとカラスと、この2つに限られております。ほとんどがイノシシが畑を荒らす、田んぼを荒らす、そういったものでございます。カラスについては、播種したばかりの種をついばむ、そして、芽が出てこないという被害になった。
- 〇議長(福永 廣文君) 堀内君。

ております。

○議員(5番 堀内 義郎君) 町内においては、イノシシがほとんどだということで、カラスがいるっていうことでありますけれども、私も最近、私の家の隣でイノシシを見て、クリの実を食べていたのを見たんですけれども、ウリボウというちっちゃいのがあったんですが、これから、農作物収穫時期になると私の家の周りでも稲とかつくってる方がいらっしゃって、電気柵を設置したということを聞きますけども、このように事故のないように、お指導方よろしくお願いいた

します。

この電気柵について私もいろいろ調べてみましたけども、寿命というのがあって、いいですか、あるということで、大体、森林環境部に問い合わせてみたところ8年の寿命だということでありまして、このバッテリーとか、そういう電柵については、量販店とか通販でも購入できるような、たくさん種類があって、高いもの7万円ぐらいのが主流だなということを感じますけども、そういうのを簡単に設置できるということで、これらを含めて今後、電柵の設置数とかそういった数もふえてくるかと思います。

また、鳥獣被害も、今後は、先ほど示したように年々増加しているということでございますので、安全な鳥獣妨害、防止ができて事故のないように再度お願いしながら、次の質問に入りたいと思います。

この件についても、先ほど申しました森林環境部の意見交換の場で出たんですけども、長田に あります総合農林の経営状況についてですけども、総合農林については、ご存じのとおり三股町 の水源涵養保全林地帯を管理する会社として、以前、島津山林さん、それから、広大な面積の山 を取得し精力的な取り組みを行っているということであります。

なお、聞くところによると、スイスの森林を見に行って感銘を受け、経営を引き継いで環境と 経営の両立した森林経営を実践したということで、そういう考えのもと買いとったというか、そ ういうことでありまして、以前、町の商工会でも講演がありまして、スイスの人材育成制度の導 入としてフォレスターですか、ということで意見交換会が開催されたんですけども、多分、町長 も出席なされたかなと思うんですが、大体4年ぐらいたちますけども、精力的なとり組みをして るということでありまして、それはそれでいいんですけども、今日では、一方では、外国資本に よる森林の買い占めが、特に北海道で多く見られ、県内においては、それとは別にバイオマス発 電の稼働が急ピッチで始まっております。

中でも、都城に米国の大手再生可能エネルギー会社が進出計画であるということがうたわれましたけども、現在調べてみると5社が発電施設を新設しているということ、それに対して、これ以上、こういうバイオマスの進出が進めば、森林資源の奪い合い等が出てくるんじゃないかということで、現在も畜産農家が製材から出るおがくずが高いということで、ちょっと経営を圧迫しているよというふうな話を聞いております。

このように、林業も少しずつ変わってきたのかな、流動的になったのかなということを聞きますが、その中で、先ほどお話しました意見交換の中で総合農林などについての意見が出ましたが、現状について森林林業から撤退するんじゃないかということを意見が出たんですけども、現状について再度お聞きいたします。

〇議長(福永 廣文君) 産業振興課長。

○産業振興課長(丸山浩一郎君) 総合農林についてご回答いたしたいと思います。総合農林はご 承知だと思いますが、本社が東京都港区六本木ということで、主な山林は北海道、和歌山、そし て本町に所有しておられます。

本町におきましては、旧島津山林が所有していました 2, 2 3 4 へクタールの山林を平成 2 0 年度に購入されておりまして、自然環境と林業経営の共存を目指した多様で強い森づくり、 充実した林業経営、人材育成のトータルコーディネートによる近自然森づくり、いわゆるこれが、 先ほど議員がおっしゃいましたスイスの森づくりの方法になりますが、近自然森づくりを提唱し、 林業経営に営んでおられました。

今回、親企業でございますOGIグループの事業方針の変更により、会社そのものを閉じることになったというふうに聞いております。経緯としましては、昨年、平成26年10月に、OGIグループの中で会社を整理するという方針が決定しまして、同年12月には、長田の作業班を解散しております。

本年に入り、株式譲渡という形で会社の売買を進められておりましたんですが、現時点では、 本町に所有する総合農林の山林は売却されてないということを聞いております。

なお、総合農林の代表から聞きとりしましたところ、森林を持つことで継続的なサービス改善につながる、いわゆるCISですが、健全な日本企業を売買の対象にしていると、そういうことを聞いております。

- 〇議長(福永 廣文君) 堀内君。
- ○議員(5番 堀内 義郎君) そういうことについては、面積が2,234、相当あるっていうことで、町内の森林の面積の5分の1ぐらいを占めるかと思いますけども、ほとんどが水源涵養保安林でありますが、次の質問にもなりますけど、外国資本等に流れてしまったというのが、以前、聞かれたところでございます。

それは、そうならないように、とり組みをすべきではないかということでお聞きしますけども、この件に関しましては、以前も質問させていただきましたが、ほとんどが水源涵養保安林ということで、土地利用については難しいハードルがあるということで、今後そうならないように連携を深めながら取り組みをしていきたいということでした。

平成、多分23年の私が質問した回答だったと思うんですけども、町長が回答した、その質問の回答だったと思いますが、連携を深めるように努めているということでありますけども、これについては、今後どのように、総合農林さんと連携を深められるか再度お聞きいたします。

- 〇議長(福永 廣文君) 町長。
- ○町長(木佐貫辰生君) ただいま外国資本等の水源地の確保に至らないようなとり組みをというようなお話でございますけれども、本町の森林面積は、ご案内のとおり約8,000ヘクタール

ぐらいございますが、そのうちの3分の1ですとか、国有林、一民間会社、一般民有林というふうになっております。

この3分の1を占める総合農林の山ですけれども、その山につきましては、おっしゃるとおり約95%は保安林というふうになっております。保安林につきましては、公益目的を達成するために伐採や開発に制限を加える森林のことであり、特に、本町におきましては、水源涵養保安林として指定されておりまして、公益上の理由がない限り解除されるものではなくて、民間企業が営利目的で解除を行うことは、事実上不可能というふうに言われております。

このように、本町の森林は、水源涵養保安林が大部分を占めておりまして、用途の変更については制限されているということになります。また、県の条例におきまして、大規模な森林売買を行う前には届け出をすることが定められておりまして、情報の的確な把握は可能かというふうに思っております。

そして、先ほど担当課長が申し上げましたけれども、譲渡先は、森林産業に熱意ある日本企業を対象にしてるということであるようでございます。しかし、今回の総合農林の撤退という情報を受けまして、本町では北諸県農林振興局、そして、都城森林組合、そして、都城市などと随時、情報交換を行っておりまして、今後とも正確な情報の把握に努めまして連携して対処してまいりたいというふうに考えております。

〇議長(福永 廣文君) 堀内君。

○議員(5番 堀内 義郎君) 林野庁が、2014年になりますけども、外国資本による森林買収の調査を行ったということであります。と、先ほどもございました北海道、東北、特にニセコ町というところの、うちでは中国やシンガポールの資本により買い占めが行われたということであります。

ニセコ町につきましては、環境基本条例ですか、を計画や作成をしており、また、昨年に3月におきましては国のほうで水循環基本法ということが成立したということでありまして、水資源の乱開発を防ぐために必要な法整備を求めるような内容であり、野放しになっていた中国などの外国資本による森林買収に歯どめをかける内容ではないかと言われているんですけれども、しかしながら、水資源の森林買収を禁じたものではないということでありまして、いろいろの注意が必要かということであります。

また、2025年には、世界の人口が増加傾向にあり、また、気象の変動により、世界の水資源が枯渇するということも言われております。県内においては、諸塚村というのがありまして、ここが基幹産業である林業が盛んなんですけども、この諸塚村というのが、村外移動防止要綱というのを掲げて、森林の売買等による外国資本とか森林の所有者の存在がわからないというところがならないようにということで、というのは、林道を開設するときに許可が取れないというこ

とがありまして、そういう防止のために、今は要綱を定めているということですね。村外移動防 止要綱ということでありまして、そこまでしているということでありますけども、三股町も万が 一を含めて、そういった要綱を定めてもいいんじゃないかなということで、以前もこういった意 見が、意見というか声が聞こえましたので、それについては、どうお考えかお聞きいたします。

- 〇議長(福永 廣文君) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(丸山浩一郎君)** 今おっしゃりますように、売買を規制するような条例という形では、現在、まだ三股町はございませんけれど、先ほどの回答にもございましたように、大規模な森林売買をする前には届け出があると。そのあたりから判断していく部分もございますし、保安林の解除の問題もありますんで、一朝一夕には、すぐには売買できないのではないかと思います。

ただ、おっしゃるように非常に微妙な部分で、私たちの見えない部分で売買の話が進むという こともございますので、そのあたりは十分注意していきたいと思いますし、ニセコ町みたいな水 循環資源法ですか、そういったものが、こちらで可能であれば考えてはみたいというふうには考 えてます。

- 〇議長(福永 廣文君) 堀内君。
- ○議員(5番 堀内 義郎君) できるだけ検討のほどをお願いしたいと思いますが、町長も総合 農林の本社、六本木ヒルズですかね、行かれたということで、情報提供とかいろいろ連携をとっ ているかと思いますけども、私も林業研究、三股のですね、研究グループの一員として、社員の 方いらっしゃるんですけども、今、薪の生産だけになったということを聞いておりますので、引 き続き、こういった連携を保ちながら、健全な保全林の基能維持ができるように見守っていただ ければいいかと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問になりますけども、宮村寺柱地区の眺霧台の電波障害についてお聞きいたします。この件につきましては、住民の方から地上デジタル波放送の電波の入りが悪い、特に雨とか風が吹くときは映らない、雑音というか、そういうことがあるということで、現状と、土地開発前の調査は十分に行われたとかいうことを聞きたいと思いますけども、第1次募集と2次募集の説明を含めて十分に説明されたのか、一括してでもよろしいですので、ご説明のほどをよろしくお願いいたします。

- 〇議長(福永 廣文君) 都市整備課長。
- ○都市整備課長(兒玉 秀二君) 眺霧台の電波障害についてのご質問でございますが、眺霧台の 宅地開発につきましては、宮村地区過疎対策協議会より分譲地の整備について要望を受けまして、 宮村地区内で数カ所の候補地の中から、今の寺柱地区へ決定したところでございます。

そこを開発公社が開発行為による造成を行い、平成23年より販売を行ったところでございま

す。土地開発前の調査は十分だったのかというご質問でございますが、住宅建設時の参考となる 地質調査等は実施しておりますが、以前実施しました梶山地区2カ所と同様に、テレビの電波状 況につきましては調査はしておりません。

- 〇議長(福永 廣文君) 堀内君。
- ○議員(5番 堀内 義郎君) 眺霧台については、過疎対策の一環として販売されたということで、私も、いろいろ宮村小学校の運動会とか、卒業式、入学式とか呼ばれて行くんですけども、特に、運動会とかで見ていくと、町長も行かれると思うんですけども、子供の数がふえたなあと、子供を応援する親のかけ声も大きくなったなということを感じております。

その中で、こういった電波障害があるというのをちょっとお聞きしたんですけども、もともと、この寺柱地区というのが、電波の入りが悪いところで共同アンテナを設置していたというところでありまして、その後、ケーブル放送ですか、が入ったということでありまして、そういったところで、土地開発公社が開発したというとこでよろしいんですか、お聞きいたします。

- 〇議長(福永 廣文君) 都市整備課長。
- ○都市整備課長(兒玉 秀二君) 開発公社のほうで整備しておりまして、先ほどもありました 1次募集のあそこの説明内容は、町のホームページや広報等によりまして募集の案内をしておる んですが、内容としましては、分譲地の区画図や地質調査等の結果及び販売価格等の概要を初め、 申し込み方法や申し込み資格、その他、申し込みから土地の引き渡しまでの過程を説明しており ます。

1次募集の段階で、電波障害等については把握しておりませんでしたので、1次募集の購買者の方よりテレビの受信状態が悪いということを指摘を受けまして、2次募集におきましては説明につけ加えておるところでございます。

- 〇議長(福永 廣文君) 堀内君。
- ○議員(5番 堀内 義郎君) この眺霧台に対しては、私も簡単に訪問調査したんですけども、 電波障害がある家庭が7軒ぐらいあったということでありまして、あとは、ケーブル放送とあと でとった、あるいは、もともととってて引っ越したということ、いろいろありよりました。

町長が先ほど、ちょっとというか、おわびをしたということでありまして、私もどういった内容かということを送ってもらったんですけども、平成23年8月2日に出されております。

ここに、各社、各位ということで、土地開発公社理事長として町長の名前が上がっております。「宮村ビュータウン眺霧台をご購入いただいた皆様へ、地上デジタル電波に関するお知らせ」ということで、いろいろとおわびが書いてありまして、最後に、土地開発公社のお問い合わせについては、役場の都市整備課、担当者の名前が、ここに書いてあるんですけども、これに関しては、この眺霧台自体が環境のいいところということで、高台に位置し、霧島、桜島が見える、名前の

とおり、天気のいい日っていうか霧の多い日は雲海が見えるような、そういったこともあるかな あということで、学校も近い、都城も近いということで、子育てするには、ほんとすごいいい環 境だということじゃないかと思います。

それで、転入される方もたくさん、21軒ですか、あったということで、こういった子育てしてる人たちについては、いろんな住宅ローンとか、教育費、そういったことがかかって、いろんな、少しでもこういった余計な経費は使いたくないということで、デジタル放送までいかないという方もいらっしゃいました。

そこで、ケーブルテレビをとればどれぐらいかかるのかなという、いろいろ調べてみたんですけども、初期費用として加入金がサービスだけでも8,000円とか、基本工事料金が、通常が1万8,000円とかいろいろかかります。

それで、町長は笑ってらっしゃるんですけども、こういった苦情というか相談が出てくるんですね。この、土地開発公社につきましては、不動産の取り引きということで見てみますと、適用除外だったということで、そういうことがうたわれております。まあ、責任はないんだということで、何らあれがあっても、だけど、住んでる方につきましては、こういった苦情が出ているってことで、いろいろな相談がございます。

そもそも、町長が示された町勢要覧というのがあるんですが、その中でうたわれてるんですが、 子育てしやすい暮らしやすいまちということで、ファミリーサポートセンターとかいろいろ書い てあります、もうご存じだと思うんですけども。その中で、この眺霧台については奨励金制度と して連動して販売された。この三股町のような宅地分譲地眺霧台ということで、宅地奨励金とし て連動して販売されたということを強くうたっております。

それで、それだけ町長が力を入れてるんだということを感じるんですけども、一歩またそういった問題が、苦情があるということで聞くんですけども、次の質問に入りますが、まずそういったことを解消するために、ちょっと助成とかそういうのができないかということを聞きますが、それについてはいかがお考えかお聞きいたします。

〇議長(福永 廣文君) 町長。

○町長(木佐貫辰生君) 眺霧台の販売につきましては、即、公募した、すぐ買い手がつくという、言われたように、場所的にも、そしてまた都城に近いというようなことで大変好評でありました。その中でこの寺柱地区は、以前から共同アンテナということで電波障害があるということでございました。三股町もそれぞれ切寄もそうですけど、町内に幾つかの電波障害の場所がございます。そういうことから、情報の格差といいますか、そういうものを解消しようということで、このケーブルテレビ、そちらのほうの全地域へのこのケーブル網の設置を町単独でやっております。当初は、この町内の主要な部分につきましては、国の補助金をもらいながら、そういう、この

ケーブル網の設置をいたしましたけれども、長田地域、それから宮村地域、それから餅原とか、 周辺地域については単独で情報格差をなくすということで、ケーブル網の設置と、また、そちら のほうの接続を推進しているところでございます。言われるように、1次募集時にそのあたりの ところを十分説明しなかったということは、大変申しわけないというふうに思っております。

しかし、そのような町のこの情報網が、ネットワークがあるということをご理解いただきまして、そちらのほうの接続をお願いしたいと。そして、それにつきましてと言うのはおかしいんですけれども、町としまして、過疎地域に対しまして過疎地域定住促進奨励金というのを80万円ほど交付をしておりますので、その中に含まれているってのも言い方はおかしいかもしれませんけれども、配慮をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

ですから、今のところ、接続費用の助成というのは、ちょっとご勘弁いただきたいというふうに考えています。

以上です。

〇議長(福永 廣文君) 堀内君。

○議員(5番 堀内 義郎君) 先ほども申し上げましたように、初期費用等、接続するためには環境はあっても、いろいろ8,000円とか1万8,000円とか基械を購入したりそういったこともありますので、なぜこういうことを言うかというと、私の地元でも、今、児童数が減ってって、こういった梶山もですか土地開発公社の、今度は宮村があったっていうことですね。

今、小鷺巣もちょっと声が上がってると聞いてるんですけども、私の地元も2地区なんですけども、そういった子供の児童数が減っていって、過疎対策、過疎対策っていうか、過疎地域の指定すらないわけでありまして、空き家とかそういった利用もあるんですけども、これも、一気に児童数がふえるということは考えられないということで、そういった土地開発公社が入って一回開発したほうが、子供も人口がふえるのには、有効かなと考えて、まあ、うらやましいなあという声を聞くんですね。

それで、一応お聞きしますけども、過疎地域以外にもそういった声が上がれば、そういったことを分譲地と、そういった土地開発公社のことを考えてらっしゃるか、ちょっとお聞きしたいんですが。

〇議長(福永 廣文君) 町長。

〇町長(木佐貫辰生君) 今言われましたように、宮村の中でも小鷺巣のほうも寺柱地区の状況を 見まして、そのような声というのも聞いております。

しかし、あとは地元の熱意、地元がやはりそういう組織をつくられまして、そして、そういう 地権者との話し合いを含めて、このとり組みをしていただかないと、町が率先してやるという状 況には今のところないとこでございます。 ただ、今、梶山をやりました、そして、宮村やりました、そして、今現在は、この長田というようなところで、こういうふうに町としては順番的にやっているところでございますんで、また、そういう地域からの熱意のあるとり組みがあれば、また、それについては、協議させていただきたいと思います。

- 〇議長(福永 廣文君) 堀内君。
- ○議員(5番 堀内 義郎君) 今後、2地区っていうか地元からもそういった声が上がったときには、ひとつご検討のほうをよろしくお願いしたいと思います。

そもそも、2地区はいまだに信号機もコンビニも、銀行とかそういったのもありませんので、いろいろ。それと、子供がふえないんですよね。それで、そういった言葉も聞かれると思いますので、ひとつ今後ともよろしくお願いしながら、次の質問に入りたいと思います。

町道の整備についての質問でございますけれども、この前、第6回平成27年度の地区座談会が2地区でも行われました。6月4日ですか、その中の意見交換の中でもちょっと出たとは思うんですけども、一時停止線や歩道、車道を分ける白線があるんですけども、それの劣化が多いということで計画的に整備できないかお聞きいたします。

- 〇議長(福永 廣文君) 都市整備課長。
- ○都市整備課長(兒玉 秀二君) 劣化により消えた一時停止線や外側線を計画的に引くべきではないかとのご質問でございますが、外側線におきましては、通学路点検時や地区からの要望を受けまして、平成25年度約6,000メートル、平成26年度約2,000メートル程度引き直ししております。

また、停止線や横断歩道におきましては、公安委員会が指定し、とり締まりの対象となるものですから、道路管理者、本町は都合によりまして、舗装、補修を行った箇所につきましては、町のほうで引き直ししておりますが、基本的には警察のほうで引いてもらうものであります。

本町も町道としまして420キロありまして、ほとんど舗装されている中でなかなか要望に追いついていない現状でございますが、今後におきましても、通学路や交通量の多い箇所等を優先的に、また新たなグリーンベルト等も含めまして整備していきたいと考えているところでございます。

- 〇議長(福永 廣文君) 堀内君。
- ○議員(5番 堀内 義郎君) 通学路や要望の多いところを優先するということでありますけれども、この白線についてはいろいろ、こういった劣化の時期に入ってるのかなということで、大きい道路、通りの多い少ないを問わず、小さい道路も白線が消えてるとかなんか、それも見受けられるということを私も感じております。そういうことで、定期的に整備費用とか出てくると思いますので、整備のほうをひとつよろしくお願いしたいと思っております。

先ほども言いましたけども、眺霧台については21軒ですか、そのうちの半数以上が町外からの転入ということであると聞いております。だから、それだけ、この三股町というのは、子育てとかいろいろ住みやすい環境づくりとかそういうところに十分力を入れてるんだということを、今後も地方創生のこともありますので、人口減少が今進んでいるんですけども、三股町は今のところ横ばいとかそういった状況ですので、そういうことを含めながら、ほかの市町村に、町村というか、自慢できるようなまちづくりを進めていっていただければいいかと思っておりますので、以上ですが、私の今回の質問をかえさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。以上で終わります。

.....

○議長(福永 廣文君) ここで、昼食のため、午後1時30分まで本会議を休憩いたします。

午前11時48分休憩

.....

午後1時28分再開

○議長(福永 廣文君) 開会前ではございますが、桑畑議員から欠席の通知が来ておりますので、 ご報告しておきます。なお、文化財担当学芸員の黒木さんの同席をここで認めたいと思います。 それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位4番、楠原君。

〔2番 楠原 更三君 登壇〕

〇議員(2番 楠原 更三君) こんにちは。

午前中の池邉議員の質問の中で、バックパネルを通しての町のPR、それからふるさと納税を通しての町のPR、また堀内議員の質問の最後に自慢できるまちづくりをとありました。私の質問の目的は同じです。もちろん、同じような気持ちをお持ちの方は多いと思います。

私は6月の議会で、何をもって文教の町と言うのかとお聞きしました。今回も初めは引き続き 関連の質問を行います。

今年度の三股町教育研究所要覧から少し引用いたします。「文教みまたと言われてきた三股町は、昔から教育熱心で、幾多の人材を生んだ誇り高い土地柄である。文教みまたとは、400年の歴史を持つ郷中教育、それを振興した三島通庸、この精神を受け継いで三股を築いた人々によって形成された言葉である。三股には、経済的な困難にもめげることなく、教育に力を注ぐ教育尊重の気風がある。」途中を略します。「さまざまな面で学校教育の質の向上を図ってきているが、町内の小中学校全教科の平均が県平均より低い状況にある。」と書いてあります。

こうなると、もう文教の町と言うのも変な感じがします。しかし、ここからも見えますけれど も、役場の正門には、ごらんのように大きな看板で「文教の町」と掲げてあります。何となく過 去の遺物をもてあましているようにも、また色あせたようにも見えます。温故知新の温故だけでなく、過去にあったことを現在にどのように生かすかです。

学校教育では、研究所の掲げる研究主題に真正面から向き合ってもらい、しっかりとした成果を見せてもらわなければなりません。また一方で、我々は、学校教育によい影響を与えるようなそれなりの社会環境づくりも行っていかなければなりません。

文教の町という言葉から、私が現在においてイメージしたいのは、ふだんの生活の中で、教育、 文化の香りを感じ取れる町です。例えば、簡単に言いますと、町を散策するだけでも何か学んだ 気がするという環境づくりです。

三股町は、日本国憲法施行の日を選んで、翌年の昭和23年5月3日に町制を施行し、その年の11月3日に町制施行の大祝賀会が三股小学校校庭で開催され、町民は、老いも若きも喜びに沸いたと三股町史初版にあります。そのころの熱い思いを知っている人たちによって、三股町史や「三股の今日を築いた人たち」が編集されたと思います。現代に生きる我々は、この思いを少しは知る必要があるのではないでしょうか。

三股町史改訂版の記述を紹介します。「本町には多くの歴史資料が埋もれたままになっていると思われる。これをこのまま放置すれば、明らかにされていない歴史的事実は永久に葬られることになる。そこで、これら史跡、文化財の発見、発掘に鋭意努めなければならない。そして、保護すべきもの、伝承すべきものについては、完全な記録と細心な管理をもって当たらなければならない。特に重要なものについては、町文化財として指定し、その保存を図る必要がある。」30年前の記述です。

順序が後先になりますが、今度は町史初版の巻頭の言葉をもう少し紹介いたします。「この町史は、私たちの祖先の築いた素朴な足跡であり、哀歓の縮図でもあります。また、我々は現状に満足してはならない。三股町はさらに一大躍進をせねばならぬ。前進せねばならぬ。この恵まれた三股町も、あらゆる面で一大転換期に来ていると思われる。何をどうすべきかという幾多の問題を抱えている。改革をなすには、問題の本質を本当によく知らなければならない。勉強せねばならない。この勉強の中には、過去のことをよく知り、なされた努力の跡をたどってみることも必要である。問題を定義し、それについて先人たちはどんな協議が行われ、当局はどんな指導を行い、町民各位は、決定に基づきどんな努力と協力が忍耐強くなされて、今日の成果を上げ得たかを知れば、今後のよき指針となるであろう。ここに三股町史の編集が行われることは、係る意味から極めて深い意義を有すると思う。」とあります。まさに温故知新です。読んでいるだけで気持ちが熱くなります。昭和30年代の人々の熱意が感じられます。

このような思いが、その後制定された町民憲章にも反映されていると思います。町民憲章は、 初版の町史が発刊された3年後、東京オリンピックの年に制定されています。51年前になりま す。

憲章とは、基本的な方針や施策などをうたったものです。その三股町民憲章の前文には、「先 人の偉業に学び、郷土愛と開拓精神を持って明るく豊かな町をつくる」とあります。そのために は、学校教育では当然のことながら、それ以外においても先人の偉業を学びやすい環境がなけれ ばならないと思います。

また、開拓精神という言葉にどのような意味が込められているのでしょうか。これも考えなければなりません。先人の苦労や功績を身近に知るということは、郷土愛を育むことに直結するのではないでしょうか。将来の三股を担っていく子供たちにばかりでなく、町民全体にも郷土愛を掲げている町民憲章が伝えられ、理解されているのでしょうか。三股が目指す文教の町とは何なのか、そして、その進むべき方向がこの町民憲章前文にはっきりと示されているのではないでしょうか。

しかし、何をやるにしても、予算の裏づけが必要です。教育、文化には即効性のある経済的魅力が感じ取れません。後回しにされることが多いのではないかと思います。しかし、三股は文教の町です。先ほども申し上げましたが、役場正門にも大きく「文教の町」と掲げてありますが、今後も文教の町を標榜していくのであれば、どうか町長の英断で真の文教の町の普遍的な土台づくりをお願いしたいと切望いたします。

今回は、先人の方々の思いの詰まった、そして町の基本的方針であるはずの町民憲章前文の啓発にどのような取り組みをされているのか、または今後、どのような取り組みを考えておられるのか、町長にお伺いいたします。

あとは質問席から行います。

〇議長(福永 廣文君) 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

〇町長(木佐貫辰生君) 文教みまたについて、そして町民憲章の啓発の取り組み状況、特に先人 の偉業を学びやすい環境とはということでご質問いただきました。

町民憲章につきましては、各種行事の冒頭に朗唱しまして啓発を図っているところでございます。町主催の行事では、11月3日の町の表彰式や自衛隊の新入隊員激励会、また一昨年まで実施しておりました福祉大会の冒頭に朗唱しておりました。それ以外は、教育委員会が主催する行事等で主に朗唱していますので、その取り組み状況について教育委員会から回答していただきます。

〇議長(福永 廣文君) 教育長。

○教育長(宮内浩二郎君) 町民憲章のいわゆる啓発の取り組み状況、教育委員会で行っている状況でございますが、町民憲章を公共施設等へ掲示したり、各種教育委員会の主催行事や関連行事

におきまして朗唱の場を設けたりすることで、広く啓発を図っているところでございます。

中でも、成人式では全員で町民憲章を朗唱し、成人としての決意を新たにするとともに、伝統 ある三股町の一員としての自覚を促すようにしております。

先人の偉業につきましては、町民を対象とした史跡巡り講座を開設するなど、本町の歴史について学ぶ機会を設けているところでございます。また、学校教育におきましては、社会の副読本として先人の偉業を紹介したり、町民憲章の精神を基調とした児童生徒憲章による伝統教育の推進に取り組むとともに、教職員に対しまして、地域の史跡等を見学する研修を実施し、地域素材を活用した学習がより一層進められるよう支援しております。

さらに、昨年度から10月第3土曜日に実施しました文教みまたフェスティバルにおきまして は、戦前まで郷中教育の実践場として実在しました龍雲館を扱った演劇を披露し、町民に啓発を しているところであります。

このように、地域が一体となって三股町の歴史と伝統を大切にし、明るく豊かなまちづくりに 努めてまいりたいと考えております。

- 〇議長(福永 廣文君) 楠原君。
- ○議員(2番 楠原 更三君) ありがとうございます。

今、史跡巡りとか言われましたけれども、そこでこの間も質問したわけですけれども、町の指定が5つしかないということ、そして5つとも面的な広がりのあるものは少ない。ほとんど、ほんのちょっとしかないというものがこの史跡で、この史跡巡りといっても、指定以外のものが中心になるんではないかなと思いますけれども、やはり文教の町と、そして先人の偉業を学ぶとか、そういう環境にしては非常に物足りないと今回また再度申し上げたいと思いますので、きのうの予算のほうにおきましても簡単に申し上げましたけれども、どうしてもこの史跡整備の予算というのももうちょっとしっかりとつけていただいて、らしいもの、町を歩いたら歴史がそこにあるというような感じを望みたいと思っております。

また、次に質問いたしますけれども、文教の町みまたを標榜されている今、町民の皆さんが文教の町に住んでいるという実感を持てる事柄、先ほど各式典でみんなで読み上げるとか、私も今回こうなりまして、何回となく一緒に読み上げさせていただいているわけですけれども、そういうような、させられるものではなくて、ふだん住んでいる中で文教の町に住んでいると実感持てるような事柄あるでしょうか。もしありましたら教えてください。

- 〇議長(福永 廣文君) 教育長。
- ○教育長(宮内浩二郎君) 町民が文教の町と実感できる事柄についてでございますが、年齢とか地域、生活環境、歴史観などによって町民おのおの違いがあるものと存じますが、教育委員会という立場から幾つか上げさせていただきます。

まず、文教の町と称されるゆえんにつきましては、6月の定例議会の一般質問で町長が答弁しておりますので省略をさせていただきますが、1つ目は、三股町史に掲載されている龍雲館と正道館が挙げられます。龍雲館は明治時代後半、青少年の文武両道修練の場として早馬神社の敷地内に建てられ、現在その跡地には石碑を建て、町民に啓発をしているところであります。

2つ目は、町立図書館です。昨年度の利用状況は、入館者数約16万3,000人、貸出冊数約21万2,000冊でした。現在の蔵書数は13万5,000冊で、町立の図書館としては規模、利用実績ともに県内ではトップを誇っております。

3つ目は、町立文化会館です。平成16年から開講している戯曲講座等、小中高生を対象にした演劇講座、みまた座などの取り組みが高く評価され、平成24年度には宮崎県では初めてとなる地域創造大賞、総務大臣賞でございますが、これを受賞するに至っております。また、町民参加による演劇、町ドラなどは町内外から多くの観客が訪れるなど好評を博しています。

文化会館は、人材育成及び町民の文化芸術水準の向上、並びに地域に暮らす人々がともに生きるきずなを形成する地域文化の拠点として位置づけているところであります。

そのほか、文教の町、三股町が誇る最大の学習イベントである文化の祭典には、延べでありますが約3,000人が参加し、生涯学習の成果を発表しております。また、町民全体で教育に取り組む気風を育成、醸成するイベントとして、文教みまたフェスティバルを実施しているところであります。

文教の町を実感できる事柄につきましては、一例を紹介させていただきましたが、教育委員会 としましては、これからも文教の町を町として誇れるまちづくりのために、さまざまな取り組み を実践していく必要があると強く感じているところであります。

以上です。

〇議長(福永 廣文君) 楠原君。

○議員(2番 楠原 更三君) ありがとうございます。

今、最初に龍雲館、正道館と言われましたけれども、確かに龍雲館の跡地というのは碑があります。正道館はないんですね。私は、正道館で季節預かり所の経験がありますので、よく覚えているんですけれども、教育長さんが今言われましたけれども、実感を持てる事柄の最初に龍雲館、正道館言っていただいたわけですけれども、そういうものにつきまして、やっぱり何かここだよというようなものがあってしかるべきではないないかなと思います。

それから、この町立図書館、これは本当に充実していていいと思っておりまして、よく利用させていただいているんですけれども、子供がちょっとうるさいですね。中に保育所じゃないですけれども、子供のコーナーがありますので、同じ区画の中に。ちょっとあれっとやっぱり思う。ほかの図書館と比べるとあれっと思うことが多いんですね。もうちょっとそこを何か場所を変え

ていただくとかすると、本当に落ちついた中で図書館の利用ができるんではないかなと思っております。

あと町ドラ、非常にすばらしいもので、今後とも文教の町の目玉として続けていっていただく とありがたいと思っております。

次に移ります。

文化財の指定、先ほども言いましたけれども、6月議会以降の動きについて一つ一つお伺いいたします。

6月議会におきまして、そのときに現時点では町の指定文化財に向けて具体的な協議を進めている案件はないという、私としましては非常に冷酷と思えるような残念な回答を教育課長からいただきました。その後、少しは前向きな動きをお考えになっているでしょうか。

また、その質問に加えて、国指定文化財の価値が認められていながら、現状維持が心配される 梶山城の今後の計画について少し具体的にお願いいたします。

〇議長(福永 廣文君) 教育課長。

○教育課長(永吉 雅彦君) 梶山城跡につきましての6月議会以降の動きとしまして説明します。まず、7月初旬に梶山城跡保存推進委員会を開催いたしました。本委員会の役割は、梶山城跡の持つ文化的価値の周知や文化財愛護の啓発活動に協力していただくことを目的としております。続いて、文化庁の調査官と県文化財課職員が来町し、梶山城跡に関する協議と現地調査を行いました。また、8月初旬には県文化財課職員と都城市文化財課職員とで協議を行い、本町と都城市の協力体制のもと、県がオブザーバーという立場で事業を進めていく方針を確認したところであります。

そして、8月中旬には梶山城跡の地権者を対象に説明会を開催いたしました。説明会では、用地購入に際しての1平方メートル当たりの単価を具体的に提示させていただきました。この単価につきましては現在協議中でありますが、早急に単価決定を行い、用地購入を進めていく方針であります。

以上です。

〇議長(福永 廣文君) 楠原君。

○議員(2番 楠原 更三君) ありがとうございます。

梶山城、これが国の指定の史跡となりますと、都北地区では最も大きな面積を持つ史跡となると思います。これはやり方によってはまちおこしに大きな可能性をもたらすことになると期待しています。一日も早く町指定から国指定まで持っていけるよう、最大の努力を今後ともお願いしたいと思いますけれども、今の段階で、その土地の単価決め以外に何か大きな問題というのはないでしょうか。お伺いします。

- 〇議長(福永 廣文君) 教育課長。
- ○教育課長(永吉 雅彦君) 特に今のところないです。
- 〇議長(福永 廣文君) 楠原君。
- 〇議員(2番 楠原 更三君) わかりました。

じゃあ次に移りますけれども、一部分の発掘で終わっている町内の縄文遺跡の件についてお伺いします。

これにつきましては、私は知らなかったんですけれども、三股町史で知りました。それからの質問も含みますけれども、一般的に、縄文遺跡は東日本で栄えて西日本は低調だったと言われています。実際に調べてみますと、縄文遺跡は東日本で圧倒的に多く発掘され、教科書にも多く取り上げられています。私たちが高校時代には、東日本の縄文遺跡しか教科書には載っていませんでした。

しかし、教科書に取り上げられるような時代の縄文遺跡が三股にもあるということを町内の学校で取り上げることで、誇りに思えるふるさとづくりに役立つのではないでしょうか。

現在では、鹿児島の上野原遺跡、田野町の本野原遺跡など、南九州において重要な価値を持った遺跡が発掘されています。両遺跡とも集落から離れた高台にあるように思いますけれども、どのような位置のところに縄文遺跡があるのか、その場所に行き、雰囲気を味わうことも重要な意味があるのではないでしょうか。

私も興味を持ったものですから、この夏に長原遺跡があったと思われる丘付近に数回足を運びました。なかなか過疎が進んでおりまして、人に出会うことも少ないんですけれども、何回か行った中でお二人にお話を伺うことができました。2人とも長原地区ですけれども、嫁いできて四十数年という方でしたけれども、知らないと。どこにあるか知らないという2人とも答えでした。実際どこにあるのか、どのような場所で縄文時代の生活の舞台があったのか、どこで発掘が行われたのか、町民の多くの皆さんにはわかりません。もったいないことだと思います。何か簡単な碑でもあるかなと思って私なりにあちこち動き回ったんですけれども、見つけることはできませんでした。周りを見ますと、これはひょっとしたら茶わんのかけらだなと、そういうかけらかなと思うものが幾つかありましたけれども、ぜひ何か目印になるものが欲しいと思います。

ほかにも、町史でいきますと高才原遺跡、それから坂下遺跡などが書いてありますけれども、 どこにあるのか、具体的なものが全くわかりません。

町内においても再度発掘調査をする価値があるのではないかと思いますが、予算の都合もある のでしょうから、何回も言いますけれども、せめて案内板、説明板などを設置して、周知してほ しいと思います。そうすることで、少しは保護の意識が高まるでしょうし、学校教育にも社会教 育にも役立ててもらいやすくなるのではないでしょうか。 これらの件につきましては、とにかく破壊してしまったら取り返しがつかないということです。 この遺跡発掘、そして案内板設置、保護、こういうような件につきまして、町長のお考えを伺い ます。

- 〇議長(福永 廣文君) 教育課長。
- ○教育課長(永吉 雅彦君) 町内の縄文時代の遺跡としましては、まず梶山の坂下遺跡ですが、町史に発掘調査の様子が記載されています。その後、県教育委員会の報告書が確認できませんでした。つまり、現時点では詳細が不明であり、内容説明が困難ですので、説明板の設置は難しいのが現状であります。

次に、長原遺跡、通称長原の丘のことでありますが、今までに発掘調査を実施したことはありません。発掘調査を実施していない以上は、遺跡の性格等が把握できませんので、説明板の設置というのも現段階では予定しておりません。

また、この2つの遺跡を発掘調査するとなりますと、開発に伴う緊急発掘調査ではなく、学術研究を目的とした学術発掘となります。この学術発掘は、国内でも非常に事例が少なく、多額の経費と期間が必要となることから、今後この2つの遺跡を発掘調査する可能性は非常に低いものと考えています。

以上です。

- 〇議長(福永 廣文君) 楠原君。
- ○議員(2番 楠原 更三君) ありがとうございます。

じゃあ、縄文遺跡はないというような解釈になるわけですかね。

- 〇議長(福永 廣文君) 教育課長。
- ○教育課長(永吉 雅彦君) 遺物はあります。遺跡。こういうかけらとか、そういうのはあると 思います。こちらのほうにも、教育委員会にもあります。
- **〇議長(福永 廣文君)** 楠原君。
- ○議員(2番 楠原 更三君) 発掘したのではなくて、そこにあったものが見つかったという感覚でしょうか。
- 〇議長(福永 廣文君) 教育課長。
- **〇教育課長(永吉 雅彦君)** そうです。
- 〇議長(福永 廣文君) 楠原君。
- ○議員(2番 楠原 更三君) 本当ですか。ちょっと理解に苦しむんですけれども、町史のほうが正しいとすれば、7,000年ぐらい前のものだと書いてあるんですね。7,000年間そこにあったんでしょうか。7,000年間の雨風、そういう何ですかね、風何ですかね。考えられないんですけれども、7,000年間そこというのは。

それはいいとしまして、信憑性どうのこうの今ここで言っても。黒木さんがこのためにいらっ しゃるんでしょうか。じゃあ、黒木さんお願いいたします。

- 〇議長(福永 廣文君) 教育課長。
- **○教育課長(永吉 雅彦君)** 土器はあるということで、今確認いたしました。土器は7,000年 は残るということで聞いています。
- 〇議長(福永 廣文君) 楠原君。
- ○議員(2番 楠原 更三君) 専門家の意見ですから、でしょうけれども、どうも解せない部分が多いんですけれども、じゃあ、あった場所というのは特定できるんですね。置かれていたというような感じのあった場所というのは。

それでは、その麓のところに公園があります。今度トイレの改修か何かされたところでしょうか。そこの広場にでも案内板とか設置できるスペースがあるんですよね。この丘のどこかと特定できなくても、ここが縄文時代の人々の生活の舞台であったというような案内板、説明板ですか、そういうものを設置される予定もないということですね。

- 〇議長(福永 廣文君) 教育課長。
- ○教育課長(永吉 雅彦君) 案内板については、先ほど説明したように、詳しい詳細が不明ということで、案内板のほうは難しいんですけれども、例えば、ここの場所にそういう史跡を紹介するということで現地に標柱を設置することはできると思います。

以上です。

- 〇議長(福永 廣文君) 楠原君。
- ○議員(2番 楠原 更三君) お願いいたします。ちょっと弱くなりますけれども。

長田地区の過疎を食いとめるためには、何かしら、人を集めるようなものが必要だと思います。 現在、椎八重公園、それからしゃくなげの森ありますけれども、それ以外に、きょうも何か昼前 には勝岡城を訪ねて鹿児島から来られたと、役場のほうに訪ねてこられたということですけれど も、こういう女性の方だったら歴女という言葉が今、結構使われるようですけれども、歴史を訪 ねて来られるということはかなり頻繁に目にすることができます。私の実家が梶山城の麓ですけ れども、結構来られるんですね。私があそこに住んでいるときには、案内役を何回となく買って 出て、したことがありましたけれども、こういうような歴史的なものというもの、生活水準が豊 かになればなるほど、そういうものを訪ねる方というのはお見えですので、よろしくお願いした いと思います。

次に移ります。

三島通庸公関連の文化財について伺います。

インターネットで鬼土木県令と調べますと、真っ先に三島通庸公が検索できます。鬼のような

手法で地域開発を行ったという意味でしょうけれども、調べてみますと、彼ほど後世の評価が分かれる政治家も珍しいそうです。この地域も、不平士族を抑えて開発したということもあるそうですから、いろんな意見をお持ちの方もいらっしゃるでしょう。

NHKの大河で前に「八重の桜」というドラマがありました。その中で、新島襄が三島公のことを取り上げたとのことです。実際に、同志社女子大学発行の「新島八重」という本の中、これですけれども、この中にも三島通庸公が登場します。かなりメジャーな人です。下手したら、大河ドラマになってもおかしくないような方だと思っておりますけれども、三股の人ではありません。また、三股に住んだ記録を私は見かけませんけれども、三股での実績を含めたものがあったからこそ、その後の活躍があり、土木県令という異名を持つことになったのでしょう。しかし、土木県令と言われましても、各地で学校も建設されています。土木と教育について、その成果が今に伝えられています。三股にも土木と教育の成果が残されました。

その三股よりも数段規模の大きい開発を各地でしていくわけですけれども、現在でも三股と同じように、当時の区割りが残っており、開墾時入植者の子孫の方々が多く居住されているところとして、あの皇室のご用邸がある那須塩原市があります。そこには、三島公にちなんだ三島という地名、三島小学校、三島中学校が存在しています。

本町には、三島公の初期のころの実績があります。区割りや道路網を調査して、場合によって は都城の庄内地区と連携して、那須塩原市との姉妹都市化、友好都市化、そういうものになるよ うな計画は無理なものでしょうか。もしそれが実現するならば、子供たちの目線は全国規模に広 がると思います。いろんな意味で、ふるさとを見つめ直すきっかけになるのではないでしょうか。 これについてお伺いいたします。

〇議長(福永 廣文君) 教育課長。

〇教育課長(永吉 雅彦君) 山王原地区は、三島通庸の行政手腕によって開拓された地区であることは周知のとおりだと思います。

ただし、当時、明治時代の三島通庸関連の史跡であると確実に資料的裏づけのとれている文化 財が現在のところ確認できておりません。

文化財の指定につきましては、当該文化財の現状の保存状況が良好であることと、その資料的根拠を提示する必要があります。現在、進行中の町史編さん事業に伴って、三島系文書等に三股町関連の資料が残っていないかを調査しておりますが、現在のところ未発見であります。

資料的裏づけのとれない文化財の指定は困難でありますが、山王原地区の貴重な建造物等については慎重な調査を繰り返しながら、残っている文化的遺産を保存整備し、地域おこし等に活用していくことは重要なことと考えております。

以上です。

- 〇議長(福永 廣文君) 楠原君。
- **〇議員(2番 楠原 更三君)** ありがとうございます。 されるんですね。 される方向でお考えなんでしょうか。
- 〇議長(福永 廣文君) 企画政策課長。
- **○企画政策課長(鍋倉 祐三君)** 三島通庸は三股町の基礎を築きました偉人でありまして、本町の三島通庸関連史跡としましては早馬神社にあります開拓の碑、あと山王原のあの通称三島道路というふうに私は呼んでいるんですが、そういうのがございます。これがどのように保存整備するか、地域の活性化にどのように結びつけていくのかというところを課題を整理しながら、慎重に検討していく必要があるというふうに思っております。

また、姉妹都市の締結につきましては、相手がありますので、相互理解、共通性、必要性、メリットなどを検討しまして、また予算も伴うことから、議会や住民の理解も必要かと考えます。

このような観点から、まずは民間交流とかなどで実績を積み上げることも大事ではなかろうか というふうに考えております。その上で、総合的な判断になろうかと思いますが、三島通庸関連 につきましては、慎重に検討していきたいというふうに考えております。

- 〇議長(福永 廣文君) 楠原君。
- ○議員(2番 楠原 更三君) ありがとうございます。

されるんでしょうか。検討されるだけですか。

三島通りと言われましたけれども、古い家がどんどん壊されているんですね、住む人もいなくなりまして。先日もあの一画で非常に古い神宮司さんというところが取り壊されました。非常にもったいないことだと思いますけれども、だんだんと検討、検討、検討していくのはいいんですけれども、時間がかかるとなくなるんですね。だから、何でもそうなんですけれども、まず予算がさほどかからないのではないかと思える案内板はどっかにか欲しいと思いますし、早馬神社に石碑があるわけですから、事実がない、調査してからどうのこうのと言っているんであれば、あの石碑もうそということになるんですね。あの大きな石碑が。ただ、あれはあるんですね、実際に。あそこには。そこの整合性はどうなるのかという気もしますけれども、とにかく時間がないということで、検討しますで終わることがないように、三股の活性化に物すごく役に立つと思うんです。やっぱり歴史の重みというものがいろんなところで重要になってくるかと思いますので、とにかくよろしくお願いいたします。前向きに前向きにですね。

それから、丸山課長のほうが以前に小倉邸の活用ということで言われましたけれども、その後 よろしかったらお伺いしたいと思います。

- 〇議長(福永 廣文君) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(丸山浩一郎君)** 同じく山王原地区に残っています小倉邸ですが、確かに古い建

物、昭和の初め、大正時代、古くは大正時代、そして昭和の初めに改修が行われているようですが、貴重な建物ということでいろいろ検討させていただいておりました。

今のところ、あそこの所有者の相続関係のこと、そしてまた今後のその利用方法については、今ちょっとストップといいますか、ちょっと立ちどまっているところです。相続関係の所有権のところをはっきりさせた上で相談していきたいというふうに考えているところですし、あそこを利用するということを考えますと、先ほどから楠原議員がおっしゃるように、三島道路も出てきましたけれども、三股町のほうによかもんツアーというのがございます。その中でも自転車等を使って、あるいは歩いて三島道路を歩き、そういう古い家並みを見て、そこに横にあります大弓、弓師の方がいらっしゃいますし、そのあたりの見学、あるいは早馬神社、そして上米公園までというコースも立てられますので、そういったことは産業振興課のほうでも検討はしているところです。

〇議長(福永 廣文君) 楠原君。

○議員(2番 楠原 更三君) ありがとうございました。ぜひお願いします。あの小倉邸はガラスが割れて、非常に心配な状況です。雨風が入ってしまうと思いますので、当面の保存ということも考えていただけるとありがたいと思っております。

次に参ります。予定よりもかなり時間が過ぎているんですけれども、次に都城東飛行場について伺います。

ことしは、戦後70年ということで、さまざまな方面で、さまざまな角度から戦争の振り返り が行われました。

三股町におきましても、幾つか戦争史跡は見られますが、都城を含む三股町にあった都城東飛行場という忘れてはならない重要な戦争史跡があります。多数の若者が特攻隊として出撃された場所です。しかし、1年ほどしか使用されなかったようです。昭和19年の前半に訓練基地としてつくられ、昭和20年5月4日から7月1日まで、わずか2カ月ほどで六十数名の方々が出撃されたとあります。特攻基地としては今申し上げましたように2カ月間ほどだったからなのか、戦後の混乱が原因だったのか知りようはありませんが、飛行場や関連施設の場所が現在の地図であらわせないということなのです。

都城東飛行場を史跡として、都城市が説明板を住友ゴム工場の東側の小さな公園に設置してありますし、特攻の慰霊碑も都城西飛行場の分とまとめて都島の陸軍墓地にあります。しかし、都城自衛隊の資料館では、都城西飛行場は現在の地図であらわすことはできるが、東飛行場は現在の地図上にあらわせない、わからないということです。

三股町としては、このままでいいとは思いません。都城から特攻で行った人たち七十数名のうちの六十数名が三股から飛び立っていかれているわけですから、また、三角兵舎、そして当時最

新鋭機であった特攻機の掩体壕などは完全に三股村にあったと明記されています。

現在でしたら、高齢の方々の中にはご存じの方がいらっしゃるようです。小中学校の活動で、 高齢者との触れ合いを通しての郷土学習の一環として実施するとか、ボランティアで行うとかし て、聞き取り調査をして、後世に伝えるべき資料を今つくるべきではないでしょうか。これにつ いてお伺いいたします。

- 〇議長(福永 廣文君) 教育課長。
- ○教育課長(永吉 雅彦君) 都城東飛行場跡のご質問ですが、教育委員会としても早急な対応が必要な調査と考えています。それは、本年度が、戦後70周年という節目に当たること、そして飛行場跡を知る方々が高齢化していることが大きな懸念となっているからであります。

現在、編さんを進めております町史の本編には、飛行場跡の項目を設ける予定としており、関係資料の調査収集を始めたところです。今後は現地調査とともに、聞き取り調査も実施する予定であります。

- 〇議長(福永 廣文君) 楠原君。
- ○議員(2番 楠原 更三君) ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

町内には、町史によりますと、先ほど縄文遺跡がちょっとクレームつきましたけれども、町史のほうには41カ所の史跡の存在が書いてありますので、できるだけ多くの整備、そして町指定を進めていただきたいとお願いいたします。

次に移ります。次の質問が三股町の予算のコンセプトについてということですけれども、これはスタートで申し上げましたけれども、三股のPR、ふるさと自慢、それにも直結するものであると思いますけれども、三股のよさとは何なのかということですけれども、よさというものは嗜好品のようなもので、かなり個人差があると思いますが、町としてのコンセプトは必要であると思っています。町のコンセプト、いわゆる町の基本的な考え方があって、個人の考えをつけ加えるという表現のあり方があってもいいのではないかと思います。

先日、森議員と滋賀県で新人議員研修を受けてまいりました。このような機会を設けていただいて感謝いたします。そこには、全国から88名の新人議員が集まり、大学教授や全国議長会の講師による講義はもとより、13班に分かれての討議及び発表など、大変充実したものでした。年齢のばらつきはかなりありましたが、自分の町の宣伝に一生懸命努めておられる方がかなりおられました。その中では、やはり話題の多くは人口減少と地方創生に関するものであったように思います。

本町は人口増で県内では有名です。人口の増加している町、これは大きなセールスポイントになると思いますが、そうなることとなった特に誇ることのできる施策が、ほかの自治体と比べてどれくらいあるのでしょうか。

論語に「近き者喜べば遠き者来たる」とあります。「近くの人たちが喜ぶような政治を行えば、 遠方の人たちもその評判を聞いて慕って来るものです」と、解説されています。

そこで、人口の社会増、自然増、それぞれの原因となっていると思われる町のこれまでの施策 と人口の維持または人口増に対しての今後の方針についてお尋ねいたします。

- 〇議長(福永 廣文君) 町長。
- ○町長(木佐貫辰生君) 人口増の原因となっている三股町の独自の施策ということのご質問でございますけども、本町は県内の町村の中で唯一人口増が続いておりますが、その要因については、一側面だと思いますが、都城市に隣接し生活の利便性が高いことや、交通アクセスがよいこと、それからベッドタウン的要素がある一方、従来からの重点施策としまして、子育てしやすい環境づくりが若い世代に受け入れられているのも一つの要因ではないかというふうに考えています。各方面からの分析については担当課長から回答します。
- 〇議長(福永 廣文君) 企画政策課長。
- **〇企画政策課長(鍋倉 祐三君)** 過去35年間の社会増減、転入者の数から転出者を差し引いた数を見てみますと、35年間の中で33年間がプラス、2年間マイナスという結果になっておりまして、結果としまして社会増となっております。

その要因としましては、乳幼児医療費の無料化、保育料軽減のための一般財源の上乗せ助成、 子育て支援センターの開設、ファミリーサポートセンターの開設など子育てに関する施策の充実 や、長田、梶山、宮村小学校区への定住促進を目的とした過疎定住奨励金などが挙げられると考 えております。

- 〇議長(福永 廣文君) 楠原君。
- ○議員(2番 楠原 更三君) ありがとうございます。

33年間人口増と社会増とすばらしいことだと思いますので、今後もこれが進むように、全国的な人口減が心配されている中でも、これが続くような施策を今後も期待したいと思っております。

自然増のことも質問しておりますけれども、若い世代が移住して来るということが原因でしょうから、今の関連で何となくわかりますけれども、今後の方針、お願いいたします。

- 〇議長(福永 廣文君) 企画政策課長。
- **〇企画政策課長(鍋倉 祐三君)** 先ほど自然増のことを言ってませんでしたので、若干説明しますと、35年の中で自然増、出生者数から死亡者数を差し引いたものを見てみますと、31年間がプラス、マイナスが4年ということで結果として自然増となっています。

しかしながら、最近の10年間で見てみますとマイナスが3回あります。自然増の年平均も 1年間に22名程度ということで、35年前が年平均140名ほどふえていましたので85%の 減少となっております。

自然増数が減少している一つの要因としましては、年間出生数、これが35年間ほとんどで260名前後なんですね、出生の数は。ほとんど変わっていないです。それに対しまして、死亡者の数が年々ふえておりまして、現在では35年前の2倍以上にふえてきています。これは、高齢者の人口が35年前の約3倍に増加していることが要因と考えられますが、このような状況の中でも、自然増を維持できているというのは、高齢者の方々が長生きをしてくださっているおかげであるというふうに考えています。

それは、生涯学習における生きがいづくりとか健康教室とかゲートボール、グラウンドゴルフ 等のスポーツ活動など各種の要因がありますが、そういう高齢者の方が長生きしてくださってい るおかげで三股の人口が伸びているというふうに分析しております。

あと今後の方針ですが、町では2060年、45年後、長期目標としては、三股町人口ビジョンは策定中でありますが、自然増減、社会増減の推移から本町も間もなく人口減少が始まるのは明らかであります。

国立社会保障・人口問題研究所、社人研の推計では、2060年には三股町は2万人を割り込むとしております。それを可能な限り食いとめるために、出生率のアップとこれをできれば2.07くらいに持っていきたいというのと、あと大都市圏からの移住・定住、このあたりを図って、ふえ続けております町から都会への流出、これを何とか抑制するような施策、これを打っていきたいというふうに考えております。

〇議長(福永 廣文君) 楠原君。

O議員(2番 楠原 更三君) ありがとうございます。

もう時間も少なくなってきましたけれども、きのうまでの予算の中で、今回、地方創生、移住・定住応援事業として、移住情報サイト構築委託料という補正予算が組まれたようですけれど も、これまでそのようなものがなかったということが意外でありました。

このような面では、後発の自治体になりますので、先発の自治体に追いつき追い越すような勢いで、いろいろ取り組んでいただかなければならないかと思いますけれども、何もかもが委託先に任せっ切りになることがないように、あくまでも町が主体となって独自性のあるものにしていただきたいと思っております。

その中において、地域おこし協力隊の活動につきまして質問をいたしますけれども、地域おこし協力隊というものも、小林の例で挙げていくならば、三股でいけば梶山、長田のような過疎地域のところに住んでおられる方がほとんどであります。結果として、空き家対策にも一定の効果が見られると聞いておりますけれども、それ以外にも地区内の人が意識していないよさを地区外の人から発見してもらい、それまでとは違う角度から全国へ情報を発信してもらうということが

多くあるようです。

もちろん、人口増の三股とそうでない自治体との間では法律上、さまざまな違いがあるかと思いますけれども、過疎解消、地域おこしには十分役に立つ方法の一つではないでしょうか。

現時点での町外からの過疎地域への移住政策についてお伺いします。

- 〇議長(福永 廣文君) 企画政策課長。
- ○企画政策課長(鍋倉 祐三君) 町外からの過疎地域の移住・定住ということで、今までの平成 9年からの過疎地域定住促進奨励金というのをずっとやっておりまして、これによって結構多く の方が町外から定住していただいているところですが、それ以外ということで、現在、移住政策 についても幾つかの案を検討しているところでございます。

ネット社会を活用しまして、ネットなお仕事誘致創出事業とか、大都市圏からの、先ほどおっしゃいました地域おこし協力隊、こちらの活用、そして空き家を活用した事業なども検討しております。

また、来春、宮崎大学に地域資源創成学部が設置されることから、大学等で連携してそういう 学生の方々にそういう地域に来ていただいて、住民と交じ合いながら、活性化とか大きな可能性 を秘めているというのを検討しているところでございます。

- 〇議長(福永 廣文君) 楠原君。
- ○議員(2番 楠原 更三君) 平成9年からと移住を促進されているということですけれども、 今、平成9年と比べると今はネット化がもっと進んでおりますので、ホームページで、移住・定 住、三股町のホームページで検索しますと出てきません。ほかの自治体もいろいろ調べましたけ れども、三股は出てきません。町内の人口移動については、出てくるようですけれども、今回補 正が組まれましたので、それを活用して、ぜひ立派なものを、目を引くようなものをつくってい ただきたいと思います。

先ほど申し上げましたけれども、滋賀のほうに研修に行かしていただきまして、多くの方々と 名刺交換をさせていただきましたけれども、三股町の紹介をするときに困りました。というより も、知らないということを再確認できました。県外の方にこれといって説明できる特徴を持って いないんですね、私は。私は持っていませんでした。

花と水と緑の三股とか、文教の三股では、どうもインパクトに欠きます。確かに、ふるさと納税の宮崎牛一頭分というのは、かなりのインパクトがあったようですが、それは今後使えないようであると聞いておりますけれども、何回も申し上げますが、三島通庸公のこととか、これはかなりのインパクト、ほかの市町村を巻き込んでのインパクトがあるんではないかなと思います。町を挙げて、これを三股の特徴としてやっていく、考えていくならば、メジャーな人を使えていいんじゃないかと思います。

清武で安井息軒ですか、高鍋で秋月家の山形のほうに行きました上杉鷹山ですか、ケネディが知っていたということでびっくりしましたけれども、そういう流れで三股は三島通庸、なかなかいいんじゃないかと思うんですけれども、今は紹介できるようなものがありませんのでできませんでしたが、ここで、三股町職員の方々が職務で各地に行かれる機会多いと思いますけれども、名刺交換などのときにどのような紹介を、町の紹介をされているのでしょうか。

公務の出張のときは、ある意味宣伝マンとなることだと思います。もちろん、町民の皆さんが 三股町の広告媒体となる場合もあります。そのようなときに使える三股町のよさのコンセプト、 基本的な考え方についてお伺いいたします。

- 〇議長(福永 廣文君) 企画政策課長。
- **○企画政策課長(鍋倉 祐三君)** 町外で名刺交換のときに、どのように紹介されているかという ご質問ですが、町のPRを推進するために町では随分前から椎八重公園、上米公園、長田峡、ジャンカ馬などをプリントされた観光名所の台紙を作成しまして、職員はもとより町民の方にもそういうのをお配りして、それに自分の名前を印刷して、いろんな形で紹介してくださいというふうにしております。

また、最近では、和牛オリンピックと言われる全国和牛能力共進会におきまして、本町の生産者が2大会連続で日本一に輝いたということから和牛日本一の町というのをシールをつくりまして、それを台紙に張って町を紹介することにしております。

したがいまして、規定しされた紹介のほうはないんですが、その時折に、本町の魅力について紹介できるものを皆でPRしていくということを考えています。

先ほど議員がおっしゃいましたように、三島通庸をもっと調査して広められるようなものができれば、そういうのもまた検討していきたいというふうに考えます。

- 〇議長(福永 廣文君) 楠原君。
- ○議員(2番 楠原 更三君) ありがとうございました。

今、町内の観光名所のほう、印刷した名刺の台紙と言われましたけれども、これ町民誰にでも申 し出があれば配布されるんですか。何かでこう宣伝されてます。

- 〇議長(福永 廣文君) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(丸山浩一郎君)** その台紙は産業振興にもありますので、窓口に来られればどなたにでもお渡ししております。
- 〇議長(福永 廣文君) 楠原君。
- 〇議員(2番 楠原 更三君) わかりました。

また、三股の名誉町民の方、何名いらっしゃるんでしょうか。お伺いします。

〇議長(福永 廣文君) 産業振興課長。

- **○産業振興課長(丸山浩一郎君)** ふるさと大使。名誉町民ですか。
- ○議員(2番 楠原 更三君) ふるさと大使です。済いません。
- **○産業振興課長(丸山浩一郎君)** ふるさと大使は、今3名ですかね。(「4名」と呼ぶ者あり) 4名です。
- 〇議長(福永 廣文君) 楠原君。
- ○議員(2番 楠原 更三君) 4名ですね。

数カ月前に役場のほうに、映画監督の誰でしたか、西田聖志郎さんが「六月燈の三姉妹」ですか、あの方がお見えになって、私はあれが好きで、映画館で2回は少なくとも見ている記憶があるんですけれども、ちょうどお話したときに名刺いただきまして、鹿児島のふるさと大使だったんですね。で、その名刺を見ますと、「この名刺を提示されれば鹿児島県内の以下の場所は割引きされます」と書いてあるんです。ずら一と書いてあるんですね。かなりのもう、島のほうまでも書いてありました。

これ、非常にいいなと思うんですけれども、何かそういうふうな工夫もあると、町長が名刺を配られたときとかそういうときにもすべがあったり、この役場関係の方があれば、そういうのも一つ工夫すればおもしろいんではないかなと思っておりますが、よろしくお願い、もしよろしかったら考えていただくとありがたいと思います。

それから、最後になりますけれども、きのうの一般会計予算・決算常任委員会でも申し上げましたが、教育課の主要施策の成果の町史編集・編さん事業のところに町史改訂版には見られない新たな歴史事実が掘り起こされ、それらを新町史にどのように記述するかも検討されており、平成27年度への準備として十分な成果が得られたとあります。

非常にいいことですけれども、これでは新町史を読まなければ、掘り起こされた新たな歴史的 事実が町民の皆さんに伝わらないのではないかと思います。新たな歴史的事実が掘り起こされ、 町史にどのように記述するかの検討と同時に、何らかの方法で町民に発表することは考えられな いのでしょうか。町史編さんは本当に大変なことだと思いますが、町はこんなことをやっており、 その中でこんな新たなことがわかりましたぐらいは、報告していただいてもいいのではないかな と思います。

広報みまた、回覧板、ホームページ、幾らでもその場はあります。何のための、また誰のための町史なのでしょうか。初版、改訂版ともに非売品となっておりますので、誰でもは簡単には見られない、図書館に行くようなものなのか、行くか、または町内の名士のところに贈呈されるかとか、そういうことじゃないかと思いますけれども、非常に新たなものがわかったとしても、わからないまんま、そのままになってしまうというのは非常に心配です。

冒頭で、町史編さんの意義を初版の巻頭の言葉を通して紹介しましたが、基本的に町民側を向

いた目線での施策であってほしいと思っております。このお願いをして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長(福永 廣文君) ここで、本会議を2時45分まで休憩いたします。

午後2時32分休憩

.....

午後2時45分再開

○議長(福永 廣文君) それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。発言順位、第 5番、池田さん。

〔10番 池田 克子君 登壇〕

○議員(10番 池田 克子君) 通告いたしました改正公職選挙法への対応についてと若者への 人材育成に支援をについて、それぞれお尋ねいたします。

選挙権年齢を現在の二十以上から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が、去る6月成立いたしました。来年6月19日より施行されます。日本で選挙権年齢が変更されるのは、現在の、二十以上の男女となって以来70年ぶりであります。世界では9割以上が18歳以下に選挙権を付与しており、日本もようやく世界水準に達したと言えます。

この18歳選挙権の実現で、新たに有権者となる18から19歳の未成年者は約240万人になると言われております。これは、全有権者の2%に当たります。来年夏の参議院選挙から実現となれば、現在の高校2、3年生が対象となります。就職等で町外に出られる方もおられるかと思いますが、おおよそ何人ぐらいが当町の新有権者として見込まれるのでしょうか、お尋ねいたします。

後は、質問席にてお尋ねいたします。

- 〇議長(福永 廣文君) 総務課長。
- ○総務課長(大脇 哲朗君) 初めに、選挙管理委員会の委員長のほうに答弁を求められておりましたけれども、本日は出席しておりません。委員長から了解を得ておりますのでお話いたしますけれども、毎週、月水金という3日間、透析治療のために病院のほうに行ってらっしゃるということで、本日はかわりまして私のほうで答弁させていただきます。

公職選挙法改正に伴い、選挙権の年齢が18歳以上に引き下げられ、来年の参議院選挙から適用されます。より多くの若者の声を政治に反映することが可能な反面、若年層の投票率が低い中、さらなる低下も懸念されているところでございます。

新たに有権者となる18歳、19歳の人数は、全国は、先ほど言われたとおり240万人ということで、本町におきましては約540人の方が新有権者になられるということになっておりま

す。

以上です。

- 〇議長(福永 廣文君) 池田さん。
- ○議員(10番 池田 克子君) 先ほど申しましたように、高校卒業してそのまんま都会に行かれて、方等はもうちょっと人数的には入れられないと思うんですけど、大体540人の方が新有権者になるということで、大変貴重なことでございますので、しっかり私たちも見守っていかなきゃならないと思います。

ということで、次の質問にまいります。

初めて選挙を経験する高校生など未成年者のために、どう政治意識への醸成をさせるか、これは、喫緊の課題と思います。施行は1年後とはいえ、今、取り組まなければ間に合いません。若者が社会、政治への参画となる大事な第一歩であります。

少子高齢化、人口減少社会を迎え、今、若者の力を活用し日本を盛り上げていけるチャンスが、 この18歳選挙の意義とも捉えられます。6月に成立したばかりでありますが、18歳以上新有 権者への政治意識醸成計画は立てておられるのでしょうか、お尋ねいたします。

- 〇議長(福永 廣文君) 総務課長。
- ○総務課長(大脇 哲朗君) 若者の政治離れは、全国的な傾向となっておりますが、次代を担う 多くの若者たちが政治や選挙に関心を持ち投票するよう、あらゆる機会を通じて情報発信や意識 醸成のための啓発活動を行っていくことが大変重要だと考えております。

特に、学校教育との連携は、選挙年齢の引き下げに伴いまして、これまで以上に重要となることが予想されております。現在、取り組んでいる児童生徒による選挙に関するポスター、習字、標語などの募集と表彰、投票箱等の貸し出し、出前講座等を引き続き実施していくとともに、教育委員会や都城市、県との連携を図りながら模擬選挙の推進や選挙事務への協力、若者の選挙に関する意見交換や情報交換の場の設定等に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(福永 廣文君) 池田さん。
- ○議員(10番 池田 克子君) この9月に、文科省が選挙の意義や制度の解説、模擬投票の実践例などを載せた政治教育の副教材を全高校生に配布すると聞いておりますんですが、これはもう既に届いておるんでしょうか、お聞きになっておられるんでしょうかね、これはもう教育長にお尋ねしたいと思います。いかがでございましょうか。
- 〇議長(福永 廣文君) 教育長。
- ○教育長(宮内浩二郎君) 県の教育長段階で選管との連携とか、いろいろ動きがあってるとこですけど、基本的に小中学校の管轄ですので、県のほうの県立高校いわゆる高校生の関係について

の情報については、不確かなところでございます。

- 〇議長(福永 廣文君) 池田さん。
- ○議員(4番 池田 美紀君) 確かに、我が当町においては、公立の高校がないわけですので、なかなかそこら辺の掌握ができないかなと。そこを私自身も心配しているわけですけれども、しかし、やはり三股町においても高校生はいるわけでして、そういう方々への、教育委員会として、要するに選挙権があるということは主権者としての意識教育ていうことを、やっぱり教育委員会としても何らかの形でするべきじゃないのかなと。さっきおっしゃったように、中学校とかいろんなのを小学校もされてるかもわかりません、小学校、中学校においては、いろんな形で模擬投票をやったりとか、そういう形で非常に選挙に関する皆さんへの教育的なものは、やってはいらっしゃるのも存じ上げておるんですが、高校生に対する部分としてが、どうも当町としてはちょっとそこに手が抜けてんじゃないのかなって心配があるわけですので、これは教育委員会としては、対応としてはできないもんなんでしょうかね。お尋ねいたします。

〇議長(福永 廣文君) 教育長。

○教育長(宮内浩二郎君) 市町村教育委員会が、高校を回りまして、高校を通じて指導をお願いっていうことは、現段階ではできません。高校側に対してお願いっていう部分は、県教育委員会を通して県立高校、公立学校、それから知事部局等を通して私立の学校への指導というのは、やってるところですけども、町内のいわゆる住民の一人として、選挙に関心を持つだとか、先ほど選挙啓発がありました、いわゆるポスターとか標語だとかそういったことに対して、住民の一人として、高校生も一緒に参加しませんかというような案内で意識を高めるというようなことはできると思います。(「まあ、あのう……」と呼ぶ者あり)

〇議長(福永 廣文君) 池田さん。

○議員(10番 池田 克子君) ほんと、今回、18歳選挙権ていうことで、さっき開口一番申し上げましたように、やっぱり世界では92%の国が18歳以上の選挙権を持ってるっていうことで、やっと日本も追いついたっていう現状でございますので、この18歳選挙っていうのを、ほんとに18歳以上の子供たちが選挙に対する意識を持つことによって政治参加するっていう、その意識づけっていうのを醸成させることは、ほんとに私たちが今しとかなければ、投票率としては、大変、低迷の中にあるわけですし、またこれが、その若い子供たちが有権者になることによって、自分たちのそういう社会変革の意識づけにも、また、なると思うんですよね、投票に参加することによって。

ですから、大変、今回の部分は大事な部分であろうかと思いますんで、あえて私も申し上げた とこでございますが、次へ私が今申し上げたいこととして、その3番目にありますように、昨今 の投票率としては全国的に低迷しておりまして、これ、当町もこれはもうほんとに例外ではない わけですから、さっき申したように、政治に若者が関心を持つことによって、これを投票率アップにつなげていかなければ意味がないわけですよね。

課長は、答弁の中で、若い人の有権者はふえるけど投票率としては下がるんじゃないかて懸念をするというようなことをおっしゃったわけですけども、それを前提にしてしまえば、何もそこから始まらないわけでして、いかにこれを投票率のアップにつなげるかという方向で、前向きに検討していかなけりゃならないかと思うんですね。

そこで、そのアップさせるためにはどういうことをしなきゃいけないかというと、権利だけ与えてそれで終わりではございません。この与えられた権利を投票するって行動を起こさせることによって、その意義があるわけですけれども、実際、今、若い世代の人たち、要するに今の高校生の親の方、40代の方々でさえ、今、投票率、要するに投票しないっていう結果が出てるわけですね。

ですから、言えば親子ともども投票させる、それにはどうすればいいかということで、この辺を考えていただきたいと思うんですけど、そこの施策として何か考えられないんでしょうか、親子ともども投票させる。お尋ねいたします。

〇議長(福永 廣文君) 総務課長。

○総務課長(大脇 哲朗君) まずは、若年層の投票率アップへの対策はということで、こちらに つきまして答弁いたします。

選挙の投票率の低下、特に、若年層の投票率の低下は、本町に限らず全国的な問題となっており、どこの自治体においても投票率の向上のための対策に懸命に取り組んでいるところでございます。

さらに、来年の参議院選挙からは選挙権年齢が18歳に引き下げられることから、投票率のさらなる低下が予想され、若者の選挙対策について重点的に取り組むことが重要な課題となっているところでございます。

以前から言われているように、投票率向上のための特効薬的な対策はなかなか見当たらない状況でありますが、引き続き選挙啓発の強化、政治、選挙に興味を持たせる教育を地道に取り組むことが重要であると考えています。

また、若者のニーズをつかみ、若者にあったアプローチの手法を工夫することが必要であり、 具体的には若者が集まりやすい場所での投票所の設置や、若者が若者に投票を働きかける若者啓 発グループの育成についても、今後、検討、実施していく計画でございます。

県内においては、延岡市におきまして、こういうグループも立ち上がっておりまして、ミニ選挙管理委員会という名称で、社会人、大学生が中心となって選挙を呼びかけていきますし、選挙用のクイズのイベントとか企画を実施しているということで、投票率アップに若者が動いている

という現状がございますので、全国的にも注目されている団体でございます。うちのほうも、こういうものが県内にあるということで、こういう組織に倣って、そういう立ち上げも必要なのかなというふうに思っております。

なお、ことし11月には、都城市選挙管理委員会と合同で都城東高校での選挙に関する説明会を予定しておりますので、若者の意見を聞くいい機会でありますので、若者の投票率アップにつながる策が見出されるかと考えております。

先ほど、親子でと、お母さんとお父さんが行かない世代がだんだんふえているということでございますけれども、確かに年齢が若くなるほど投票率も比例ていうか、20代はそこそこ、60代、70代と夫婦で高齢になるほど投票率は上がっていくという現状がございます。

それに対するお母さん、お父さんたちの投票率をちゅうところを、なかなか、いい案というのが見出せないんですけれども、結構いらっしゃるのが、期日前投票を親子で見えるというのが、結構。投票所は余りいらっしゃらないんですけれども、期日前投票所は親子で来られる、夜に話し合って一緒に来られるということはあると思うんですけれども、そういう場を、やっぱり、ちょっと、一つの発奮につながるような対策を、何か講じていければなというふうに思ってます。

- 〇議長(福永 廣文君) 池田さん。
- ○議員(10番 池田 克子君) 本当に、お若い方々を投票させるっつうのは、ほんとに試行錯誤は必要かと思うんですが、今、ご夫婦で共稼ぎっていうか、共働きっていうか、そういうご家庭が、大変、今、多いわけですけども、それを考えたときに、やはり就労されている先、そういう職場への投票への呼びかけということを、選管としてはできないもんなんでしょうかね。お尋ねいたします。
- 〇議長(福永 廣文君) 総務課長。
- ○総務課長(大脇 哲朗君) 各事業所に呼びかけというのはできると思いますし、今、実際、明るい選挙推進協議会という組織がございます。こちらが選挙の推進、投票率のアップのために活動をされている町のほうの協議会という形なんですけれども、各自治公民館長が9名、各地区の9名と老人クラブ、そして壮年、そして女団連の会長さんがそれぞれ入っていただきまして、あと、選挙管理委員会の補充員の方、今はちょっと少なくなってしまったんですけれども、この方々と明るい選挙推進協議会というのを組織しており、こういう方々と選挙啓発でいろんなスーパーとか、そういう小売店のところを今も回ってるんですけれども、さらに言われたように事業所等の訪問というのも、何班かに分かれて活動はできると思いますんで、またそちらにつきましては、今回、今度の会合のときに話をしていきます。
- 〇議長(福永 廣文君) 池田さん。
- ○議員(10番 池田 克子君) ぜひ、あの手この手っていうことで、皆様と知恵を出し合いな

がら対応していただければありがたいと思います。

それにプラスしてっていうか、やはり、さっき申したように、我が町には公立高校はございませんで、直接子供たちにPRできる場というのがないわけですよね。ですから、やはりこれを、じゃあ、その高校生のいらっしゃるご家庭に直で、チラシ等とかあるいは郵送とか、そういうようなんでのPRとか、そういう部分としては、親子で行ってくださいよとか、そういうPRのチラシ的なものとしては考えられないんでしょうかね、これもひとつお願いいたします。

- 〇議長(福永 廣文君) 総務課長。
- ○総務課長(大脇 哲朗君) 恐らく、そういう形は取り組んでいくものだというふうに考えております。ただ、町単独ではなくて、先ほども言いましたけれども都城市と一緒に、都城市会というのをつくっておりますので、一緒の取り組みという形にはなると思うんですけれども、ぜひ、そちらにつきましても、前向きに取り組んでいきたいと考えております。
- 〇議長(福永 廣文君) 池田さん。
- ○議員(10番 池田 克子君) ぜひ、よろしくお願いいたします。

4番目に入りますね。ここで、期日前投票所の増設ということを私が通告いたしておりました んですが、今回の18歳以上選挙権の実施っていうことは、やはり、投票の機会をできるだけ多 くつくってあげるということも、また、必要ではないのかなっていうことで、身近なところで投 票ができる場所として、期日前投票の増設と、それを検討できないかということでございますね。 データ的には、期日前投票が年々アップしてて、当日よりかは、先もってしとこうっていう、 この期日前投票が、すごく主力になってるっていうか、投票においてはですね。

そういうものを考えると、やはりこういう投票所の増設というものも、考えていただけないの かなと思うんですが、お尋ねいたします。

- 〇議長(福永 廣文君) 総務課長。
- ○総務課長(大脇 哲朗君) 期日前投票制度は、平成15年にスタートいたしまして、それまでの不在者投票制度と比べると、要件が緩和されてるということから、今では広く投票者に利用されており、本町における平成24年度以降の選挙では、全投票者数に占める期日前投票数者数の割合が、毎回30%を超えている状況です。

特に、昨年12月に執行されました衆議院選挙及び県知事選挙においては、期日前投票期間が一定期間重なったことから、期日前投票者数の割合が、衆議院選挙が44.1%、県知事選挙が54%と、大変高い結果となりました。

そのような中、さきの町議会議員選挙におきましては、期日前投票所を役場ロビーのほか、試行といたしまして駅舎、多目的ホールで2日間設置したところであり、まずは次回の選挙においても設置したいと考えております。

今後の期日前投票所の増設につきましては、期日前投票者数の割合が多いことなどを踏まえ、 その他の設置についても、効率的かつ効果的な選挙事務の執行が前提ということになりますけれ ども、前向きに検討してまいりたいと考えております。

〇議長(福永 廣文君) 池田さん。

○議員(10番 池田 克子君) 例えばでございます、例えば、時間においては夜間だけとか、あるいは、期間を飛び飛びの3日間だけとかね、やっぱりそういう、限定して、人も、5人も6人もそこにおられるんじゃなくて、言えば、地域の人で、ある程度役職のある方に依頼して、そして、できればボランティアにしていただくことが一番いいんですけれども、いろんな形でみんなが、場所をたくさん設けることによって、みんなが投票しやすいっていう方法として、そういう方法もありかなと思うわけですけれども、役場に近い、駅舎に近いところは別として、それ以外の地域の中では、前回は勝岡方面が3カ所されたわけですけれども、やはりその勝岡方面だけにやなくて、やはり、宮村とか、梶山とか、そういうところも、やはり、ここまで出てくるのはやっぱり遠いっていう部分も、遠いって言えば遠いところなんですよね。

ですから、そういう部分を限定された部分として増設を考えていただければ、割かし増設の部分としてしやすくなるのかなと思ったりいたしますが。

そういう、さっき、いろいろ、今後も検討していきたいというようなことをおっしゃったんですが、どうでしょうか、こういうアイディアとしては、課長、どういうふうにお考えになられるかお伺いいたします。

〇議長(福永 廣文君) 総務課長。

○総務課長(大脇 哲朗君) 期日前投票につきましては、期日前投票期間中に、日数と時間は本体でございます役場のところは動かせないんですけれども、他の投票所については、時間の制限というのも8時までに終わればいいと、8時半からその間に設定すればいいという形になっておりますし、期日もその期間中全部開かなきゃいけないということもございません。

役場のところは本体ですので、期間中、例えば町議選の場合は水曜日から土曜日まで8時半から午後8時までというふうになっておりますけれども、この場合も駅舎でしたように、夕方に開設して2日間いう形で実施いたしました。

今言われるように町内の身近にあるところは、それなりに皆さんご利用なさってて、どちらかっちゅうたら、都城から長田に行くこの流れは期日前投票率が高い、低いのが宮村のほうが結構低いです。当日は関係なくて、期日前投票の利用者が多いのは、この中心から梶山、長田に向けて、この線が結構高いですね。

そういうのを考えると、こちらじゃなくて、横の部分が不足してる部分もあるのかなと。今後 こういうのも入れながら、きょうでもご意見いただきました、時間を短縮して日数を絞った形の、 これは、今のシステム上、今後可能と思われるのは、そこの期日前投票所じゃないところの地域の人でも投票できる環境が設定できれば、また、そこで検討していきたいというふうに思ってます。

- 〇議長(福永 廣文君) 池田さん。
- ○議員(10番 池田 克子君) ぜひ、前もそれこそ検討、検討ばっかりじゃなくて、前向きによろしくお願いいたします。

では、次にまいります。

2番目の若者への人材育成に支援をということでございますが、ふるさと振興人材育成派遣事業、これが海外と国内、それぞれすばらしい人材育成があることは、もう承知いたしております。本当に、子供たちが喜々として、その派遣の中で参加することによって、すごい喜びがあるということは、私も承知いたしておるところでございます。

しかし、さっきの子供たちへの選挙の対応じゃないんですが、対象が、これも中学生以下なんですね。ですから、若者への人材育成ということとは少し違うのかなと思うわけでありますが、そこで、私が申し上げてる若者への人材育成というのは、高校生から大学生を対象とした人材育成であるわけでありますね。

近隣ていうか、東高校あるいは南九大とか、近くに学校あるわけですけども、他の子供たちも そういう学校に結構行っているわけでございまして、この若い人材に対する育成に対して、どの ように対応しようとしているのか、あるいはされているのかお尋ねいたします。

- 〇議長(福永 廣文君) 町長。
- ○町長(木佐貫辰生君) 高校生とかそういう限定じゃなくて、ちょっと、若者と広い視点からお話させていただきたいと思います。

まちづくりは人づくりからというように言われていますように、人材育成は重要な町の施策だというふうに考えております。また、まちづくりや若者、よそ者、ばか者が必要だというふうにも言われております。よそ者とは、地元のよさを第三者の視点で発見してくれる者ということであります。ばか者とは、いい意味でのばかで、ばかになって真剣に打ち込んでくれる者というふうに理解してます。そして、若者は、若さとエネルギーで大きな推進力、まちづくりの推進力となるものであります。

つまり、若者、よそ者、ばか者が地方創生の重要な担い手で、まちづくりの活力の源であろうかというふうに思います。人口減少社会の中で、地方ではますます貴重な存在となる若者を地元で確保、育成するかは、重要な課題だというふうに認識いたしております。

地方創生の総合戦略の中でも、若者の雇用、そしてまた、起業、結婚、子育てなどは議論のテーマであります。本町及びこの都城盆地管内での現行の取り組み、今後の計画等について担当

課長から回答させます。

- 〇議長(福永 廣文君) 企画政策課長。
- **○企画政策課長(鍋倉 祐三君)** まず、地方版の総合戦略のほうで取り組んでることについてお答えいたします。

少子高齢化ともなりまして、若者が減少していく中、町の重要な担い手である若者人材育成というのは、大変、重要なテーマであるというふうに考えてるとこでございます。

特に、町の基幹産業であります農業の担い手の育成事業とか、創業、起業を目指す若者に対する支援などを地方創生推進会議等で検討しているとこでございます。また、宮崎大学とか南九州大学との連携についても検討を進めておりまして、特に、宮崎大学との連携では、学生に実際に本町に来てもらいまして、地域住民と一緒に地域の課題の掘り起こしや地域の活性化について取り組む、地域魅力化プロジェクト、このあたりもできないか検討を進めているとこでございます。

- 〇議長(福永 廣文君) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(丸山浩一郎君)** それでは、私のほうからさまざまな産業がございますが、産業の中での若者の人材育成という形で、現行の取り組み、現在実施している中からお答えいたしたいと思っております。

まず、農業分野におきましては、新規就農対策事業というのがございますが、こちらについては、新規農業につこうとする若者に対して、いわゆる青年就農給付金の準備型あるいは経営開始型の2つがございます。

また、JAまた県においては、農業実践塾などの研修制度を設けてあるとともに、県、町、JAによる就農相談というのも随時受け付けております。

また、都城地域雇用創造協議会というのがございますが、そちらのほうでは、さまざまなカテゴリーに対するスキルアップを目指して、研修会あるいは講習会あるいは資格取得のための勉強会、そういったものを開催しまして、若者の就業や起業の手助け、起こす業の手助けのほうを行っております。

さらには、本年度なんですが、本町としても総合支援計画というのを策定することにしておりまして、10月1日付で産業振興課内に創業に関する相談窓口というのを開設する予定でございます。これは、創業を希望する若者などに対する総合的な支援体制を構築するものでございまして、経営相談と指導、あるいは空き店舗や土地の紹介、資金相談、それらを商工会も含め、金融機関などの協力機関とともに支援していくこととしております。

また、先ほど議員のほうから東高校の話がちょっと出ましたけど、東高校で行っております地産地消料理コンクールというのがございますが、現実に高校生に料理をしていただいて、その評価をしながら、これも一つの人材育成であるかと思っておりまして、高校生たちが自信を深めて

各地の料理の世界へ旅立っていくというような実態がございます。 以上です。

- 〇議長(福永 廣文君) 池田さん。
- ○議員(10番 池田 克子君) 多角的に若い人の人材育成として取り組んでくださってるっていうこと、ほんとにありがたいことだと思っております。

その子供たちが本当にそういうことに、いろんなことにチャレンジすることによって大きく成長して、それがまた、いずれは町の活性化につながってくれることを希望するわけですけれども、私が、この2番目に、夢へのチャレンジっていうところを、また今回は取り上げさせていただいてるわけですけれども、当然、農業にしろ、いろんな分野にしろ、みんな夢を持ってチャレンジするっていうことには間違いないわけですけれども、私が申し上げた、この夢へのチャレンジっていうのは、人それぞれに夢はあるわけですが、高校生とか大学生ていう子供たちが、チャレンジしようにも自分では収入がないわけですね。ですから、なかなか、夢を持っているけどもチャレンジできないっていう意味で、ここに、助成金の新設っていうことを取り上げさせていただいたんですけれども、このチャレンジすることが、活動内容として、海外での語学研修、インターンシップ、ボランティア、フィールドワークなどへのチャレンジ、これを応援する助成金の新設ということでございます。

ほかの行政の中でこれを取り上げて、非常に人材育成で、そしてそれが即また町の活性化につながっているっていう、そういうところもございまして、我が当町においても、いろんなことを取り上げてくださっているんですけれども、また一つ別な分野で、こういう子供たちの夢に対するチャレンジしていただいて、それを助成していくと。この子供たちは団体じゃなくて一人でもチャレンジできる年代なんですよね。ですから、そういう子供たちへの夢へのチャレンジへの助成金ていうことで考えたわけですけども、これについてはいかがお考えになられるでしょうか。町長にお尋ねいたします。

- ○議長(福永 廣文君) 企画政策課長。(「企画政策課長ですか」と呼ぶ者あり)
- **○企画政策課長(鍋倉 祐三君)** はい、若者の夢は無限に開かれてるというふうに思われますが、 どのような夢に対してどのような支援ができるか、大変難しい問題でもございます。

しかし、地方創生による本町での就農、起業あるいは結婚など、総合戦略に盛り込めるような若者の夢につきましては、支援の方法を検討していきたいというふうに考えておりまして、まだアイデアの段階ですが、例えば、農業を目指す若者を町内以外から募集して、協力していただける農家の方と一緒に技術を習得するための支援を行うということで、協力農林業者育成支援事業とか、あとは、お菓子屋さんとケーキ屋さんとか、食品関係の店を開業したい若者を町内外から募集して、協力店で武者修行事業とか、あるいはアトリエロード、このような通りに工房を構え

るような若者に開業に係る費用を助成する、工芸するなら三股事業とか、いろんなアイデアが今いっぱい出てるんですが、こういう形で若者を募集して応援していきたいというふうには考えてるとこでございます。

- 〇議長(福永 廣文君) 池田さん。
- 〇議員(10番 池田 克子君) 私ですか。
- 〇議長(福永 廣文君) 失礼しました。産業振興課長。
- **○産業振興課長(丸山浩一郎君)** 先ほども取り組みについてご紹介しましたので、そちらの関係 のほうで助成等についてお答えしておきたいと思います。

先ほど言いました新規就農対策事業につきましては、準備型と経営開始型があるということを申しましたけれど、準備型といいますのが、県の農業大学校等の農業経営者育成機関ですね。農業大学校あるいは、先進農家、先進農業法人等で研修を受ける場合に、研修期間中は年間150万円を最長2年間出しますよという助成制度でございます。

また、経営開始型につきましては、「人・農地プラン」に位置づけられた場合は、その方が年間150万円を最長5年間給付いたしますよと、ただし45歳以下ですよというのがございます。 ほかに先ほども申し上げました本町で今回つくります総合支援計画の中で、おける総合補助金といたしましては、特定創業支援策という形で、例えば、商工会等が行う個別創業相談会というのを開催しまして、そこのセミナー受講者に対して融資制度のあっせん等を行うこととするということになっております。

また、その中で、国の中小企業基盤整備機構によります創業補助金と、こういうのもございますので、そちらの紹介ということも考えているところでございます。

〇議長(福永 廣文君) 池田さん。

以上です。

- ○議員(10番 池田 克子君) ほんとに、いろいろ、こちらから球を投げて、あっちがキャッチしてくれると。そういうことにおいて、どうなんですか、応募されて、そういうものの何か審査するとか、そういう部分はあるんですか。お尋ねいたし、はい。
- 〇議長(福永 廣文君) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(丸山浩一郎君)** 創業支援計画においては、創業希望者が創業計画をつくりまして、もちろんそれ、町と商工会等で一緒になってつくる部分が、そのあたりまでフォローをいたします。計画書ができ上がった段階で、申請という形になります。その申請した段階で、いろんな商工会を含め、会員税理士あるいは中小企業診断士等を含め、金融機関を入れて支援体制をつくっていくという形になります。
- 〇議長(福永 廣文君) 池田さん。

- ○議員(10番 池田 克子君) そういう補助金、助成金を受けられた方がいただいて、それで、ああよかったで終わらせるんじゃなくて、やはり、それを受けたことによって、どういう結果はなりましたっていう実績報告会とか、そういう部分としても必要じゃないのかなと思うわけですけども、それを報告をすることによって、また、本人の意識が、責任ていうか、そういうものを持って、その人がまた、ここの町への活性化につながっていくっていう部分もあるかと思いますので、ぜひとも、いろんな助成を、支援ていうのは、いろいろ各分野ごとにあるわけですけれども、全てが、実績報告会というのをされなかったとしても、そういう部分の責任を持たせる。結果をちゃんとこちらも受けていく、そういう部分としては、どうなんですか、されてるんですか、それとも、今後検討されますか。お尋ねいたします。
- 〇議長(福永 廣文君) 産業振興課長。
- O産業振興課長(丸山浩一郎君) 先ほどの創業支援計画での総合支援ですが、まだ今からスタートという形ですので、これからの検討ということになりますけれど、議員がおっしゃるように、実績報告をさせて、それだけ責任を持たせるということについては、確かに必要ではないかと思います。実績報告をさせた上で、それが実例として残っていき、次に来る人たちのお手本になっていけば、また一つ進化していくんじゃないかというふうに思ってますので、ぜひ、検討したいと思います。
- 〇議長(福永 廣文君) 池田さん。
- ○議員(10番 池田 克子君) 当町におかれましては、すばらしい人材の職員の方が、いっぱいいらっしゃいます。こういう方々が町のどこそこにも、人材の方がいらっしゃって、その人たちが核となって三股を盛り上げてくれるんだという意味合いでも、やはり、そのための支援しているんだと、その支援への意義、そういうものをしっかり踏まえて、今後も人材育成にエールを送っていただけたらありがたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

- ○議長(福永 廣文君) 本日の一般質問は、これにて終了いたします。残りの一般質問は、明日 行うことといたします。
- ○議長(福永 廣文君) それでは、以上で本日の全日程を終了いたしましたので、これをもって 本日の会議を散会いたします。

午後3時26分散会

平成27年 第5回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日) 平成27年9月17日(木曜日)

議事日程(第4号)

平成27年9月17日 午前9時59分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 森 正太郎君 2番 楠原 更三君

3番 福田 新一君 4番 池邉 美紀君

5番 堀内 義郎君 6番 内村 立吉君

7番 福永 廣文君 8番 指宿 秋廣君

9番 重久 邦仁君 10番 池田 克子君

11番 山中 則夫君 12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 山元 道弥君 書記 山田 直美君

書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長 … 木佐貫辰生君 副町長 … 西村 尚彦君

企画政策課長 …… 鍋倉 祐三君 税務財政課長 … 上村 陽一君

町民保健課長 … 内村陽一郎君 福祉課長 … 岩松 健一君

 産業振興課長
 丸山浩一郎君
 都市整備課長
 兒玉 秀二君

 環境水道課長
 西畑 博文君
 教育課長
 永吉 雅彦君

会計課長 …… 財部 一美君

午前9時59分開議

○議長(福永 廣文君) おはようございます。ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

〇議長(福永 廣文君) 日程第1、一般質問を行います。

発言については、議会基本条例及び会議規則等を遵守して発言してください。それでは、昨日 に引き続き行います。発言順位6番、福田君。

〔3番 福田 新一君 登壇〕

○議員(3番 福田 新一君) おはようございます。福田でございます。私、6月の定例会に引き続きまして9月の定例会も一般質問2日目の朝一という非常にいい打席が回ってきております。これが定着していくような気がします。これもひとつ議員の皆さんと議長の新人に対する思いやりじゃないかと勝手に思っております。また、きょうは非常に傍聴席にもいろいろ多数お見えで、議員冥利に尽きるところであります。

申告した質問内容に基づいてお尋ねしていきたいと思います。

私は、6月定例議会に引き続き地方創生について質問していきたいと考えています。

本町は、今のところ幸いに人口もふえていますし、「自立と協働で創る元気なまち三股」の将来像のもと全体的に地方創生の取り組みがおっとりしているような気がします。お互い各分野が刺激しあい、全国町村のリーダーシップをとる位の気持ちで本気になって、目をしっかり見開き、知恵をつかい、声をだし積極的に動き出してほしいと切に願うところでございます。今やさまざまな報道機関から毎日のように地方創生という言葉が目に耳に飛び込んできます。

そこで、私の今回の一般質問の目的は、町民に三股町がこの地方創生にどう具体的に取り組んでいるのか明確にし、理解してもらうことです。そして、関係者初め、町長の口癖にもありますように、スピーディーに実践に移す、スピーディーに実践に移す、ここまで運び軌道に乗せる、いわゆる施策に対する熱意を確認したいと思っています。

ここで、先日新聞に載りました記事を紹介したいと思います。

つい先日、9月9日の読売新聞に「先駆的事業申請1155」という見出しで、石破地方創生 相閣議後記者会見の記事が載っておりました。8月末で締め切った地方創生先行型交付金の上乗 せ交付は先駆性を有する事業について47都道府県659市区町村から計1,155事業の申請があった。特に人材育成・移住分野と観光の分野で申請が多い印象を持って、外部有識者の評価に基づき10月下旬をめどに対象を決定したいとあります。本町は残念ながら、これには申請されなかったとお聞きしました。

先駆性を有する事業、このタイトルに匹敵する内容が難し過ぎるというお考えでした。最初から難し過ぎると判断され、申請さえ控えたという姿勢には今後の取り組みに少し不安を覚えます。さきの6月定例会で質疑させていただきました町長を本部長とする三股町地方創生推進本部というものと、三股町地方創生推進会議とあります。推進本部は少子高齢化の進展に伴う人口問題対策や、若者の雇用創出に向けた取り組みを積極的に行っていくため、副町長教育長そして課長級職員14人で構成されていると三股町ホームページにおいて周知のところであります。それに続いて、構成された三股町地方創生推進会議の位置づけと目的をお聞きいたします。

今後の質問は、質問席で行わさせていただきます。

〇議長(福永 廣文君) 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長(木佐貫辰生君) 福田議員から地方創生についてのご質問でございます。三股町地方創生推進会議の位置づけとその目的の明確化ということでのご質問でございますが、本町では昨年11月に施行されたまち・ひと・しごと創生法に基づきまして、本町におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に現在取り組んでおりますが、この策定過程において国・産・官・学・金・労・言の各界の幅広い意見が反映されるよう推進組織を設置するというふうになっております。

そこで、本町では三股町地方創生推進会議設置要綱を策定いたしまして推進会議を設置したところでございます。設置要綱第1条の目的にうたっておりますが、総合戦略の策定及び推進に当たり民間事業者や教育機関、金融機関等からの幅広い意見や助言を反映させるために設置するというふうにうたっているというところであります。位置づけとしましては、総合戦略に関する意見や助言をいただくだけではなくて、事業に着手したあとの効果、検証もお願いしたいと考えているところでございます。また具体的にはですね、ご質問を受けながら具体的に回答させていただきます。

- 〇議長(福永 廣文君) 福田君。
- ○議員(3番 福田 新一君) 今概要を伺ったんですけども、これは任期もあるんですか。
- 〇議長(福永 廣文君) 企画政策課長。
- **〇企画政策課長(鍋倉 祐三君)** とりあえず、任期は3月31日までとなっておりますが、先ほど町長が答弁しましたように、その後の検証作業も、こちらもお願いしたいというふうに考えて

おります。

- 〇議長(福永 廣文君) 福田君。
- ○議員(3番 福田 新一君) 今、総合戦略という言葉で出てきたんですけれども、それに対する各々の立場からこういうことだなという認識を確認といいますか、それと同時に行動に移していくということかと思います。これを町全体で盛り上げようとしたときに、次の計画というのはどうお考えなんでしょうか。
- 〇議長(福永 廣文君) 企画政策課長。
- ○企画政策課長(鍋倉 祐三君) 今の計画ですね、スケジュール的にはまず第4回の推進会議を終わりましたけれども第5回目を10月に開きまして、そこである程度方向性固めまして議員の皆さんに全員協議会でお示しすると、10月に策定しまして、その中である程度まちづくりの意見がたくさん出てるんですが、まちづくりについては総合計画こちらのほうにもかかわってきますので、そちらに引き続き策定に入っていきたいというふうに考えております。できれば住民の皆さんにその後啓発活動をやっていきたいというふうに考えております。
- 〇議長(福永 廣文君) 福田君。
- ○議員(3番 福田 新一君) やはり、町全体が盛り上がっていくとしたら、そういった報告といいますか、経過報告それがやっぱり一番大事かと思います。

では、続きまして、次の質問なんですけれども、先の6月定例会において答弁いただいた町の将来を担う若手職員を中心にひとづくり部会、しごとづくり部会を設置して週に1回程度の協議や、先進地視察研修などを実施しており、本町の実態分析などを通して6月中には報告性を決め、具体的な施策案の協議に入ると聞いております。経過報告、また具体的な施策などありましたらご説明願います。

- 〇議長(福永 廣文君) 企画政策課長。
- **○企画政策課長(鍋倉 祐三君)** アイデアを募集する方や、将来の三股町を担う若手の職員に熱く語ってもらおうということですね。また、人材育成の意味を込めまして、ひとづくり部会、しごとづくり部会を設置しまして、それぞれ検討してもらったところ、26事業のアイデアが出てきました。これらの事業には実現性のあるものから、かなりハードルが高いものまでさまざまです。具体的な施策としてどの事業を総合戦略に盛り込むか、今後推進会議本会議や本部会議で慎重に検討していきたいというふうに考えております。

その結果につきましては、先ほど申しましたように、10月の全員協議会でご説明したいと考えておりますが、部会で検討しました26の事業ですね、ご紹介するには相当な時間を要しますので、この場で詳しい説明は差し控えさせていただきたいと思いますが、一例としまして事業名だけですけど言いますと、協力農林業者で育成支援事業、協力店で武者修行事業、工芸するなら

三股事業、ネットなおしごと誘致事業、あるいはですね、新婚応援メッセージ事業、出会いサポート事業、不妊治療支援事業、出産祝い金事業、学校給食の和食化事業などですね、さまざまな意見が出てきています。それを検証というか、やっておる最中でございます。

- 〇議長(福永 廣文君) 福田君。
- ○議員(3番 福田 新一君) わかりました。そんないっぱい事業が湧きでてるとは知りませんでした。あとは、それをいかに成果達成といいますか、実を結ぶとこまでつなげてほしいと思います。それにポイントはいついつまでにこれをやる、いついつまでにこれをやるといった工程表が必要じゃないかと思います。

続きまして、③の人口ビジョンのところですけども、地方創生推進会議三股町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンのもと、総合戦略の目標を掲げ検討されていると伺います。

宮崎大学は、2016年度入学試験の要綱に地域創生学部という新学部定員90人を新設すると7月に発表しました。本学部は地域資源をビジネスに活用し、地方創生のリーダーになれる人材を育てる。地域の実習や、インターンシップ、海外研修を行いながら文系や理系の垣根を越えた学習を行うとなっています。このような背景のもと、いろいろ調べてみましたところ、地域とつながってこそ地方大学の価値が見直せるとさまざまな活動を通して成果を出しておられる農学部のある教授を知りました。

7月23日に町長相談の上、早速役場の方4名と同行いたしまして教授を訪ねてきました。大学のこの授業の特徴としましては、地域思考がベースです。これまで大学の研究は地域の産業の課題解決と結びつかないという実情がありました。そこで、課題を地域からピックアップしてもらい地域と教員学生が一緒に課題解決のチームをつくる。課題に対してこんな解決方法があると提示していく。事業の柱は教育研究、そして地域貢献という3つがあります。そして宮崎に存在する大学として、宮崎らしさをつくっていかないといけないそう考えたときに、宮崎はやはり農畜産県であり、食を重要視しなければならない。キーワードは食と健康です。食と健康というと農学部というイメージがありますが、医学部はもちろん工学部、教育文化部も連携して取り組んでいきますというような概要でした。

以前から三股町に関心を持っておられ、本町を非常に客観的に捉えられて地域的な特徴、また自然から分析されておりました。ゴマ、ブルーベリー、アーモンドと新たな作物についても非常に詳しく向き不向きも考えておられます。そこで住民地域大学との連携事業についての見解をお聞きしたいと思います。

- 〇議長(福永 廣文君) 企画政策課長。
- **〇企画政策課長(鍋倉 祐三君)** まずご質問ありました、人口ビジョンですね。こちらの策定に つきましては専門的な知識が必要となりますので、業者に委託はしておりますが、出生率や純社

会移動数などの係数ですね、こちらについてはどのように設定するか推進会議や本会議で検討しているところでございます。

きのう若干ご紹介しましたが、国立社会保障人口問題研究所、社人研のほうでは2060年、45年後には三股町は2万人切るというような発表でしたが、これをいかに可能な限り人口減少を食いとめると、この係数を今協議している段階です。できれば2万1,000人以上ですね、というところの数値を確保したいというところで協議しているところでございます。また、総合戦略に関しましては、地域住民や事業所などの深い理解とご協力がなければ実施できませんので、今まで以上に自治公民館などとの連携を深めていきたいと考えております。さらに今回のテーマであります、若い世代に着目したときに県外からの学生も多い大学との連携は大変重要であると考えておりまして今、福田議員がおっしゃった宮崎大学との連携とか、南九州大学との連携事業について現在検討を進めているところでございます。教授のほうも、今ずっと連絡とっているんですが、10月じゃないと時間があかないということですので、10月にまた訪問して具体的な戦略協議したいと考えております。

〇議長(福永 廣文君) 福田君。

○議員(3番 福田 新一君) その報告を聞きまして安心したんですけども、一緒に行ったとき、 1時間半ぐらいの時間だったんですけども、非常にムード的にタッグ組んでやろうやという雰囲 気を感じたもんですから、その後どうなったのかなと思いました。

もう一つ参考に、教授となると教授1人で手広くやってらっしゃったんで、あそこに助教授も、研究員もいらっしゃると思いますので、課長そのいろいろ連絡取られる中で向こうも幅をだんだん聞かせてもっと言葉は悪いですけども、気安くいろいろ何でも言えるような間柄になるとパイプを太くしていくコツかなと気もいたしますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、④なんですけど、これ私非常にがらにもなく参加したんですけども、8月18日、三股町立文化会館におきまして第27回都北地区人権同和教育研究大会に参加しました。大会テーマは「差別の現実から深く学び生活を高め未来を保障する教育を確立しよう」でした。さらに午後からは、希望者参加による5つの分科会があり、私は第3分科会の「子供たちに確かな未来を」に参加しました。有水小学校の飯干教諭が、よりよい集団づくりのために幼小中の一貫教育を見据えた小学校での取り組みを体験発表されました。学力向上と人材育成を目標に、一貫教育校としてのさまざまな取り組み、PTA、職員のさまざまな取り組みが発表される中で、教諭の口から、「学校が地域をつくり合います。学校が地域をつくりつつあります」とさらっと述べられました。それは地区の環境を生かした魚のつかみ取りだったり、非常に子供たちが行きたい場所でのたこ揚げ大会だったり、またまた教員のまとまりのよさを子供たちやらPTAに実証する上で教員がバンドをつくって地域の活性化へとつなげたそういった取組みでした。私はここに

地方創生の原点を見たような気がしました。

誰が火つけ役になってもいいんだな。この取り組みはますます発展させ、成果を出していきますと自信満々でした。本町において、三股町において、子供たちも参加しての地域活性化の計画というのはあるのでしょうか。

- 〇議長(福永 廣文君) 企画政策課長。
- ○企画政策課長(鍋倉 祐三君) 総合戦略のテーマはですね少子化対策と大都市圏からの移住定住策が中心となるためですね、どの事業にどのようなかたちで子供たちが一緒に参加できるのか現時点ではまだわかりませんけども、しかしながら子供たちが就職していく段階で町外流出が年々ふえてきているという事実がありますので、そういう現状を考えたときにいま福田議員がおっしゃいましたように、郷土愛ですね、これをはぐくむような施策、結局町を好きになって、いかにこの三股に残ってもらうか、こういう施策の必要性というのは推進会議の中でもたくさん出てきておりまして、一緒に検討していきたいというふうに考えております。
- 〇議長(福永 廣文君) 福田君。
- ○議員(3番 福田 新一君) きのう楠原議員のほうからも結構教育についてもいろいろはいってましたけど、やはりそこに行き着いてしまうようなところありますね。ここで来年とか再来年のことだけでなくて、10年先20年先というのを考えつくと、そういった活動も定着していって、子供たちやっぱ三股好きだな、三股誇れる仕事があるよなとそうなっていくことを目指すとこですから、やっぱ全てが自分がここまでじゃなくて総合的なそういう考えのもとにお互い意見交換していったほうがいい結果が出るのではないかと、そんな気がいたします。

それでは、次行きたいと思います。

次、私申告の上では推進方法について書いてるんですけども、これについてちょっと私いろいろ同じような内容になるんですけど、説明したいと思いますが、地方創生の現実というものを見るとマスコミから入ってくるのはどちらかというと成功事例ばかりが報道されているように思います。実は思うように展開されてない事例も多くあります。

先日、日南市の記事が宮日に載っていましたのでちょっと披露いたします。「日南市、地方創生議案取り下げ。委託予定業者詐欺疑い。日南市は地方創生交付金事業として国に補助金を申請する予定だったビジネスキーパーソン育成事業を取り下げると10日までに発表した。14日開会の日南市議会への提案も取り下げ。業務委託する予定だった大分県国東市の第三セクター産業創出機構の社長らが詐欺容疑で逮捕されたため、日南市は同社への出資金500万円委託料など1,655万円国庫補助の事業費2,155万円を市議会に提出する一般会計補正予算案から削除した。市商工政策課によると同事業は同社が市内に拠点を置き、首都圏の若者に同市での起業や、事業継承を呼びかけ経営や事業運営の研修を行い、移住促進にもつなげる計画だった。補正予算

は9日に開いた市議会の議会運営委員会に示されていたが、同日に社長らが大分県警に逮捕されたことが判明。市は急遽補正予算案を組み直し、国への補助金申請と、市議会への提案をとりやめた」こういう記事が、これが9月10日ですね。つい先日ですけども載っておりました。ぜひ三股町もこうことには十分注意して取り組んでいただきたいと思います。

そしてまた、これに似た新聞とか、いろんなそういった事例でのですね、見出しだけをちょっと拾い上げてみました。見出しだけをちょっと読みます。「パクリの再生計画に自治体の未来はない」「地方を滅ぼす名ばかりのコンサルタント」「産直品を売る道の駅は地方創生の切り札のようにも見えるが実際は赤字で税金が投入され地域のお荷物になる」「地方創生に必要なのはお金ではない。なぜ地方は補助金をもらって衰退するのか」とか「特産品で地方創生ができるというのは幻想だ」「建前だけのばら色計画が地方をつぶす」、このように非常に厳しい見出しがおどっています。

何でもかんでもがむしゃらにやれば地方創生につながるかというと、そうではありません。三 股町の置かれている環境を見据えて慎重に取り組む必要があります。地方創生のポイントはやは り地元を活かしたオリジナリティーが重要です。

そこで、三股町の置かれている状況と似ており、上手く展開し、継続している事例がないか調べてみましたところ、ありました。ご存じの方もいらっしゃるかとも思いますけれでも、岩手県の紫波町の(オガールプロジェクト)というのは、非常に似ております。補助金に頼らない本物の地方創生です。従来の組織に捕らわれず新しい発想や仕組みで民間に任せている。公共施設は税金頼みという前提に対し、行政にお金がないなら民間開発に切り替える。金融機関から資金調達して公共施設と民間施設の両方の意味を持った開発を進める。という方針です。三股町の将来像自立と協動で創る元気なまち三股、まさにその将来像に直結するものであります。

紫波町と三股町とどこが似ているかは自分なりにちょっと表にしてみました。皆さんのお手元にお配りしてあると思いますけども、それをごらんください。今申しましたように表に書きましたけど、補助金に頼らない本物の地方創生というタイトルで書いてみました。左の枠に項目を入れまして、人口、施設場所、施設構造、項目を左に入れまして、まず記事から見た紫波町の内容をそれに入れてみました。まず、人口としましては3万4,000人。農業主力産業のまちです。今度設立された施設の場所というのは、まちの中心部駅前の空き地利用となっておりました。これは内容調べてみますと実は、現在の町長ではなくて前町長が大変な予算をつぎ込んでそこの土地を買い込んで、さらにそこにある建物を建てようとしたけれども今度は状況が悪くなって建物建てる予算がなくなった。そして、雪を持っていって運び出す空き地となっていたところを利用したというところが新しい町長が目をつけたところです。施設の構造としましては、図書館を真ん中に置いて、そしてサンドイッチするように東棟、西棟に民間事業棟があります。そこには完

全に図書館を中心にして前後ろに民間が入って、全く公民合体の施設になっております。集客装置としましては、やはり図書館。これがあります。近隣施設、そこに一緒に入っているものがどういうものが入ってるかといいますと、カフェマルシェ、マルシェというのは何か調べたら隠し店舗の意味がありまして。子育て支援施設、図書館、運動場、ホテル、病院、そして民間テナントこれらが一つに集合しているような設備です。そして今後の展望としましては、さらにその周りにエコ住宅の分譲を考えていこうという構想がそういう状況です。これを見たとき、何か三股と似てるなというのがありまして、そこの右に今度三股を入れてみました。人口2万5,000人。農業畜産が主力な我が町です。施設場所としましては、文化会館の周辺というのはそこに当たるかなと思います。施設の構造、これは、やはり地元の森林を生かして、また、地元の企業で建設し、木造の2階建てというものを構想すると非常にいい内容になるんじゃないかなと思います。

あと、場所としてここがいいというのは、三股町というのはどっちかといいますと、そういった公共交通機関よりも車のほうが、車社会といいますか、もう一体化していますので、広い駐車場、その文化会館周辺とかそこはやはり合ってるのかなと思います。集客装置としては何といっても、もう昨日も発表されていましたけども、県ナンバー1のずば抜けたこの図書館。近隣施設についても、まず総合福祉センター、そして今もう実際あります、元気の社。これは当然子育て支援センターから老若男女ともに利用できるような施設は全部ここにそろっております。そして図書館。私ここの範囲でしか書いてませんけど、いっぱい抜けてると思いますけども、まずは日本一の和牛、どぶろくが来る、米、みそ、そしてまた野菜、また今有名になってますゴマ、アーモンド、陶器とかお菓子。

先日、丸山課長からちょっとありましたけど、よかもんやが赤字から黒字へ転じたということもありましたけど。更なる拡大へ期待できるんじゃないかなと思っております。もちろんそこに病院とか言うのも必然的に入ってくるんじゃないかと思います。そして、今後の展望としましては今現在でも五本松住宅の取り壊しというのがありますけども、あそこの空間をどうするかというのもあります。いつもいろんなことを考えるときに、三股は宿泊所ないもんなというのがよくありますけど、ここにはそういう構想もできるのかなという気もいたしました。

こういうの書きながら非常にこの内容については、知恵を出せば出すほど展開し、実現化しそうでわくわくしながら、これつくってみました。そうなると紫波町よりも三股町のほうが恵まれているんじゃないかなとさえ感じます。図書館に年間延べ10万人以上来てくれるといいなという仮説のもとにプロジェクトを進めた紫波町に対して、三股町文化会館にある図書館はもう既に26年度の入館数伺いましたところ16万3,297名と大幅に上回った実績があります。この数字というのがですね、これだけじゃぴんと来ませんでしたので、1月に何ぼと割って、そして休館日を省いていきますと、平均して1日に500人以上となります。そうなりますねと係の人

に伺いましたら、それはそういう計算ですけれども、土日になると1,000人から超してます よという実態という聞いてびっくりした次第です。

図書館は、公共性のある施設ですが、民間的な視点から見れば大きな集客装置と見たてられます。地方創生を考えるとき、地方が弱っているから政府や行政の力でどうにかしてもらおうといった話が出て気がちです。しかしそれでは上手くいかないというのが、これまでの地域再生政策の結果だと思います。単に助けてもらうのでは再生はないと思います。地方で民間が金融機関と向き合い知恵を絞って公共施設や経済開発をセットした新たなプロジェクトを開発するほうがよほど可能性があるというふうに思います。民間金融機関から資金調達をするためには、当然貸した金が金利をつけて返ってくる。投資した案件が継続的な仕組みで稼いでくれるという見込みがなければ出してくれません。また税金による開発と、民間による開発には大きな違いがあります。さまざまな問題が当然出てくるでしょうが、本日お配りした手元にある資料を見ていただくと、今後の展開のヒントになる気がしませんか。経営戦略を立て、ぜひ改革に向かっていってはいかがでしょう。通告にはありませんでしたが、町長の見解をひとつお願いいたします。

〇議長(福永 廣文君) 町長。

○町長(木佐貫辰生君) 補助金に頼らない本物の地方創生、すばらしいなというふうに思います。 先ほどですね、この8月までに先行型の地方創生の手を上げなかったというふうなお話されまし たけども、それにつきましては大変いろいろ議論をさせていただきました。日南と同じような事 業等も取り組もうとことで先行型を考えました。しかし、これもですねイニシャルコスト、ス タートのときには補助金ございますけれども、その後のランニングコストにつきましては自己負 担となりますと、そういう将来性を見込んでこの事業に着手するかどうか決定、判断をしなけれ ばなりません。

そういう意味で、今回この補助金に頼った先行型をしても将来的にはどうだろうかという疑問がありましたので、今回は手を挙げなかった。担当課のほうでいろいろ議論もして、そして視察研修等もしてやろうかなという段階まで行きましたけれども、私そしてまた査定の段階でそういう判断をさせていただいたところでございます。ですから我々共としましてもこの地方創生と言いましても補助金くれるからやろうかというんじゃなくて、三股町の今の課題は何なのか、何をすべきなのかそういうとこで身の丈に合った部分で判断して、これはやはり大事だ、これはスピード感を持ってやらなくちゃならないそういうイメージでの取り組みを今現在検討させていただいている。そしてまた、今後総合戦略が出てきます。たくさんメニューが出てきます。その中で今必要な限られた財源の中でやるべきこと、そして、優先度の高いものは何かというところを議論して一歩ずつ前に進めさしてまちづくりを進めていくという考えでございますので、ご理解をいただきたいなと思います。

この補助金に頼らない本物の地方創生、この補助金に頼らないというのはちょうど鹿児島県の柳谷を思い出して、自分たちの力で既に行政に頼らないで、補助金に頼らない。要するに自分たちのできることは自分たちでまずやってみて、それから行政支援といいますか、民間主導の行政支援というのが地域づくりの本物になっていくんではないかなというふうに思います。そういう意味合いではこの岩手県紫波町、参考にさせていただいて、そしてまた図書館という大きな財産ございますね、あそこの人の交流、そういうふうな資源をどう活用するかというのが大きなテーマ、そしてまたいろんなものづくりでごま、アーモンドと一所懸命売り出してます。そしてまた、今度の地場産がやるこのイベントの中でごま、アーモンドのほかにもやまめのいくらとかどぶろくとかいろいろあります。そういう三股町が発信できるものが沢山ありますのでそういうのをもっともっとPRしながらこの地域づくり地方創生につなげていきたいと思います。また五本松というのも大きなテーマでございます。そしてまた、若者の声をそういうところもですねいろいろメニューがあるわけなんですけども、一つ一つ確実に一歩ずつでも前に進めるように努力をさせていただきというのが感想でございます。

- 〇議長(福永 廣文君) 福田君。
- ○議員(3番 福田 新一君) 答弁ありがとうございます。何か聞いて、素直に町長が好きになりましたね。(笑声)

いつも今のような考えでいくと、結局今おっしゃった企業等が入っていくと、何かにぶつかると、じゃあどげんかせんないかんなとなったときに、出るのがやっぱ知恵ですよね。やっぱり真剣になると知恵が出ます。自分達の食いっぱちがなくなるわけですから。じゃなくて、補助金となると、これを使ってそこまで、あとはとなったときには、自分たちの生活がかかっているかと、それとはちょっとかけ離れてしまいますね。そこに本気になったとき、いろんな知恵が出てきて、どこにも負けないようなものが出てくるんじゃないかと思います。以前、私が勤めていました会社では、言うほうは口が酸っぱくでしょうけど、聞くほうは耳にタコといいますけど、どっちかというと私、耳にタコになったぐらい聞いていたのが、何かうまくいかないと真剣さが足りない。真剣になれば必ず知恵が出るんだっておっしゃってましたね。中途半端だと愚痴が出ると。もう最悪はいい加減だと言いわけまで始まるという、そういうのがありましたけど、やはり実感として、真剣になれば、そしてもう一つ、もうけるかもうけないかを考えたらもっと真剣になるんじゃないかと思いますので、ぜひ期待して協力していきたいなと、そう感じました。ありがとうございます。

続きまして、旭ケ丘運動公園についてですけれども、6月定例会において、旭ケ丘運動公園の 整地について質問しましたが、民有地の買収も含め何か進展はあったのでしょうか。

〇議長(福永 廣文君) 都市整備課長。

- ○都市整備課長(兒玉 秀二君) それでは、都市整備課のほうからお答えさせていただきます。 6月議会のほうでご質問がありました旭ケ丘運動公園アスレチック広場の北側の民有地におきましては、平成26年5月より、土地所有者のご家族と用地交渉を開始しまして、その後、5回ほど交渉を重ねておりますが、まだ了解が得られてないところでございます。
- 〇議長(福永 廣文君) 福田君。
- ○議員(3番 福田 新一君) 引き続き次の質問に入っていきます。来年1月から3月にかけて、韓国からの野球場誘致の話は聞いておりましたが、昨日合宿希望団体が同志社大学、明治大学など、5団体計画されていると聞いてびっくりいたしました。それに備えてピッチングマシーン、バッティングゲージ購入をお聞きしましたが、加えて運動公園の整備も必要でしょう。そしてまた、町民への連絡も欠かしてはならないところじゃないかと思いますけども、その点についてのお考えはいかがでしょう。
- 〇議長(福永 廣文君) 教育課長。
- ○教育課長(永吉 雅彦君) 野球場につきましては、先ほど予算決算委員会にも説明しましたとおり、野球場については合宿誘致するということでピッチングマシーンとか、バッティングマシーン等をその他の備品等を購入して誘致したいと考えています。
- 〇議長(福永 廣文君) 福田君。
- ○議員(3番 福田 新一君) 質問項目にそこまで具体的に入ってなかったから、ちょっと戸惑 わさせてしまいましたですね。私もその6月のときに、誘致をもっとすべきではないでしょうか とお話ししたところ、こんなにも5団体来るということでびっくりしまして、だったらもっと生 かすべきじゃないかなと思いました。広報みまたとか、ああいうものを利用しながらも、今度来 るチームの紹介をあらかじめするとか、ましてやそれに便乗して、合同練習とか、ほか向こうも あるから相談しないといけないでしょうけども、野球ファンというのは非常に三股町も多いです ので、子供たちを一緒に入れての野球教室とか、いろんなことを盛りだくさんで考えていくと、 さらに三股町報を最大限に生かせるようになるんじゃないかなと思いました。また、先日いただ いた合宿予定の人数と宿泊を延べで計算して、例えば1人当たり1日5,000円使用したとい う計算をしてみました。トータル2,120万円という金額になります。もちろんこれは宿泊の 5,000円というのも考えての上ですけど、今現在では、町内に宿泊施設がありませんから、 当然来年のこのキャンプにおいては町外の宿泊となります。ただ、そのホテルとタッグを組んで、 例えばそのホテルとの約束で使用するもの、例えば食料品から全てを三股町を使いなさいと、そ ういったような条件のもとでうまくセットしての合宿の受け入れという格好というのもいいかな と思う。これは案ですけども、そんなのも思いました。とにかくそのリピーターをふやして、今 回来る明治大学、同志社、ましてや東京6大学の理工学部が来るとなりますと、彼らはああよか

ったぞとなると、次にまた広がるでしょうし、そういう営業的なセンスは全員持っておりますから、いいチャンスが来たなと思っております。全国に本町をアピールする絶好のチャンスじゃないかなと思っておりますので、そこら辺またいろいろ計画に組み入れてほしいなと思っております。

以上です。

それと、最後になりますけども、ソフトボール球場の問題点、これについては、先日ソフトボール関係の方から、「旭ケ丘ソフトボール球場のバックネットを見に行ってみる、ぼろぼろになっとるぞ」という話がありましたので、即行ってみました。確かにバックネットの金網の下のブロックカバーが老朽化にてぼろぼろに破れ、非常に見た目の悪い状況でした。グラウンドそのものは整地されていて立派なものです。

そこで、役場の担当の部署に行きまして、報告・相談いたしました。そうしましたら、ほかからもその件は連絡が入っているとのことでした。見積もりまでとったところ、20万円から30万円ということです。修理するでも、あのソフトボール球場は使用頻度が極めて少ないんですということです。それだけに修理するのも考えものだと思いました。

売れない商品をつくる機械にお金をかけられないというのは当たり前です。やはりそこには、 先日町長が言われましたように、新しい事業を持ってきて整備できないかなと。もっともです。 ただ、その前に、どうなんでしょうか。例えばそう私に言った人は町内の人じゃなかったんです けど、ソフトボールの――はっきり言って審判です。町外の審判ですけど、となると、あそこが ぼろぼろだから使いにくいというのと、使い手が少ないから修繕せんと、鶏が先か卵が先かの話 になってしまうんですけど、せっかくでしたら、金かけん方法でしたら、課長ちょっとおっしゃ ってましたけど、もうあれを取っ払って、スポンジを取っ払って、ブロック出して、ブロックを ペンキでも塗ったほうがよっぽど見た目もいいのかなという気もしましたけど、それもひとつ考 慮してみてください。そして、その上でリニューアルしました三股旭ケ丘運動公園ソフトボール ということで、先日お願いしましたホームページでもっとPRしていいんじゃないでしょうかと いうことについてをさらに考慮してほしいと思いますけど。ところでホームページの見直しはさ れたんですかね。されてないんですかね。何のかといいますと、旭ケ丘運動公園をもっとそんな 金かけないで集客させる方法としてホームページの見直しがありますよねって提案したんだった んですけど。ぜひ――きっとされてないでしょうね。きっとされてないと思います。だから変わ ってないですもん、ホームページ。だから今回そういうのも踏まえて、いよいよそういう旭ケ丘 のキャンプから地方創生から全部何か一つにまとまってきているような動きがあるような何か生 き抜いてきているような気がいたしますので、そこらも本当にトータルで成功させるように動い ていかしてほしいと思います。

私からの質問は以上で終わります。

.....

○議長(福永 廣文君) ここで10時55分まで本会議を休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時55分再開

○議長(福永 廣文君) それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。
発言順位7番、重久君。

[9番 重久 邦仁君 登壇]

○議員(9番 重久 邦仁君) 発言順位7番、重久邦仁であります。

質問事項は、1、選挙について、質問の要旨は①投票率低下対策についてであります。

この質問は、今までに、何回となく質問しておりまして、前回も質問要旨として、当局に出し た案件であります。今度、国のほうが18歳からの投票ということで、投票率を18から上げよ うという国の抜本政策の中にやっぱりうたわれているのは、私が思うのは、政治に関心を持って ほしいと、みんなの生活に直結するのは政治であるというのが、政府がまた国会のほうで審議さ れたこの、18歳からの投票年齢引き下げだと思います。これにつきましてはまだ、未成年のほ うのいろんな青年法、とかいうのがまだ附則として整備はされておりませんが、来年の参議院に おいては実施するということであります。当町におきまして、この投票率の低下について基本的 に政策として実行されたのが、平成18年の9月29日におきまして、町長の所信表明、第5回 定例会においてであると、私は。町長の政策の中にあります、大きな柱になっているのが何かと いいますと、政府の、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006には前年に引き続き厳 しい内容の構造改革ということが示されていますという所信表明の中で、この行財政改革、前年 度の平成18年度第17代町長として、桑畑和男氏が打ち出された中で、投票所削減と聖域なき 改革の中で投票所も15カ所あったものを政策の中で財政改革の一環として町長選挙から15カ 所を11カ所に削減したものが今日に至っております。そして、その当時、町長選挙でも70% あった投票率が60%、その次には、前々年度は50%を推移して現在に至っております。 10人おれば5人で、三股町の町議会議員の人たち、10人おれば5人で町長の選挙のときの投 票、本当に政治に皆さんの、有権者の声が反映されているかということが突きつけられておるわ けであります。

この投票率低下対策ということについて、私は何回もしておる中で当局の選挙管理委員会の立場で、低下に至った経過については、主要因はわからない、なぜ下がっているのかわからない、主要因がこれであるということを未だに突き詰めて、答弁の中で回答が得ておりません。

先の選挙、先々日でしたかね、高鍋町の選管におきまして、町議の事前のパンフレットでした かね、あれを告示後に、投票上、告示日があったにもかかわらずその選挙期間中にもビラ活動や らしたということで、選管が告発しました。

このように私たちに対して、選挙に出る者に対して、独自の、全国でも珍しいんじゃないですかね、選管が告示期間中の行為について違法であると、違法ではないかということで、選管が独自の見解を持ち、高鍋町の司法に、当局に訴えたわけでありますが、結果は皆さんもご存じのとおり不起訴となりました。しかし、宮崎県内において、ここまで選挙管理委員会がイエローカードを送ったと、レッドカードじゃなくてイエローですわね、そのような独自の見解を持ちながら、町部局と離れた選管が独自の見解を持って、みんなに選挙の公平、公明性についてやっているということの現実を見るときには、私はそのような部署部署において我々はこう司っている以上、公平、公正な業務をやっているということの明らかな仕事の範囲を示されているかなと思い、高鍋町選管については敬服いたしております。

以上で、私の壇上からの質問といたします。

- 〇議長(福永 廣文君) 選挙管理委員会書記長。
- **○選挙管理委員会書記長(大脇 哲朗君)** 昨日に引き続きですね、私のほうで答弁させていただきます。

6月委員会においても同じような質問をいただいておりますので、同じような答弁になること をまずご了承願いたいと思います。

選挙の投票率の低下は本町に限らず全国的な問題となっておりまして、どこの自治体においても投票率の向上のための対策に懸命に取り組んでいるというところでございます。しかしながら選挙に行かない理由として、選挙に行くのが面倒くさい、政治に興味がない、政治がわからない、投票しても何も変わらない、候補者を知らないなどといった意見も依然として数多く挙げられているところでございます。また、来年夏の参議院選挙からは、有権者選挙権の年齢が、18歳に引き下げられることから投票率のさらなる低下が予想され、若者の選挙対策について重点的に取り組むことが重要な課題となっておるところでございます。このような中、投票率向上のための特効薬的な対策はなかなか見当たらない状況にありますが、引き続き、選挙啓発の強化や政治、選挙に興味を持たせる教育を地道に取り組むことが重要であると考えております。

また、投票率向上には投票しやすい環境の整備も重要とされていることから、公正の確保や不正の防止を図った上で、ICT等の効率的な活用により有権者の負担軽減策を検討して参りたいと考えております。

以上です。

〇議長(福永 廣文君) 重久君。

○議員(9番 重久 邦仁君) 先もって私のことでありますが、私は名誉毀損で訴えられていましてね、みんな知っちょるでしょうけどね、その続きでいきますと議会上での発言だということで私は非常に強く自分で思ってまして、今からちょっと言葉がわからんかもしれんけど標準語で言ったから私は訴えられたんだなあと私は思っておりまして、ちったからいも弁もはいかもしれませんけどぞでかたいもんでご了承ください。

さあよかひか、今の点につきましてそっちのほうが言って投票率の向上のために公正の確保や 不正の防止を図った上でICT等の効率的な活用により、ということが前回言われてますね。I CTちゃなんけね、答弁求めます。

- 〇議長(福永 廣文君) 選挙管理委員会書記長。
- ○選挙管理委員会書記長(大脇 哲朗君) 具体的なことはですね、前回もお話しなかったんですけれどもいろいろな場で今WiMAX網の整備を済んだところでございましてですね、防災・行政無線が主なんですけれども、その他の活用ということでですね、WiMAXを活用したいなというふうに考えております。この秋ですね、国会でまた公職選挙法の改正という形で、その中の主なものが町内どこでも投票できる環境、そして子どもを連れて投票所に行ける環境というのを、それが大きな改正点になっておりまして、その一つでありますどこの投票所でも住所を有する地であればですね、町内11カ所ございますので当日投票所が、どこでも投票できる環境をつくっていきたいと。今は徐々にでありますけども、機械を通じてですね、受付をやっておりますけれども、そういうものをふやしながら、11の投票所も同じ環境づくり、そしてできればですね、その法案が成立すれば改正が成立すれば、そのような形で進めていきたいなというふうに考えております。
- 〇議長(福永 廣文君) 重久君。
- 〇議員(9番 重久 邦仁君) わかりました。
 - ②、選挙執行経費の根拠ということで、法定受託事務費算出と自治事務費が同一金額であるから条例で決めたらどうかという質疑は、内容はもうわかっていると思うから答えて。
- 〇議長(福永 廣文君) 選挙管理委員会書記長。
- **〇選挙管理委員会書記長(大脇 哲朗君)** まずは、質問のとおりですね、お答えさせていただきます。

選挙執行に係る全体的な経費は、選挙期間や投票内容により、国政・県政・町政、それぞれの 選挙によって異なります。ご存じのとおり、参議院選挙は選挙期間が17日で、そして期日前投 票期間が16日、投票は選挙区と比例区の2種類ということで投票用紙を2枚配るという内容で すね、それから身近な町長選挙や町議会選挙は、選挙期間が5日、期日前投票期間が4日、で投 票用紙、投票が1種類でございますので全体的な経費というとこには差が出てきております。で、 法定受託事務費の算出と、自治費の事務費が同一金額であると、まあ条例で決めたらどうかということで、まず今言いましたとおり、選挙ごとに経費は異なっております。法定受託事務となりますと国政選挙、それから都道府県の選挙事務ということになりますけれども、県の委託金という形で事務費が交付されております。町政の選挙につきましては一般財源で対応しているという現状でございます。

議員がおっしゃられるのは、おそらく選挙手当てですかね、こちらの条例化という形を言われているんじゃないかなということで、職員らの選挙事務については、町長からの勤務命令ではなくて選挙管理委員会からの委嘱ということからですね条例化という点では、なじまないのではないかなというふうに判断しております。

- 〇議長(福永 廣文君) 重久君。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) 12月ですかね、私が町職員条例に従い支払っていると答弁されている計算方式ね、これがよね、結局は、選管の町だと条例ではふさわしくないと、合わんかってね、一般の人が行けば1万いくらって条例化されるってよ、あんたどま、選管の職員の身分を外して選管のところに所属します。何で、一般の条例で1万という定額をしながら前から言ちょいどんおかしいやないけ。
- 〇議長(福永 廣文君) 選挙管理委員会書記長。
- ○選挙管理委員会書記長(大脇 哲朗君) はい、一般のというかですね、今は投票管理者も町の職員が行ってますので投票管理者立会人とですね、投票事務に従事する職員との差ということで答えさせていただきますけれども、投票管理者、職員を含む投票管理者ですね、それから立会人につきましては、報酬という形で支払いをしております。

選挙に従事する職員というのはですね、先ほど言いましたけれども、選挙管理委員会から委嘱 を受けて選挙事務に従事するということで時間外手当相当額を支給しているところでございます。

- 〇議長(福永 廣文君) 重久君。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) 委嘱は一般の公民館長立会いさんたちもするわけじゃあな。身分は同じだよなあ、身分。であんたの出しちょった、私のここは非常に質問で選挙手当について職員組合の了解を得ていると答弁したが、団体組合との間にある協定書を示せということに、選挙管理委員事務局長殿に聞いて協定書はないと、結局は1人2人の話じゃないんだよね、70前回も76名の人たちを動かさないかん、立会いの人たちを動かしているとき団体としての動きを見てるのは職員組合ということで答弁はあるわけ。当然職員組合の組合長かな、その人たちの了解が、得てから初めてできる選挙の事務事業だと私は見ておるんですがこの見解は誤まっちょいけ。どげんけ。
- 〇議長(福永 廣文君) 選挙管理委員会書記長。

- **○選挙管理委員会書記長(大脇 哲朗君)** 選挙の執行についてですね、職員組合との協議というのはしておりません。直接ですね、選挙管理委員会から職員に対して委嘱を、調整の部分はですね選挙管理委員会の事務局でもちろんいたしますけれども、流れとしては選挙管理委員会と職員というところでございます。
- 〇議長(福永 廣文君) 重久君。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) もう一回。法定受託事務の算出基準があるわな、これは国から、衆議院選挙も県会議員選挙も県知事選挙も上からくる税金で三股町は税金をひとっも出しちょらんから、例えば言ったら、15カ所あって一銭もこっちから使わんとよね。15カ所から11カ所にしたと削減しましたということが、町長の平成18年の9月議会でも削減して130万でしたかね、効果があったと、すっかりだまされましたね、そのときの一人一人職員の人たちが、職員ちゅう言葉じゃいかんな、そういう流れで最高4万6,000円じゃなかったかね、残業した投開票事務までいったとき、そのときに町長にもこんだけも格差がある4万6,000円と最高なについてどう思うか町長に見解を聞いたら奇異があると、知らんかったわけよ町長も、前の町長もな。そういう値段が違うっちゅうことをな。じゃかい何度も言っせいよ、一般の人にも1万5,000円かおはんどんが4万ももろちょった何もけん含めっじゃっど、それも差額があると2万ばっかで1日は従事してくれんかよこう地方公の公僕の立場じゃねえかと、日曜出勤といえどもどうかという提案をしたけど全然見直してないんだけど、その検討は選挙管理委員事務局及び選管では一回一向だにその金額等の是正については話し合いがあったか、なかったか。
- 〇議長(福永 廣文君) 選挙管理委員会書記長。
- 〇選挙管理委員会書記長(大脇 哲朗君) 選挙管理委員会ではございません。
- 〇議長(福永 廣文君) 重久君。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) 選挙管理委員会でなかったら、事務局長としていろいろと提案を 選挙管理委員会に提案されていますね、今度の4月2日に選挙管理委員会で投票所、臨時投票所 を削減すいがと、なくひがと、いう提案をして協議されてますな、ねえ。選挙管理委員長はそう いうのは知らんかったと行政からきた事務局、部局やな、から挙がってきた書類で選考したんだ という事実経過は私が言ちょいこつが嘘かまこっけ、どうぞ。
- 〇議長(福永 廣文君)選挙管理事務局長。失礼しました、書記長。
- **○選挙管理委員会書記長(大脇 哲朗君)** 選挙管理委員会ではですね、削減と言われましたけども実際削減ではなくてですね、設置する、しないを前にも言いましたけれども、議案として出すという形でですね、ただここに至ってはですね、毎回のように協議をしておりますので委員長が知らなかったというのをもし言われたならですね、勘違いされておるかなあというふうに思いま

す。

- 〇議長(福永 廣文君) 重久君。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) 選管長は今はちょっと体調が悪いのかな。ことし、一人欠員の人が出ておられるのが現状において何回選管は今会議をされて、この選管長の後は話とか、選挙管理の補欠の話とか進めておられますか。開催日と、よかったら内容。
- ○議長(福永 廣文君) ちょっとお待ちください。重久君の質問内容とですね今の質問はずれて おりますので、再度指名いたします。重久君。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) 次、そのbにいきますな。条例で決めたらどうかというのはそぐ わないから条例で決めないと、だったら条例で決めないならそういう条例で決める、決めないの 話を選管で話したか話さないかということは、選管では話してないけども選管に持ち出すことも してないっちゅうのを私は答弁に聞こえたんじゃけど、それと事務局の話だって議会からこうい う質問事項があって提案があってほしいちゅうことじゃけど、どげんけ。
- 〇議長(福永 廣文君) 選挙管理委員長。
- **○選挙管理委員会書記長(大脇 哲朗君)** 今回ですね、議会でこのような一般質問があったということで、選挙管理委員会にはちゃんとつないでございます。
- 〇議長(福永 廣文君) 重久君。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) bの質問、会計検査院からの意見を選管は協議したか、多分これは選管からの指摘が前の答弁でも、選管からの具体的に三股町じゃこうじゃったという事例がないもんだからということを答弁されておりますが、三股町にわざわざ来た会計の監査の狙いというものはあるかと、それと一般的にこのへんたいは注意してくれるとかそういう通告、通達があったら答弁願う。
- 〇議長(福永 廣文君) 選挙管理委員会書記長。
- ○選挙管理委員会書記長(大脇 哲朗君) まずはですね、会計検査院からの意見を選管は協議したかということでございましたけれども、ことし6月にですね、国政選挙の選挙執行にかかる委託金の執行状況ということで、衆議院選挙そして参議院選挙の執行状況を会計検査院が行ったところでございます。その結果本町への指摘事項は全くございませんでした。適正な処理をされているということでございました。

会計検査院からの特段何かの通知というものが、県にも確認したんですけれども来ていないということで、宮崎県にはそのような事例はなかったということでございます。本町を来たというのは、恐らく全国的なところで順番で回ってきますので、今回はうちだけではなく、都城市、高原町、3番目が三股町だったんですけれども、その会計検査院がですね、もうお一方県北でいかれたところでいらっしゃって県内全域にいろんな形で交付金を初めですね、いろんな形で入られ

た中で会計検査院だけが高原、都城市、三股のですね、この選挙の執行状況を確認されたという ことでございます。

- 〇議長(福永 廣文君) 重久君。
- **〇議員(9番 重久 邦仁君)** それは三股町は何事もなくそりゃよかったなということであります。

次3番目、投票所の締め切り時刻の根拠は何かと。都城が8時で締め切り、選挙法の投票所の 公職選挙法の第40条時には、午後8時までと明記してあります。答弁は前回も3つばっかいし ちゃいけど、その根拠は当たらないんじゃないかなという、総務省に聞きましたが、総務省は地 方自治については選管があれですので県に聞いてくれと、直結には答弁されませんが、先ほど高 鍋町の選管の独自の方向を見たときに、我が三股町でも独自の話があろうかと思うが、答弁を求 む。

- 〇議長(福永 廣文君) 選挙管理委員会書記長。
- ○選挙管理委員会書記長(大脇 哲朗君) まずは、質問に対しての答弁ということで、同じよう な形になりますけれども、投票時間につきましては、今議員が言われたように公職選挙法第 40条において午前7時から午後8時まで、と定められております。ただし書きのほうで市町村 の選挙管理委員会は選挙人の投票の弁護のため必要があると認められる特別の事情がある場合、または、選挙人の投票に支障を来たさないと認める特例の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において、繰り上げ、もしくは繰り下げまたは投票所を閉じる時刻を 4時間以内の範囲において、繰り上げることができるとあり、投票所の開閉時刻は、市町村選挙管理委員会の判断ということでされております。本町においては投票所を閉じる時刻について平成18年の町長選挙からですね午後6時までとしているところでありまして、その理由といたしましては、期日前投票が大変高いという話をしましたけれども、期日前投票の実施、選挙結果の早期公表、そして投票管理者、投票管理人の、負担軽減ということで、考えているところでございまして、国政権の選挙においても、今言ったような理由を、県のほうに挙げておりまして県のほうもそれを認めていていただいているところでございます。
- 〇議長(福永 廣文君) 重久君。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) 県は認めて三股町にこきおい住民、それから議会の議員として、それはおかしいんじゃないかと言いよっとよね。隣の町に行けば8時ずいじゃひとよなあっこひ務めなる人は三股も8時じゃろっちゃ。6時に閉めきっちゃ。これは常識的に考えっみればおかしいちゅうことをね、県がよ、三股こっじゃっどん、各市町村考げっみればそいなこつの方向に走ってると。で100%そういうことにしてますか、してないじゃろ。まだ、先進地事例かそんくらいの程度やっちゅうようやろうね、三股ん中でよ、不満を言う人多いじゃ、特に議員として

は、みんなはらけて欲しいとよな1万1,000でしたかな、有効票が、その中に疑問票が160票あるはずじゃ、6時で閉めきってあと8時までしちょれば160票の中とプラスアルファの160白票も含んで160票は無効票だよな、また、8時まで投票さしたとき、有効票としてやってる人が入った場合に、前回投票の最高、最低の票差の中に私はゆう考げちょっどん、次の次点が16票や、そこへんたい考えたとき2時間がどんな投票率アップと全然つながらんこっぱっかいしちょきちょらせけ、今度は国政からこうなって18歳からなるちゅう国の政策は、一人でも多くの人に行ってほしいちゅうこっがあっとよ。全然受けてないんですけどそれまた、どう捉えて、今後に生かしたいと思っているか、答弁求む。

- 〇議長(福永 廣文君) 選挙管理委員会書記長。
- ○選挙管理委員会書記長(大脇 哲朗君) きのうの答弁とですね、似たような形になりますけれども、期日前投票が昭和24年以降30%を常に超えている状況でございます。すいません、平成24年から30%を常に超えている状況でございます。町のほうといたしましては、町選管といたしましては、やはり同じような形で期日前投票所の充実を検討していきたいと、推進していきたいというふうに考えております。
- 〇議員(9番 重久 邦仁君) 無効票の160。
- 〇議長(福永 廣文君) 重久君、重久君起立して。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) 無効票の160の見解、選管の。
- 〇議長(福永 廣文君) 選挙管理委員会書記長。
- ○選挙管理委員会書記長(大脇 哲朗君) 数字のほうはきょう私の手持ち資料はないんでございますけど、160票まあ仮に無効票があるということであれば、それは内容を分析してみないといろいろな無効票がございますので、一概にどんな内容であっても無効票だったということは今ここでは言えません。
- 〇議長(福永 廣文君) 重久君。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) 4番目、鎌倉市のショッピング内での投票時の設置は多分鎌倉市に問い合わせしたという話でしたけど、これも選管と話をされたんですかと、実施は選管と話をしましたが、町内部局の中で反対もあったけど押し切っていったと、そりゃ議員が発議したんかって言ったら発議はしてないと、このような市民、町民のニーズに合ったような、やっぱり、やることはやらないかんはな。投票率も30%ぐらい上がったという結果も出ちょる。この点のこの話を聞いていかに捉えますか。答弁求む。
- 〇議長(福永 廣文君) 選挙管理委員会書記長。
- 〇選挙管理委員会書記長(大脇 哲朗君) 鎌倉市の取り組みについてはですね、期日前投票所ではなく、当日の投票所を、スーパーに移設したと。例えば今まで公民館でやってたのを、2地区

が公民館でやってたと、それをですね当日投票所を2地区内のスーパーに移転した、移設したという内容でございまして、市内40投票所の中で投票率が最も高かったということで注目されているようでございます。元々40カ所あったというところで、それをふやしたわけじゃなくてですね、40の中の一つを移設したということでございます。現行の選挙制度は、当日の投票は指定された投票所に行かなければならないとされておりますから、このことからも、大規模な集客施設がない本町では、当日の投票所をスーパー等で実施するには、いろいろな課題があるのではないかなと。ひとつはですねその地区限定の投票所なのに、地区外からお買い物に来られるわけですからそういうところで考えるといろいろな課題があると考えております。しかしながら先ほども言いましたけれども、政府は選挙の投票率向上を図るため、制度を見直して、有権者が利便性に応じて市区町村内の投票所を自由に選べる制度の導入を検討しておりまして、このような見直しを盛り込んだ公職選挙法の改正案を、先ほども言いましたけれども秋の臨時国会に提出しまして、来年夏の参議院での実施を目指しているとのことでございます。今後、制度の見直しを踏まえて慎重に選管のほうでも検討してまいりたいというふうに思っております。

- 〇議長(福永 廣文君) 重久君。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) 慎重というのは良かっじゃどん来年の7月やわなあ。決まっちょったっど。あと10カ月じゃっなあ。ゆっくりしちょいね。選管長は、町の大事なときに病気の云々て、しかたない。じゃ一人補充を完全に欠員にしてそのなんとかって。ほいで町長に聞くけどね、平成18年の決算の交渉。選挙の関係で、14年度が400万、18年度が決算で300万という数字で、概要だけどもこひこ選挙経費でいろいろかかった中で、事務委託した身分はあれだけど、これだけの支払い方針に差があるということについて、町長はどう思ってますか。任命責任者として。
- O議長(福永 廣文君) ちょっと失礼します。 重久議員、4番目のただいまの質問の内容と違いますので。 重久君。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) それじゃ町長に伺います。今までの私の質問を聞いて、町長としては当局の選管としては部署が違います。しかし我々が選管に選んだ後に任命責任者として町長にはその仕事をしていただくために、任命責任者としての当局側に対してのご意見があろうかと思いますがいかがですか。今までの話を総括して。
- 〇議長(福永 廣文君) 町長。
- **〇町長(木佐貫辰生君)** 選管も行政委員会、そして教育委員会もそうですけれどもそれぞれの独立性を持っているわけですね。町長部局からですね命令し、そういうことはできませんので、そういう意味合いではですね、選管の独立性というのを、中でこの選挙の執行関係については進め

ていただくというのが基本だと思います。

- 〇議長(福永 廣文君) 重久君。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) 私が言ってんのは町長として三股町を全部みて、今んよな話が聞こえてきたとき本当はこげんだなという見解はないかちゅう指導監督助言の一番のトップじゃないか。その見解もない。次の質問に行きたいと思います。

2番、やまびこ会について伺います。これは先ほど全体的に、前回もしちょいかい。わかっちょいな法人運営是正の検討・協議経過、aでは事件性が私はあると思うが被害届を検討すべきではないかということについて質問しております。質疑の一番の内容、議員の皆さん方にも資料をお配りしております。まずは、一番後ろを見てください。これは、やまびこ会前理事長和気進氏の不適切な事務処理等による費用等の返額、総額が230万3,810円となっているということを記載した一番後ろのページですね、白であります。この返還額は宮崎県の監査指摘内容から算定された金額、そして三股町議会百条委員会はやまびこ会の新理事長は今原田順一氏になっていますが、のもと、返還要求を行うこととして提言してきたわけであります。以上の経過に立ち返ってですね、指定管理業務発注責任者である町長に質問いたします。これまでの経過と、今の質問についてこの230万3,000円、原田さんの、原田新理事長のもとで和気氏に返還を求めておりますが、答弁を求める。

- 〇議長(福永 廣文君) 福祉課長。
- ○福祉課長(岩松 健一君) 私やまびこ会の理事として就任しておりますので、私のほうで回答させていただきます。やまびこ会の法人運営是正の検討・協議結果について答弁させていただきます。さきの6月議会でも報告させていただきましたが、保育園間の連携強化や本部事務処理を円滑に行わせるため、4月から週3日勤務の職員1名を雇用しておりましたが、事務処理の迅速化、適正化を図るため10月以降は週5日勤務を予定しております。

また、情報をオープンに共有するため、昨年の11月からは理事のほか、各施設長、幹事、役場福祉課の担当者も入り、理事会を開催しております。また、15名の評議員を選任し、初めての評議委員会を5月28日に開催しております。評議委員には、役場職員3名も選任しております。現在理事施設長が3部会に分かれましてやまびこ会の規定をつぶさずに検討しております。被害届の件に関しましては、やまびこ会が弁護士に相談され、出さないということで決定をいたしております。

bの町税損失はないかについてでございますが、この損失額も発生しているとは考えておりません。

cの土地取得金額と所有権についての質問ですがわかば保育園が取得しました 2638 平米は 2,642 万7,691 円、ひまわり保育園が取得いたしました 336 平米は 105 万2,811 円

で購入しております。所有権はいずれもやまびこ会となっております。

- 〇議長(福永 廣文君) 重久君。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) 今、総括してやまびこ会の全体で答弁をいただきありがとうござ います。福祉課長としてやまびこ会の理事で座っておられます。全体的に私なんかが疑問に思う のは、まず第1点、大脇いま総務課長でありますが、この総務課長が福祉課長時代に県からの指 導で、ふさわしくねえっちゅう。その県の指導によってやまびこ会の理事を退席され、町長のも とにおいてその処理を出して、ふさわしくないからやまびこ会の理事から理事を降ろしてくれと いうまできて町長はそれを認めたわけ。しかし、現在においては福祉課長がいつまでもこんなこ とに対して、理事で座っておられると。いろんなことの流れでこの第1点のやまびこ会の私が言 う事件性があると思う。被害届を検討すべき、で、弁護士をしていると。弁護士を雇っているか らここで前回、副町長が理事のときに裁判になったときを考えっさね。そげなこた議会では言わ ならんち。こげな答弁になっちゅ。こんた議事録に書いちゃ、話題は真相究明で百条をつくった ときに、是正勧告したとき、変化があった場合には議会にそのことを通知すると。理事長が変わ っとって、後から聞っさね、ええ、原田さんになったなと、だいな後任なって、田中さんになっ たっちゃ。全く入札の案件がうまく成立したら何もいっかせんごなっちょ、議会があって初めて、 知っちょる人は知っちょっじゃろうなあ、きっけいけば、ようそらわりないっかそかいそれはも う情報のなんか偏りばっかりして、ちゃんと文書で今こういうふうになっとるっちゅう、そのく らいのことはされないのかと。答弁を求める。
- 〇議長(福永 廣文君) 福祉課長。
- ○福祉課長(岩松 健一君) 報告が、おくれたことに対してはおわびしますけどもなるべく理事会がこう開かれて、新たな情報が出た場合は報告していきたいと思いますが、今度は9月30日に理事会評議委員会が開かれることになっておりますので、それでまた何か出てきた場合はご報告いたします。
- 〇議長(福永 廣文君) 重久君。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) 全てそういうのは、福祉課長から町長にもこのような状態であるというのは、現状の報告をしておりますか。それを受けた町長はどのような、もししていなければ質問してもひとっこっじゃっどん。しておられればそのことを聞いて町長は現在どのような見解をお持ちですか。
- 〇議長(福永 廣文君) 福祉課長。
- ○福祉課長(岩松 健一君) 10の、百条委員のほうから10項目の是正のことを出されておりますので、一応ですね、たたき台として私がつくりましたのをこの前、理事会にお示ししました。 そこでまた、目を通して置いてください、それをまた協議しますのでということで、お渡しした

だけなんですけれども、そういうことでまた理事会のほうでいろいろ意見が出ましたらそれをもって今度は町長にですね、やまびこ会の意見としてはこういうふうに出ておりますがどうしましょうかということでまた協議をしまして、その協議が整いましたらまたこれをやまびこ会の理事会へ持っていって、町としてはこう考えておりますがということで、3月議会までにつくり上げて報告しようということで考えております。

- 〇議長(福永 廣文君) 重久君。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) 今、9月30日、今度は理事会開く予定よな、最終的な3月議会ちゅういうこと、今答弁じゃな、それはもう前回3月議会までにやると。それはもう議会側も3月議会までにはこれはもう結論出せと。こうして是正されたOBも15名、OBが理事として就任することになりました。それから専門家による外部監査を導入し、質の向上を図るため福祉サービスの第三者評価を導入する以上5点を実施する予定であります。その予定ならやりますちゅな言ちょらんとやかい。しかし、聞くところによると和気さんは全然反応を示さんげなと。おどっちょうばっかりやっち、その、言えば原田さんが一人でこうこう理事長になって原田さんの個人名で理事長名たら連帯だけども出しちょったらあっちがまた弁護士を立てっさねえ、何の反応もせんて。このような状況になってるちゅうことを私は聞くんだけど、いろんな報告を受けた町長としてはどういうふうに思われますか。見解を求めます。

〇議長(福永 廣文君) 町長。

○町長(木佐貫辰生君) まずですね、この町の職員がなぜ理事に入ってるかという部分で先ほど、いつまでもというような言い方をされましたけども、そうではなくて今回、副町長と福祉課長が今回のいろんなやまびこ会の問題についてですね、やはり町の半官半民の部分もございますので、そういう意味合いでは理事会のこの正常化という部分で2人が入ったところでございます。それで先ほどからありますように、県の指導というのはやはり、行政は手を引きなさいということですから、ですから副町長から交代いたしました。

福祉課長についてはですね、来年の3月までに百条委員のほうから宿題をいただいておりますのでそれについて正常化、そちらのほうの項目をきちっとですね、仕上げていくということもやはり責任かなと考えておりますのでそういう意味合いで、このやまびこ会の理事としてもうしばらく頑張っていただきたいということであります。

そしてまた、この10項目についてですね、議会の百条委員からいただきました10項目について、進捗状況について今、福祉課長のこと、役をしているところでございます。やはり来年の3月までにきちっとした報告を皆様方にですね、示すというふうな気持ちで、今、正常化に向かっての取り組みをさせていただいているところでございます。

以上です。

- 〇議長(福永 廣文君) 重久君。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) 今の最後の言葉な。来年の3月までをめどにしてやっていくと、 努力しましたよ、何しましたよ。しかし、私の質問事項にあるように事件性があると私は思って いる。なぜなら、このやまびこ会前理事長和気進氏の不適切な事務処理による費用等の返還、こ れ、ことによって、これは県の監査指摘もしている、そしてこれは残念ながら平成24年度から 県は指摘をしておられる、2カ年わたって。その間にいろんなことが、理事長交代とか、その中 で、前議長山中則夫議長が理事に入って改善がされるやというようなことから、されるどころか、 されたんでしょうけどねあんまり言うとまた、何かあんた言たちないかいそれ以上は言わんけど。 しかし結果はごね得は許すなというようなことになるんですよ。私から見ると。結局40万の月 給を貰った理事長の仕事、そしてその中で不正が起こったら、不正ちゅうか自分らが職員採用の 話で突っこんでいった内容。その次は百条委員会で問いただしたら、落とされた3人か2人は職 員は、また無審査で今度は自分で上げちょった次のやまびこ会の職員採用で、どっちが不正をし ている、どっちも悪いっちゅうのは個人の関係の話やな。しかし私がここで言いたいのは、この 事前における弁護士費用の33万。その中にも弁護士費用は書いてあると思うんですけどね。こ れは完全に個人の見解で百条委ができたっちゅうことは、その個人の弁護士から百条委に釈明か な、なんで弁護士の方から逆に質問事項がきたという前代未聞が起こっている中調べっ見たら和 気さんが個人的に頼んだんだということの方向になっるみたいですが。全てこれはそのときに支 払いをしたようなことは公金不正と私は捉えているのですが、この公金不正という私の認識に対 して町長はどのようなご見解でしょうか。
- 〇議長(福永 廣文君) 福祉課長。
- ○福祉課長(岩松 健一君) 事件性はないというのはですね、やっぱり債務不履行という形で、とにかく前理事長が金銭等を横領とか、そういうのはしてないということでですね、民事の訴訟を行うということで、進めているということでございます。やまびこ会はですね。そして実際、保育所と老人ホームをお願いしているわけですけども、老人ホームは老人福祉法の第11条により、市町村は必要に応じて養護を受けることが困難な高齢者がいた場合は、措置を採用しなければならないというような義務、規定がございます。保育所もですね、児童福祉法の24条に児童の保護者から、保育の必要な児童を保育所に保育してくださいというようなものが出てきたら、保育の実施義務が市町村にあるということでですね、それに基づいて保育所と老人ホームを運営しているわけですけども、この時点にこの保育所運営と老人ホームの経営において、不正な事案とかそういうようなのが出まして、不正経理とかでまして、保育所の園児さんやら保護者に迷惑がかかる、利用者に迷惑がかかるというような場合は、市町村はとにかく補助金の返還請求とか、そういうのをしていくべきだというふうには思っておりますが、やまびこ会の本部会計のなかの

ですね内部会計の中から出たお金でございまして、それに対して町は返還請求をしろとか、そういうのは町の立場では、ないと思っております。

- 〇議長(福永 廣文君) 重久君。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) はい、よくわかりますが、あとはまあ利益はじゃあ、やまびこ会は清流園だけの直接的なことであって、町長が指定管理をしたのは清流園だけですよというもとで言うちょっちゅうわけやな福祉課長はな、でそれに付属したたやまびこ会の保育園の話とのかね合いの中では不正はなかったと、じゃろうなとそれは理事会で決めたからちゅうことじゃからね。銭ぬ40万やった理事長として、そのようなことをしたというなら一般的にはちょっと金の話ですが把握されて、やまびこ会の5つの園、百条委員会にも全体の帳簿のあれを、年間のあれにしますと、5億の資産があるという数字をつかんだのですが、その百条委員会で出された、この5億ちゅうのは何を含めた5億か、それと月平均どのくらいの売り上げがあるか質問いたします。その他金額。
- 〇議長(福永 廣文君) 福祉課長。
- ○福祉課長(岩松 健一君) 本部会計は500万ぐらいというふうになります。園はだいたい 1億近いと思います。1園がですね。老人ホームも1億くらいの措置が入ります。またその点で 先ほど言いましたように、もし間違い等が出てきた場合は、それはそのまま行いますけど、一応 本部会計の方はですね、預金利子とか、別会計のお金も入っておりますので、内部会計のことに つきましては、我々は、町としては口はだせないという感じで思っておりますが、そして確かに 理事会でですね、理事長決められましたし、報酬も決められましたし。

だけど、その前理事長がそのような仕事をされなかったと、だから返還してくださいというふうに、やまびこ会は前理事長に請求をされているということでございますので、今そこのどちらも弁護士さんが来て協議をされておりますが、結構長い時間がかかるんではないかなというふうに思っております。

- 〇議長(福永 廣文君) 重久君。
- 〇議員(9番 重久 邦仁君) 結構長い時間がかかる弁護士はどっちも立っちょい。

その弁護士を雇うような園のそういうような問題が起こったちゅう不祥事よね。保育園経営と 清流園の老人の目的外でそんな弁護士を立てんにゃいかんようなことになっていること自体が不 手際じゃろ。ずさんな会計って県は指摘したこと、ずさんな会計になってきたことを平成24年 から県が指摘、改善のために2人を、副町長やら前教育長よ、あげな良か人だっが中に入ってせ んにゃいかんことになった。こんちな、不正はなかったた、ないような話よな、なかったとは言 ってないな。だから、言いよったと。

こういうようなことを、理事会の中を協議しながら正していけないから弁護士を頼んだちゅう

のを普通であれば、まあ一般の民間の会社であれば1園がだいたい1億ずつの、やまびこ会のひまわり、こばと、りんどう、何だすかいの、わかば、1園が1億ずつだいたい売り上げが5つあれば5億じゃん。こういう経営がそう簡単に三股町にはないよ。そして理事会にもおける、その何て言うの、理事会が決めたことじゃから40万のあたいが決めたこっじゃなかんさああの和気前理事長が百条委っでも答えられました。

じゃあその前の理事会の理事長の人たちがどういうのを1人1人答えを言っせえなったか、40万の決め方。そこに問題におろしたほうがいいんじゃないの。和気さん個人だけを責めたくらじよ。

要するに原因があって結果があったわけやろ。原因はここに理事会がそげんなことしちゃった けど、和気さん個人だけじゃないわけやね。だから株式会社がやった株主やら総会して、その原 因に追求したとき俺はすっと思ったけどね。

それで先ほど、俺は公金不正と。なぜかと言うと、保育園措置っちゃ国県から児童待機児童おらんごっどこの市町村に行っても一挙に三股町の2万5,000人の中に児童数が中に二つの園の新築やと。こんなあれを国が助成をしている中でこの事業をするから前年度までは内村理事長は無報酬で定款にも決まっていた理事長報酬を40万に上げてそんな理事会で決めたんじゃと。個人的なあれはないと。それを責めんにゃならんと。そんな手法にこんな公金があがってくると。被害届を出したら簡単な話じゃないかと私は思うんだけど。被害届の件についてはもう一回質問いたします。答弁を願う。

- 〇議長(福永 廣文君) 福祉課長。
- ○福祉課長(岩松 健一君) 先ほど1億円の収入は入りますけど……(「売り上げといった」と呼ぶ者あり)売り上げとおっしゃった。1億円の支出がまたでますので保育所はほとんど保育所、老人ホーム(「純利益は」と呼ぶ者あり)純利益はございませんので、そのように思っていてください。

それと、先ほど言いましたように、理事と理事長とか報酬とかちゃんと理事会で決めておれば、 それをちゃんとした仕事をしてくださっていれば、こんな事件にはならなかったわけでございま して、あの方の事務は監査のほうでも報告さしていただきましたが、ずさんきわまりなかったも んですから、そこでまず後始末にも大変時間がかかっており、そういうものを含めてですね、損 害賠償を求めようということにしているわけでございます。

- ○議長(福永 廣文君) よろしいですか。重久議員の質問はA、B、Cとございますけども、このA、B、C全てについてはほとんど答弁されたものと思いますけれども、まだございますか。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) 議長としての、私に対する答弁がまだありますかと議題を出されること自体は非常に疑問を感じます。一般の人をせっかくよかとこやからまだ聞こうかちゅう人

をやめる一部ごちゃごちゃ言う先輩議員おっどんな。 (発言する者あり)

- ○議長(福永 廣文君) あのですね、よろしいですか。
- **〇議員(9番 重久 邦仁君)** よろしいですか、議長。 質問して。
- 〇議長(福永 廣文君) 重久君。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) ありがとうございます。

今、総体的に、あんたどげんなったかと聞っきやっとですよ。あんたっち何んな。あれよっちゃうわけよ。その問題が質問事項の土地の取得。私の金額では2,610万ということで、この金額の質問しますが、この土地の取得、Cの質問。2,610万、間違いないですかね。それとこの路線所有権が町ではなく、やまびこ会で登記されていると、答弁はそうだったけど、金額は2,610万で間違いないですかね。良かったら売主、買主。買主はわかった。売主は個人のプライド。

- 〇議長(福永 廣文君) 福祉課長。
- **〇福祉課長(岩松 健一君)** たぶんあの、費用は2,642万7,691円です。それとあとは、 平米数は2,638平米。2反6畝ですね。売主の方の名前はちょっと私把握しておりません。
- 〇議長(福永 廣文君) 重久君。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) それで、2反6畝でやっど、2,600万じゃろ。おっどま考えっみて、そん町の中ん、そん駅前ん開発しちょいあそことか、長倉病院のよかとこ、ロータリー、そこへんたいずっ考げた時、町立病院の裏んほん、後とんほん田んぼん、たぶんあんた農地やったとよな。元はな。それが一反部ん価格にすると1,000するっちゅこっが常識か常識じゃないか、俺はそんた非常識じゃちゅう見解をするんじゃっどん。どげん思け。
- 〇議長(福永 廣文君) 福祉課長。
- ○福祉課長(岩松 健一君) 確かに農地として購入すれば結構高目の金額になろうかと思いますが、予定地の道路を挟んで南側と西側の宅地の評価ですけれどだいたい1万円ということで、でございます。坪。

この買われた土地がだいたい平米単価が1万18円とさっきの近隣地の宅地もだいたい1万円 その金額で買われたんだろうというふうには思っております。

- 〇議員(9番 **重久 邦仁君**) なら、坪単価じゃなくて平米単価もあの辺だったら1万ですか。
- ○福祉課長(岩松 健一君) 1万円です。
- 〇議長(福永 廣文君) 重久君。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) これは、今から先公用地で買うとき田んぼが1,000万じゃげなどと、言っちゃ悪いけど農業高校牧場、それから今市橋がある時、県が県道12号線の主要道

路、本体岩下橋やったんどん、今かい先は堀之内道路ちなったっどん、あんつ振興局が建てかえっさね、県土木事務所の所管にしたときあそこ一帯を買いました。1反圃が600万じゃった。 福重課長おいやった頃やった。

こんな決断を路線価格を評価を一挙に、1,000万じゃっど、こういう町政は後じりをかませるよ。後々たたっど。良かつけこれで。それで評価委員ちゅうか、町がやとってる、何とか評価委員よ、あの人には正常だという見解があったのかどうか。

- 〇議長(福永 廣文君) 福祉課長。
- **○福祉課長(岩松 健一君)** これは、やまびこ会の前理事長が交渉されて買っておられます。町とは関係ないことでございます。
- 〇議長(福永 廣文君) 重久君。
- 〇議員(9番 重久 邦仁君) 前理事長が、でいくと個人だよな。でも前理事長が理事長として 互選だから理事会で決めたということだよな。ところが、百条で聞っみたらおかしいことが、前 理事長はそんとき3月までは赤池さん、赤池さんがなんと言ったか、百条であたしゃ知りもさん がったとまさかあげなところに作っちな思わんかったかいあたしゃあっちに反対したんじゃっち、 言やっと。そうしたら前理事長が理事会で購入の話を勝手に進めている理事が何人かおったんだ ろうな。赤池さんも印かんぬ押した覚えはねちゆでけた、百条でこれは事実じゃ。こんな、理事 長が決めた決めたっちゃっどんおまん、まっこっちおかしな話採用して町は指定管理者として、 やまびこ会を5年間認定してるわけやな。こげなことをすりゃ指定を取り消せばよかっよ。強く 言っとくこういうのは。でたらめなこっじゃ。そげん思わんですか、町民も結構おいやっですよ。 おいがいうこち、じゃがね、わいが言うごっじゃがね、ごね得はいるんなちこれは、納税)を資する人からすると、もっと腹が立ったが、高で買た人は、個人の保育園をする人は それを国に全部やるから免税なんですよね。自分の土地私有財産じゃありませんよ。 2,600万 で売った2反6畝をこんな町の公用地やからと、保育園事業だからわざわざ納税のあんたせんで よかどと400万も本当は払わんといかんとですな。払わんでよくなった見解について非常に安 くであたひげんつ、提供しますから、というんだったら、そらもちろんある程度通常価格やから それに対して、努力されたことは認めるよ。免税していただいたとさ。通常の手続で公用地扱い になるから、保育園も民間も。じゃ2,600万じゃ個人じゃちったあ税金がきてん良かっじゃ ねかと見解があってやけどもそれは法の手続によりこれは誰がしたか、関係してない関係してな いと先ほど言われるけど当のわれわれの副町長は発したということは事実だ。一体どうなってん だこれは。
- 〇議長(福永 廣文君) 福祉課長。
- ○福祉課長(岩松 健一君) 社会福祉法人が土地を買う場合は、公共団体と一緒で3,000万

とかそういう控除があるというのをですね、前理事長は手続をされてなかったので副町長が宮崎 税務署まで行かれて、その手続をされたということでございまして、それがなければ購入者、売 った方に多額の税金がかかることになりますので、その手続をとったということでございます。

- 〇議長(福永 廣文君) 重久君。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) それが通常であれば、そうしたほうが、売ったほう買ったほう、町の施設みんなが喜ぶ三方両損じゃねな、三方というすごい大岡越前の裁きがあるけど今回の裁きは、こらあ、今後の路線価格の1万円ちゅうのを1回出した以上、それは次のとき、の公用地の取得は大変なことになるなと私は思う。

最後に、あまり長くすると評判が悪なっじね。この返還請求の正式名称は不当利得による返還 請求ということで相手方に通知をしてあるわけですよね。それ何月何日に出して、相手方の弁護 士がそれに対して対応したという日にちを教えてください。

- 〇議長(福永 廣文君) 福祉課長。
- ○福祉課長(岩松 健一君) 資料を持ってきてないですけども。(「だいたいでいい」と呼ぶ者あり)出しましたのが、ちょっと待ってください。1回目のあちらの返答が1週間前にきました。1回目のあちらの弁護士さんからの(「9月」と呼ぶ者あり)はい。出したのは大分前です。去年ではないですけど。(「今年の3月」と呼ぶ者あり)いや、ことしの6月とか7月とかその辺。ちょっとはっきり覚えてません。
- **〇議長(福永 廣文君)** 重久君。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) はい、出したほうは新理事長の原田順一氏。今度、回答してくれたものは弁護士名は誰ですか。相手方と。
- **〇議長(福永 廣文君)** 福祉課長。
- **〇福祉課長(岩松 健一君)** 弁護士名は宮崎市の谷口弁護士というふうに聞いています。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) こっちからは、依頼している。
- 〇議長(福永 廣文君) 福祉課長。
- ○福祉課長(岩松 健一君) こっちからは宮崎市の新井弁護士です。
- 〇議長(福永 廣文君) 重久君。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) 最後に、この本件の返還の時効をですね相手方に求めている時効が消滅済みではないかと。私は気にするんですが、その時効に関しては何ら心配いらないか質問いたします。返還請求の。
- 〇議長(福永 廣文君) 福祉課長。
- **〇福祉課長(岩松 健一君)** 私も、その点はちょっと詳しくありませんが弁護士の方にお願いしておりますので、その辺りはまたお聞きしておきたいというふうに思っております。

- 〇議長(福永 廣文君) 重久君。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) 回答は早目にわかったらすぐ言えば全議員に渡してほしい。それ ともチェックは働かんし人から聞かれたとっ何がどげんなっちょっか、何もいっかせんち。私が 言うんじゃなくて、行政が今度は対応しちょらんとやどと議員の一生懸命百条つくって一生懸命 して来年の3月で無事うまくいくように、無事3月でなんも問題が解決しましたようにいくよう に。今の話を聞くと、どうも3月でなんも決着がつくようには思わんから私は言っちょいだけ。 そしてこの時効になった場合の責任。事務訴訟の責任は誰かになると、私は最後はそこにいくの かなと思うんで、もしこれが230万戻さんで良かちこっで向こうが弁護士からいろんな言葉使 われるでしょうね。議会でいろんな百条で。結局は月給いまずっ無報酬で働いてきたやまびこ会 の定款を変え、月給40万にしたこっかいこげんなっとよ。10月、11月まで銭ぬもろちょっ さね相対的に40万にすると間でボーナスももろたというでたらめなことをして、それの今度福 祉法人関係のその中での理事会で値が決められたから、それは理事会で決めた報酬だって理事長 の責任がないと。ああじゃっとなと。こういうのがずっと言えば国が待機児童のためにいろんな 施策をしているのに、こういうのをしていればそして銭ぬ月給をもらえば、全国的に社会福祉法 人はいろんな問題を抱えていろんな事件が発生しています。国は、その内容はちょっと是正の方 向に走って、流れでごね得を許しちゃならないと絶対、町長どうなんですかこんな流れになって いますが、町民はこういうのを町長は契約しちょっとよねって5年間のねって。これはまた契約 をする方向の話を聞く。しかし技本的に来年の3月に議会に通しはすると、町長として考えたと きこのような事例があり発症している現代において町長の見解をお尋ね申します。

〇議長(福永 廣文君) 町長。

○町長(木佐貫辰生君) 指定管理をさしていただいて議会の議決をいただいたのが前理事長、前々理事長のときでございます。今回こういうふうな事案が発生したのが前理事長のときということで、そしてまたその前理事長が退任されまして、新しい理事長で正常化に向かっていくということでございますので、やはり町としまして指定管理は清流園でございますので。そちらのほうについて運営等を見ていますと、正常に適正、執行されております。そういう意味では本部会計とはまた別会計でございますので、そちらのほうは指定管理として今後も約束の期間、きちっとしていただくというつもりでございます。そういった意味では、この現在新しい体制の中でスタートしておりますのでその辺りできちっと、やはりこれからの三股を背負う子供たちの教育といいますか、保育とそういう面を担っておりますので、やはりしっかりと運営していただくという意味合いで、関心を持ちながら今回この評議委員会とか理事会の正常化とか、そういうものに現在は取り組んでおります。またそれ以外の10項目について10項目以外も一つ一つきちっと成果をだしながら、また報告したいというふうに思っております。

以上です。

○議員	(g 悉	重な	邦仁尹)	以上であります。
	(S) THE	モハ	TI 1 - 1 - 1	

.....

○議長(福永 廣文君) ここで昼食のために午後1時30分まで本会議を休憩いたします。

午後 0 時06分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長(福永 廣文君) それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。
発言順位8番、森君。

[1番 森 正太郎君 登壇]

○議員(1番 森 正太郎君) 発言順位8番、森正太郎でございます。私は、日本共産党を代表 いたしまして、一般質問を行います。それでは、通告に従いまして、質問してまいります。

まず、災害対策についてお伺いいたします。近年大規模な災害が各地で相次いでおります。自 治体の最大の役目は住民の生命と暮らしを守ることだと考えております。茨城県では、先週大雨 で鬼怒川が決壊し多数の建物が濁流にのみ込まれるという被害が出ております。亡くなった方も いらっしゃいます。ご冥福をお祈りしたいと思います。8月24日から25日にかけて、先月で すね、非常に強い台風15号が、宮崎県に接近をいたしました。本町でも大雨、暴風が吹き荒れ ました。本町の被害状況をお尋ねいたします。残りは質問席よりいたします。

〇議長(福永 廣文君) 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長(木佐貫辰生君) 本町の台風15号による被害状況のご質問ですが、まず先日の台風18号から変わった熱帯低気圧と、日本の東を北上する台風17号の影響で記録的な豪雨によりまして、甚大な被害に遭われた、宮城、茨城、栃木などの県民の方々に謹んでお見舞いを申し上げたいと思います。復旧には、多大な御苦労があろうかと存じますが、逆境を克服されるよう心からお祈りいたします。

さて、ご質問の台風15号の町内での被害の状況については人的被害はなかったものの、家屋の屋根等の一部破損等があり、風が強かったことから倒木などが多数発生いたしました。また、樺山・宮村地区においては1,700戸が停電し、日常生活に大きな影響を与えたところです。このような中、消防団員には長時間にわたり、安全対策や被害対策に迅速に対応いただき、あらためて感謝を申し上げるところであります。

町の対応等については、担当課長が説明をいたします。

〇議長(福永 廣文君) 総務課長。

○総務課長(大脇 哲朗君) 町の対応はどうかということでですね、質問いただいておりますので、私のほうから回答させていただきます。

今回の台風15号につきましては、石垣島において、最大瞬間風速71メートルを記録するなど猛烈な台風に発達し、中心気圧940ヘクトパスカルの勢力を維持したまま、25日の明け方に九州南西部に上陸したところでございます。宮崎地方気象台によりますと、この地域における台風15号の最大瞬間風速は33.3メートル、最大1時間降水量は38ミリメートルだったとのことで、風、雨とも大変強い台風でございました。町の対応につきましては24日午後にですね、台風15号状況報告会議を開催いたしまして、その中で午後5時に元気の杜を自主避難者のための避難所として開設することを決定し、地域包括支援センターにおいては、一人暮らしの要配慮者に避難の意思確認及び支援を行ったところでございます。最終的に避難者数は女性だけですけれども9世帯9人でございました。その後、大雨洪水警報の発令を受け、危機管理係に情報連絡室を設置し、台風の接近に伴い、庁舎内に副町長、総務課、都市整備課、環境水道課及び産業振興課を構成とする災害警戒室を設置し、台風対策に当たったところでございます。また、被害状況につきましては、台風通過後の25日の午後から26日にかけて、30の自治公民館長と職員2名体制で被害調査を実施したところです。この調査においては、重大な被害の報告はなかったところでございます。

以上です。

- 〇議長(福永 廣文君) 森君。
- ○議員(1番 森 正太郎君) すいません。災害対策は何時に設置とおっしゃいましたっけ。
- 〇議長(福永 廣文君) 総務課長。
- 〇総務課長(大脇 哲朗君) 災害警戒室ですか。警戒室はですね、午前1時半です。
- 〇議長(福永 廣文君) 森君。
- ○議員(1番 森 正太郎君) 遅くから本当にご苦労さまだなと思います。けが人がいなくてですね、本当によかったなと思うんですけれども、私も消防団に入っておりまして、その日は24日ですかね。22時から翌日の午前10時まで公民館に待機をして、交代で車両による巡回を行いました。新馬場はですね、三股ストアがあったところの大きい看板が風で飛んでまして、それを引き上げたりですね、そういう作業があったんですけれども、本当にあの時間でよかったなと、あれだけの大きな看板が、もし、車が通る時間に飛んでたら、本当にけが人が出たなこれはというような状況で、風も雨も強かったですし、消防団の方も本当に命がけと言っても大げさではないなという働きをされておりました。あの町の方の声を聞いてもですね、まあ役場の方の声を聞いてもですね、町の防災は実質、消防団頼みになっているという部分があるというふうな声を多く聞かれます。町としましても、消防団との連携を円滑にしてそういった役場での対策室、

警戒室と消防団と連携を円滑にするということは、住民の安全を守るという上でも大変重要なことだと思いますけれども、その災害時における消防団と役場との連携体制がどのようになっているかということをお尋ねしたいと思います。

- 〇議長(福永 廣文君) 総務課長。
- ○総務課長(大脇 哲朗君) はい、まずは前回の対応ですけれども、消防団は、日ごろより地域の安全・安心を守るため、昼夜を問わず献身的に活動をしてきておりまして、今回の台風においても24日の午後10時から翌25日の午前10時までですね、地域防災の中核として長時間にわたり、出動していただきました。消防団の協力により、避難支援から災害箇所の復旧に至るまで、迅速に対応できたものであり、今後も消防団との連携を強化し、災害に強い町づくりに取り組んでまいります。

先ほどですね、災害警戒室を設置したということで、この中にも団長、そして副団長を共に協議の中にいていただいて、町と連携を図りながら消防団のほうにも指示を出していただいておるところでございます。

以上です。

- 〇議長(福永 廣文君) 森君。
- ○議員(1番 森 正太郎君) 消防団のトップ2という方々が入られて連携を深めていかれているということでですね、連携も非常に大事ですので、円滑な連携をお願いしたいなと思うんですけど、平成27年度の予算を見ますと、消防費というのがありまして、こちらが全体で29億、今年度の予算でですね、2億9,028万8,000円。この中で、常備消防費というのが2億2,500万円ですね。この常備消防費というのは、都城の消防署の割合的なことですよね。で、非常備消防費というのがありまして、こちらが消防団の、言ってしまえば団に対する予算に対するということですね。こちらがですね、2,800万円で、消防署、都城消防署にかかってるお金がこの消防費全体の77.7%に上っております。こちらの非常備消防費のほうが9.6%ということでですね、私この数字を見ただけだと、どうもいびつではないかなと感じているんですけれども、その辺はどのようにお考えかお尋ねしたいんですが。よろしいでしょうか。
- 〇議長(福永 廣文君) 総務課長。
- ○総務課長(大脇 哲朗君) はい、予算書のほうをですね、本日持ってきておりませんので、消防関係の予算の割合というのは明確に答えることはできないのですけれども、常備消防ということで都城消防局への負担金というような形になると思いますけれども、そこにある車両それから専門の消防職員等の人件費等を、これで三股町が負担しているというところでございます。一方、消防、非常備消防のほうは言われたようにですね、消防団の経費でございますけれども、2,200万若干少ないように思いますけれども、一つはですね賃金、町の職員の人件費は町の

ほうで見ておりますので、そういう面もありますので、ただ単純にですね、ちょっと言い方悪いかもしれませんけど、消防団にかかる経費がそれだけであってですね、ほかのものは町の一般の方で見ているというところでございますので、単純には比較できないところだというふうに思います。

〇議長(福永 廣文君) 森君。

○議員(1番 森 正太郎君) その非常備消防費のほうが安いというのはボランティアでやられていることですし、職員の方のお給料が町から出てるということでいいんですけれども、その都城消防署に2億2,000万円っていうのが逆に高いんじゃないかなというふうに感じてるんですが、そこは、例えばですよ、消防車が駆けつけてくれるとか消防救急車が何台来てるとかですね、そういうことで果たしてつり合いがとれているんでしょうか、もし、その払い過ぎやちゅうのがあればですね、ここは直していかなければいけないんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〇議長(福永 廣文君) 総務課長。

○総務課長(大脇 哲朗君) 予算の説明のときにもですね、決算の説明のときにもですね、その 基準額の6割ということで、今都城と交わしておりまして、その額が先ほど言われた2億 2,000万という数字なんですね。これはですね、確かに以前はですね1市5町の時代はもう 少し負担の割合がですね、少なかったという経緯がございます。1市4町が合併して、三股町と 新しい都城市となった時に、この割合が6割に引き上げられたというところで、かなりうちのほ うもその時に、交渉を重ねたんですけれども県内の宮崎市周辺、延岡市周辺が同じような負担割 合をとっているという理由から、そうなってしまった経緯がございます。ただ、実績払いという わけにはこれいきませんので、仮にですね、ちょっと例え悪いと思いますけれども、三股町に消 防自動車が何回来た、救急車が何回来たというので出せば、ひょっとしたならば、もっと安い負 担でいいのかもしれません。一応協議の中でですね、三股町の中にも、消防局、消防署の、支所 あたりをつくっていただきたいという要望は出しておるんですけれども、南署が近いということ でですね、そちらもかなわなかったんですけれども負担割合としては、そういう流れになってお ります。

〇議長(福永 廣文君) 森君。

○議員(1番 森 正太郎君) この話あんまり長々してもしょうがないなと思ってるんですけれども、その何回来たかという実績ではなくて、防災という備えですからそのいざというときに果たして来れるのかということなんですよ。南署から例えばですね大火事があって宮村とか長田とか行くときに時間はどれくらいかかるとかですね、果たして本当にこれるのかと、それこそこの辺に分署をつくってもらうとか、やっぱりそういうことをして、いざというときに来れない金を

払っているっていうのはこれは間違っているかなと思いますので、ちょっとこの辺を考えていかなければいけないかなと思います。

それでは、次の質問にまいります。本町、比較的大災害が想定されにくい条件にあるのではな いかなと思います。というのも、海から遠いわけですから、津波の心配というのがそこまでなく ですね、氾濫して大洪水になるような太い河川もなく、やはりそう考えると心配なのは土砂災害 かなと思います。本町には土砂災害危険箇所が数多く存在し、平成17年に発生した台風14号 によっては、地すべりによって亡くなられた方もいらっしゃいます。こうしたことを受けまして、 防災施設の整備や防災計画が進められておりますが、こういう計画があるから全て安心というわ けではないんですけれども、防災計画をやっぱりしっかり立てていただいているというところで、 住民の皆さんにとっても心強いんではないかなと思います。本町の第5次総合計画を見ますと、 あらゆる災害危機、有事等に対応できる体制づくりが求められるというふうに第5次総合計画に はあります。あらゆる災害とは何か、先ほどあげたような台風、土砂崩れ、河川の氾濫、火事に 大地震、火山の噴火というのも、想定できると思います。いろいろありますけれども、今忘れて はならないのは、やはり原発事故ではないかなと思っております。忘れてはならないのに、忘れ がちではないのかなと最近よく思うのですけれども、東日本大震災における福島第一原発事故か ら4年半がたちました。福島の事故は全く何も終わっていないと言っても過言ではありません。 電源喪失によって制御不能になり、とけおちた核燃料は4年半たった今でもどこに行ったかわか らない。どこに行ったらわからないままで強烈な放射能を今も放ち続けております。現在、福島 第一原発では、7,000人以上もの方が作業にあたっています。これはどこにあるかわからな い核燃料に向けて、水をかけて一生懸命冷やしているんです。これは冷やさないと温度が上がっ て、さらに本当に強烈な放射能をこっから出してくるから、それを防ぐために今一生懸命に水を かけて冷やしているわけです。核燃料を冷やした水というのは当然燃料に触れているわけですか ら、放射能汚染水となり建物内にたまっていきます。今、その水をかけている冷却水と合わせて、 この福島第一原発には地下水も流入しておりまして、現在1日300トンの汚染水がふえ続けて おります。毎日300トンふえているんです。年間10万トン以上の汚染水がふえ続けることに なります。この核燃料を冷やすという作業が事故現場から核燃料を取り出して、それを処分する まで、処分場に処分をするまで続けないといけません。核燃料を取り出されるまで、一体何十年 かかるかわからないと言われております。今すぐ取り出すことはできないわけです。まず、人間 がいけません。行ったら即死します。ロボットを行かすとどうなるか、ロボットも壊れます。ロ ボットに使われている精密機械というのは、放射線に非常に弱く、ロボットも行ったはいいけど 帰ってこれないという状況に今なっております。このままとけた核燃料を取り出すことができな ければ、極端な話その自然に放射能が消えるまで待たないといけないんですけれども、この自然

に放射能が消えるというのは数万年単位と言われておりますので、取り出さない限りは、この数 万年単位で冷やし続けないといけないということは、これはもう常識的に明らかなわけです。福 島の事故はいつ終わるか、まだ誰にもわからないという状況ということです。

要するに、原発の事故というのは原因が何であれ津波が来た、地震が来た、管理がなっていな かった、人為的だった、故障したと原因が何であれ一度事故を起こしてしまうと現在の技術では 収束できないということです。こうした状況の中で、九州電力株式会社は8月11日に鹿児島県 薩摩川内市の川内原発1号機を再稼働させました。さらに、10月の中旬には2号機の再稼働も 予定されているということです。一度事故が起きたら、誰にも止められないという、そういう原 発は、一生懸命我々は止めると、動かすなと言ってまいりましたけれどもたくさんの、我々だけ ではないです。たくさんの市民の方が動かすな、福島も終わっていないのに何で動かすんだとい うことを大きな声で言ってきたにも関わらず、再稼働をしてしまったと。今そういう状況にあり ます。福島の事故の際に、使用済み核燃料の冷却ができなかった場合ですね、使用済み核燃料と いうのは、ちょっと説明が長くなって申しわけないんですけれども、福島の4つ、第一原発には 4号機までありまして、1、2、3号機までは動いてたわけです。4号機は止まってたんですけ れども、そこには使用済みの核燃料が保存されていたわけですね。この使用済み核燃料が問題で、 これがもし、人間が近づけなかったわけですから、これが、冷やせなかった場合、要するにプー ルの水の中に沈んでいたこの水が核燃料用の発する熱でどんどんどんどんこの水がなくなって、 要するに空焚きの状態ですね。空焚きの状態になってしまった場合は、これが最悪のシナリオと いうことで、東京を捨てなければいけないという事態になっていたわけです。その避難区域の距 離がですね、半径20キロメートル圏内の住民が避難対象になったという、これが内閣の原子力 委員会が発表している数字ですね、250キロ圏内。では、鹿児島県川内原発から本町までは、 90キロしかないんです。完全に避難区域の中に入っております。避難区域の内側に強制移住区 域というのがあります。これがですね、170キロ圏内なんです。この中にも、本町、三股町入 っているわけです。また、福島の事故の際には不幸中の幸いという言い方もなんですけれども偏 西風の働きによって8割から9割の放射性物質が太平洋に飛んで行ったと言われております。日 本地図を思い浮かべていただければわかりますけれども、川内原発の場合は、本町よりはるか西 の方にあります。偏西風によって放射能が流れてくる先は、こちら宮崎県都城三股町この霧島の 周辺ですね、こちらに流れてくるということになります。川内原発の過酷事故の場合には、本町 も避難区域もしくは強制移住区域に指定される可能性が非常に高いと言います。

以上のことから、1年11カ月の原発ゼロ状態が終わりを告げ、川内原発が動き出した以上、 本町住民の安全を守るためには川内原発の過酷事故を想定した災害対策が必須ではないでしょう か。川内原発、原発事故発生を想定した避難計画の策定もしくは原子力被災の想定が今現在ある かをお尋ねいたします。

- 〇議長(福永 廣文君) 町長。
- ○町長(木佐貫辰生君) ただいま、福島原発を含めてお話がございましたけれども、この川内原発が再稼働するということでありますけれども、それについての避難計画の策定というご質問でございますが、原発事故に関わる避難計画については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針に基づきまして、原子力災害対策重点区域を設定する都道府県及び市町村においては地域防災計画の中で当該区域の対象となる、原子力事業所を明確にした原子力対策、原子力災害対策案を定めると、これは法律で規定されているわけですね。この原子力災害対策重点区域は、今お話がございましたが、原子力施設の種類に応じて原子力施設からの距離を目安としておりまして、緊急時防護措置を準備する区域の距離を30キロというふうに指定しております。川内原発は本町との直線距離がご案内のとおり90キロでございまして、原子力災害対策重点区域内ではないことから、現在避難計画は策定していないところでございますけれども、東日本大震災における福島原発事故において広範囲に影響があったことを踏まえ、予防対策、応急対策、復旧対策について、今後本町の地域防災計画に定めたいというふうに考えているところでございます。
- 〇議長(福永 廣文君) 森君。
- ○議員(1番 森 正太郎君) 被災の想定はありますか。どういう被害があるかというのは。
- 〇議長(福永 廣文君) 総務課長。
- ○総務課長(大脇 哲朗君) 被災の想定なんですけれども、原発事故による被災についても、原 子力規制委員会が定める原子力災害対策指針に被災を想定した対応等が示されていますが、県及 び本町においては被害を想定したものはございません。

今年2月にですね、県南10市町で設置いたしました、宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会の幹事会が、7月に開催されたところなんですけれども、川内原発事故被災を想定した対策等も、検討すべきであるというご意見も出ておりまして、また県のほうにお問い合わせをしたところ、原発事故に関する行動計画等を見直す予定でありますと、市町村においても、県の見直しに合わせて、こういった被災を想定したものを入れ込むということで考えております。

〇議長(福永 廣文君) 森君。

以上です。

○議員(1番 森 正太郎君) 県の見直しに合わせて想定をするということなんですけれども、 そもそも被災の想定というか、いざ事故が起きたときにですね、どうなるかというのはやはり想 像をしておかなければいけないと思います。

また、避難計画というのも、もちろんその組織だって県を中心にして各自治体が考えるというのも、もちろんわかるんですけれども、やはり、鹿児島県の場合もそうです。県が率先して動い

てくれるという保障というのは、もうないということがわかっているので、本町でも町民の方から請願が出ております。川内原発2号機の再稼働の前に住民説明会を開いてくれ、三股町で開いてくれと。それは何でかと言うと、先ほど申し上げました通り、過酷事故が起きた場合に、ここ三股町も避難区域に入る可能性が非常に高いからと、何かあったら逃げないかんからと、そうした場合に町でも想定がないと原発からの説明がないというのでは、やはりここでいうことではないんですけれども、まだ原発を動かすべきではなかったんではないかなと思います。避難計画は必要だということはおっしゃいました、先ほど。しかし、現実に今ないわけですから、避難計画がないうちに新たな原発を次々動かすのはやめてくれということは住民の安全と命を預かる立場においては、それは言っていかなければならないんではないかと思いますけれども、どうお考えかお伺いいたします。

- 〇議長(福永 廣文君) 総務課長。
- ○総務課長(大脇 哲朗君) 先ほども言いましたとおりですね、今のところ県内は、そういう計画そして想定もございません。

まず、あの町村段階においては専門的な知識もございませんので、どうしても国、県からの情報をいただきながら、計画を策定していくし、想定もしていかなければならないというところから、今計画想定につきましては、そのような流れで取り組んでいきますと、しないわけではございませんで、やっていくと県も確認しましたので、それに合わせて市町村も行ってくださいというのを受けておりますので、そういう形で今後進めていくと。ただ、原発についてはうちのほうが言える立場ではございませんので、今計画と想定についてだけお答えいたします。

- 〇議長(福永 廣文君) 森君。
- ○議員(1番 森 正太郎君) これからするということなんですけれども、順番が逆だと思うんですよ。まだこっちは準備が整ってから動かすなということを、やはり、こちらが言っていく問題ではないと先ほどおっしゃいましたけれども、実際被害地元に入るわけですよ、この辺も、というか日本全体が原発の被害地元と言われておるわけです。だからこそ、放射線は、放射能放射性物質は県境でとまってくれるわけではございませんので、こちらから言わないという道理ではないのかなと、そういうことではないんじゃないかなと、私は思います。今回も、請願が審議されておりますけれども、それを受けましてまたこうどのように住民の命を守るために、責任を果たすためにはどうしたらいいのかなということは、これからも考えていかなければならないかなと思います。

それでは、次の質問にまいります。

衆議院の強行採決について、町長の考えを問うということで通告を出しておりましたけれども、 今、国会では非常に混乱を極め、この安保法制、安保関連法案関係の審議が、進んでいない、大 混乱のまま今山場を迎えているという状況でございます。6月に質問した際には、あのときは町長の答弁で、国民の大多数がこの安保法案に対して不安を抱いていると、安保法制法案の慎重審議と説明不足を指摘しており、集団的自衛権の限定容認論も、憲法との整合性また法的安定性から議論の余地があるということを示していると。この法案の重みを考えれば、国民への十分な説明と十分な論議審議の上、慎重に対処されることを強く望むところでございます、という答弁を6月議会でいただいております。

あれから 3 カ月たちましたが、どのような状況になったかと。 6 月時点では、私は質問の中で国会を 2 万 5 , 0 0 0 人もの方々が囲んだと。さらには、学者の会 7 , 0 0 0 人の学者の会が反対声明を出したと。こういうことを引用しまして、国民の反対運動も高まっていますということで質問いたしました。あれから時がたちまして、今どういう状況になっているか、 8 月 3 0 日の国会前行動では 1 2 万人の方が国会を囲み、そしてその後も 3 5 , 0 0 0 人という方々が国会に詰めかけ、そして今も多くの方々が、国会前でこの安保法案反対の声を上げております。

当時、国民の理解が十分進んでいないと思われていた、そういうふうに言われていた、安保関連法案がですね、時間がたつにつれて反対をする方が多くなってきたと、理解が深めば深むほど、国民の反対が大きくなってきたということでございます。国民の十分な理解の上、また慎重な審議の上、決めてほしいとおっしゃった町長に改めてお伺いしますけれども、今強行採決されようとしております、この安全保障関連法案について、どのようにお考えかお伺いいたします。

〇議長(福永 廣文君) 町長。

○町長(木佐貫辰生君) 一般質問の要旨では衆議院での強行採決について云々という町長の考えということでございましたけれども、現状ではですね、参議院の特別委員会で採決されようという状況であります。そういう中で、この法案についての町長の考え方ということなんですけれども、この憲法学者の大半が、この法案は憲法違反であるというような見解もございます。私としましては、砂川判決からですね、この集団的自衛権を導き出すというような、大変こう不思議な論法だなというふうに考えています。

そしてまた、こんな大事な法律をですね、こんなに急いで決める必要があるのかなという国民の声もございます。賛成派のほうからはこの一旦通して、そしてこの法律の理解していただける時間的に過ぎれば理解していただけるんではないかなというお話もございますけれども、やはりこの国民の声としては法律が通ることによってアメリカの戦争に巻き込まれるんじゃないかなという国民の不安の声もあるわけです。そういう意味合いでは、いろいろな声を聞きますとやはり、まだまだこの論議を尽くす必要、また理解を深める必要があるのかなというふうに思います。この安保法制がですが、日本を守る備えとなるのか、あるいは日本が無用の戦争に巻き込まれる分水嶺になるのか、非常にそういう意味合いではですね、非常に重要な法律でありますので、まだ

まだ議論をしてほしい、もっと国民に理解できるように説明をしてほしいというふうに思っております。

- 〇議長(福永 廣文君) 森君。
- ○議員(1番 森 正太郎君) まだまだ議論を深めてほしいと、本来でしたらですね、町長の答弁としては賛成か反対かってはっきり聞きたいところなんですけれども、ただですね、今、決まるか決まらんかというタイミングで、今のもうちょっとやってほしいというこの言葉非常に大きいんじゃないかと、私は思います。今決めろというのが、自民党、公明党を初めとして与党の声ですから、今決めろというのがとりあえず今そこなんです。今決めるのか、もうちょっと待つのかということでですね、この2つのうちの、やっぱりもうちょっと待ったほうがいいんじゃないかと、やっぱりこの町長のお考え、ぼくは、確かにそうだなとよく言ってくださいましたというふうにお伝えしたいと思います。

続きまして、次の質問にまいります。2014年度の国の補正予算で地方創生のための緊急措置として4,200億円の支援型交付金が計上されました。1つは地域消費喚起生活支援型交付金2,500億円ですね、もう一つは地方創生先行型交付金1,700億円となっております。この交付金を活用した施策の目玉として、本町ではプレミアム商品券の発行がされました。町内で使える1万3,000円分の商品券を1万円で販売するというものでした。このプレミアム商品券発行の成果と問題点がいろいろ上がっていると思います。改めて、お伺いいたします。

- 〇議長(福永 廣文君) 町長。
- ○町長(木佐貫辰生君) プレミアム付き商品券の発行事業につきましてはですね、6月開会の第 3回定例会の議会で最終日、全員協議会におきましてプレミアム付き商品券発行事業に関する検 証として報告をしたところでございますが、現在商品券の回収、換金も始まっておりますので、 その執行状況とも含めて、担当課長から回答をさせます。
- 〇議長(福永 廣文君) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(丸山浩一郎君)** それでは、プレミアム商品券につきまして、私のほうから回答 をさせていただきます。

この商品券につきましては、以前町商工会と総括を行いまして、再度議会の皆様へ報告するということにしておりましたけれど、今回の森議員のご質問がございましたので、中間報告を兼ねて、報告させていただきたいと思います。本年度のプレミアム付き商品券は、プレミアム率30%で、2万冊発行枚数は500円券で52万枚、発行総額としましては2億6,000万円となります。9月2日時点での回収状況というのをもらってきましたので、そちらのほうで報告させていただきますが、9月2日現在で、66%の回収、枚数にしまして34万3,546枚、その売り上げ額は1億7,177万3,000円というふうになっております。そしてまた、その

売り上げ店舗についてですが、全て今回は町の商工会加盟店舗が取扱い店舗になっております。 ですから、町商工会加盟店舗ということになりますが、1位がトライアル、2位がHEARTY ながやま、3位タイヨー・サンキュー、4位コスモス樺山店、5位Aコープ、6位コスモス三股 店というふうになっておりまして、7位にですね児玉ストアーが入っており、以下町内資本の店舗が続いております。1位から6位までは町外資本の店舗ということになります。

現時点での売り上げのうちの、この76.4%が、町外資本店舗ということになりますが、町 外資本による店舗での売り上げは4,049万5,000円、約23.6%となっております。こ れらのことからですね、今後の課題ということで考えておるところですが、まず販売方法につき ましては6月に報告しました反省点を改善するため、高齢者、障害者、妊婦など弱者対策として 販売日時や枚数を別枠として設定することなどや、住民を含めた実行委員会設置、販売冊数の制 限、雨天時を考慮した場所の設定などを、今後この発売があれば検討していくという考えになり ます。

次に、商品券の売り上げに関しましては、今回のプレミアム付き商品券のように、対象店舗が 町の商工会会員というふうになっている場合は、先ほど言いました町外資本であり、商工会会員 となっている大型店舗のほうにですね、その多くが偏ることは明白でもあります。数年前に実施 しました、プレミアム付き商品券の中で商工会会員であっても資本金とか店舗面積で制限を加え て出した商品券がありましてそのほとんどはですね町内資本店舗で使用された実績がございます。 このように、制御を加えることが可能であるような商品券の販売、この辺りを検討していく必要 かと考えています。

以上、今回のプレミアム付き商品券の発行事業に関わる成果と問題点についての中間的な報告という形でさしていただきます。

- 〇議長(福永 廣文君) 森君。
- ○議員(1番 森 正太郎君) 中間的な報告ということで今いただきましたけれども、ほとんどの商品券が町外の資本の店舗で使用されているということでですね、そもそもの狙いというのは、どういう狙いがあったんでしょうか。プレミアム商品券については。
- 〇議長(福永 廣文君) 企画政策課長。
- **○企画政策課長(鍋倉 祐三君)** この26年度の補正予算として今年の3月議会で予算化しました、27年度に繰り越しました地域住民生活等の緊急支援のための交付金、これは2つの交付金で構成されてたんですが、質問がありました交付金につきましては回復のおくれる地方の消費喚起や生活支援を目的とした、消費喚起生活支援型交付金事業であります。次の……。
- 〇議長(福永 廣文君) 森君。
- 〇議員(1番 森 正太郎君) 地域消費喚起生活支援型という使い方をされたということですよ

ね。この額面どおり受け取ってよろしいですね。ということはですね、その例えば、長期的な展望があってこれを起爆剤として、じゃあ来年以降はこういう効果があるだろうなというのは想定はなかった、今とりあえず、困っているから使ってくださいねということで発行されたということですね。そういうことですよね。

- 〇議長(福永 廣文君) 企画政策課長。
- **〇企画政策課長(鍋倉 祐三君)** 国からの指示ですね、全額は国からですが、できるだけ早く、 それも個人に対して発行しなさいという指示でした。
- 〇議長(福永 廣文君) 森君。
- ○議員(1番 森 正太郎君) 交付金を使った事業には、ほかにどのようなものがあったのかを お尋ねいたします。これは、どっちもですね、地域消費喚起型と地方創生先行型ですね。
- 〇議長(福永 廣文君) 企画政策課長。
- **〇企画政策課長(鍋倉 祐三君)** まず、消費喚起型ですね、これにつきましては市町村に対しましては圏域内、町内での消費喚起を目的としましたプレミアム付き商品券発行事業、あと都道府県のほうがですね、圏域外の消費を宮崎に呼ぶ込むということでふるさと名物商品、あと旅行券事業。
- O議員(1番 森 正太郎君) すいません、本町での使い道です。本町でのその交付金の使い道です。
- ○企画政策課長(鍋倉 祐三君) そういう役割分担があったんですということで、町村に対してはプレミアム付き商品券をしなさいと。その他の事業についてはですね、このプレミアム付き商品券の発行が困難な場合、そういうときのみですね、別のものを考えてもいいということだったんですが、本町としては、このプレミアム付きに取り組みましたので短期間での計画策定でもありましたので、他の事業を検討することはありませんでした。

もう一つの交付金ですね。地方創生の先行型交付金事業、これにつきましてはですね、まず、 地方創生の現在やっている策定事業ですね、こちらに使っております。あと、畜産性能向上事業 とか施設園芸対策とか、あと高校生のフードビジネスマッチング創生事業とかですね、あと少子 化対策、今回の医療費の無料化、こういう辺りも幅広く使っております。

- 〇議長(福永 廣文君) 森君。
- ○議員(1番 森 正太郎君) 少子化対策としてですね、ブックスタート事業とスタート事業等にも使われていると。小学生医療費助成事業、これは入院の無料化の財源にされたということですよね。では、お伺いしたいんですけれども、交付金がなければ実施されなかったということですか。
- 〇議長(福永 廣文君) 企画政策課長。

- **○企画政策課長(鍋倉 祐三君)** 午前中でのご質問でもお答えしましたが、今回のこの地方創生ですね、これはいずれ国の支援がなくなっても自立してやっていくことが前提となっておりますので、そういう今後、無くなってもできる事業ということで選定しております。
- 〇議長(福永 廣文君) 町長。
- ○町長(木佐貫辰生君) 今言われましたですね、この医療費の無料化。これにつきましては、当初予算でもですね、27年当初予算でも計上しておりまして、両方こう計上をしたわけですね。 一方のほうで、無理な場合はもう当初予算の自主財源でやっていこうというスタンスで取り組んだところです。
- 〇議長(福永 廣文君) 森君。
- ○議員(1番 森 正太郎君) 交付金があってもなくてもされたということですよね。 そうすると、この地方創生先行型交付金がきたからやったということは今回はなかったという ことですよね。新たなその事業として。ちょっと確認だけいいですか。
- 〇議長(福永 廣文君) 企画政策課長。
- **〇企画政策課長(鍋倉 祐三君)** 1つはその平成31年度までの総合戦略策定する人口ビジョンですね。ということもありますので、まずはそこにお金をつけたというとこでございます。
- 〇議長(福永 廣文君) 森君。
- ○議員(1番 森 正太郎君) はい、分かりました。先日楠原議員の質問の中でですね、町長が 三股町の良さのコンセプトについてと言われたときに町長は都城に隣接しているという地理的条件と子育てしやすい環境づくりだというふうにあげられました。

まさに、この2点が今ぱっと出てくる三股町の武器だということで町長はお考えだということで合ってますか。

- 〇議長(福永 廣文君) 町長。
- ○町長(木佐貫辰生君) 三股の良さはまだいっぱいあると思うんですよ。自然も豊かであるし人情も豊か。人、町そして自然いろんな意味合いでただ、今回の特記すべき事項という形で2つ絞ったわけなんですけど、まだまだたくさんあると思うんですけど。ただ三股町に住宅をつくるときにですね、三股町は都市計画税は本町の場合はとっておりません。ですから都城の用途区域では都市計画税はかかる。三股町に家を作ったときには、都市計画税はかからない。

そういう税金上のメリットもございます。そういう、いろんな意味合いでですね、三股町の良 さを理解していただいて、人口増につながっていくのかなというふうに思います。

- 〇議長(福永 廣文君) 森君。
- ○議員(1番 森 正太郎君) はい、前回の質問でも述べさせていただいたんですけれども、この子育てがしやすい街というブランドを確立するためには今が絶好の好機ではないかなと思いま

す。医療費の助成によって、医療費の削減が実現したという自治体があります。

ご紹介いたします。関東地方のある市ではですね、高校3年生までの医療費の助成を拡大して おります。

こちらはですね、全国の自治体で医療費をどう削減していくのかというのが大きな課題となってる中で、医療費の給付を抑制したり受診を制限したりする。そういう方法ではなく子供たちを早く受診をさせて早く治療することが重症となることを防ぎ、長期的には医療費増大を防ぐ財政的効果があると考えたそうです。

この医療費の助成をずっとやっていく中で、これいきなり効果が出るものではないみたいでですね、ずっとやっていく中でこの2年間で少しずつ効果があらわれてきましたと。国保の医療費が減少し、保険料の収納率が向上したというふうに発表されております。これがですね、例えば平成25年度分は一般会計からの繰り入れが8億円あったものが、決算時には6億円に減少し、そして翌年26年度には当初予算で6億円の繰り入れをしたと、それが決算時で4億円に減少していると、2年間で合計4億円も一般会計に戻しているという実績が表れているというふうに、こちらの市では言っております。こちらはですね、予算規模が230億円ですね。本町92億円でしたので、単純に計算すると2.5倍の規模というところになりますけれど、この4億円も一般会計に戻すことができたと三股に当てはめると1億6,000万円浮いたと、2年間で、いうふうに単純計算で捉えることができるのではないかなと思います。

この子供たちの医療助成の拡大がですね、もちろん国保財政の健全化に大きく貢献して、さらには介護予防事業も拡大をしていると。子供から、高齢者までこの予防活動に力を入れていることが国保財政の健全化として表れていると、こちらの自治体の方ではこの市長さんがおっしゃっております。

そこでですね、2016年度の新型交付金がどのような正確になるかわかりませんですけれども、今年ちょろっと新聞なんかで発表された金額によると、1,000億円程度になるんではないかと、小粒というふうに言われておりますけれども、オスプレイに3,600億円かけているんですけれどもね。小粒の予算は1,000億円程度ということに言われておりますけれども、これを機にですね、ペナルティを緩める動きというのも出てきております。このペナルティというのはなにかと言いますと、厚生労働省が7月の13日に子供の医療費などこの助成をしている自治体に対して、今までは補助金を減額するというようなそういう仕組みが今まであったわけですけれども、このペナルティを緩めて助成が拡大できるようにする方向で検討するということを厚生労働省も言い始めております。また全国市長会による、これは昨年ですね、昨年の10月の提言ですけれども、今自治体が独自にやっています、この子供の医療費の無償化を、国によって全国一律でやってくれというふうに全国市長会からもですね、提案が出ております。このように

今日本中で子供の医療費助成の拡大を実現しようという動きがどんどん高まってきております。 もしかしたら近い将来この国による子供の医療助成の拡大が実現するかもしれません。そうなる と、この国の福祉というものは大きく前進するのではないかなと思うんですけれども。しかし、 そうなってしまってからではですね、この子育てがしやすい町というブランドの話をすると、果 たして本町の特色と言えるでしょうか。昨日も池邉議員の質問の際にお話があったように、牛 1頭プレゼントで全国的な話題となりました、ふるさと納税。これもですね、今猫も杓子もふる さと納税だということで、今までは割と小規模な人口予算のところがやってきた、ふるさと納税 も大きいところもやるようになったと結果的に三股町も埋もれているというふうなお話がありま した。本町の特色を大きく出すことが難しくなってきているというふうに言われております。子 育てしやすい町づくりというこのコンセプトをブランドとするタイミングが今この瞬間、このタ イミングではないかなと思いますがいかがでしょうか。もし来年も交付金があれば子供の医療費 無料化の拡大に踏み切ってはいかがでしょうか。お答えください。

〇議長(福永 廣文君) 企画政策課長。

○企画政策課長(鍋倉 祐三君) 今年度より取り組んでおります、小学生までの入院時の医療費の無料化につきましては先ほどご説明しました、交付金事業を充てています。来年度からおそらくないでしょうから、一般財源ということになると思うんですが、ただ森議員がおっしゃいましたように、8月4日にまち・ひと・しごと、創生本部が決定した新型交付金の来年度の予算要求。これは、1,000億円ということでことしの前回の1,700億円を大幅に下回っているんですね。しかもですね、この1,000億円については先駆的な事業にしかやらないということを言っておりますので、ほとんど無料化とかそういうのには充てられないんじゃないかというふうに考えております。この辺のところを精査しながら、まず来年度から一般財源で臨時の医療費無料化をやっていきますので、その経過を見ながらまた検討していきたいと思っております。

〇議長(福永 廣文君) 森君。

○議員(1番 森 正太郎君) はい、ではですね、保険事業の充実ということはいかがかなということを提案いたしたいと思います。保険の事業というのは要するに病気にかからないようにしようと重症化を防ぐとかですね、そのかかってからのことではなくて、かからないようにどうしたらいいのかということだと思うんですけれども。同じ予防をするにも、ただ健康に気をつけて暮らしましょうというのではなくて、例えばその先に医療費の無料化があるぞということを念頭に置いた上で行うのではやり方が変わってくるのではないかなと思います。今すぐの医療費助成拡大は無理でも、将来的な、要するに医療費の無料化の拡大を前提とした、子供さんに対しての保険事業を、例えばこれぐらいまで医療費の抑制の基準を設けて、これくらい子供たちが健康になれば医療費の助成をしても良いんじゃないかと、そういう一定の目標を設けた保険事業に取り

組むというのはいかがでしょうか。この考えはいかがでしょうか。お伺いいたします。

- 〇議長(福永 廣文君) 企画政策課長。
- **〇企画政策課長(鍋倉 祐三君)** 今、いろんな議論というのを推進会議とか本部会議でもやって おりますが、今のご提案の案というのは今初めて聞きましたので、ちょっと調べてみたいと思い ます。
- 〇議長(福永 廣文君) 町長。
- ○町長(木佐貫辰生君) ただいま、三股町のブランドとして子育てに優しいまちというセールスポイントの1つが医療費の無料化が都城と比べて、三股町のほうが手厚いというので、今県内でも中学校までとかいろんな形で無料化というのが、されておりまして、児湯のほうでは保育料の無料化というのをいろんな意味合いで出されています。都城もなぜこうできないかとやっぱり、この管内は非常に児童数が多い。なかなか財政負担が大きいというのがありまして、なかなか踏み出せない部分がございます。この前の試算で前言っておりましたけれども、小学6年生までやれば6,000万ぐらいかかるんじゃないかと、この財源をどこから持ってくるかどこか減らさないとこれは持ってこれません。ですからそういう意味合いでですね、まだ今現在、精査しておりますけれどもどうにかこの医療費の無料化を1つ、チャレンジはしてみたいなと思います。

ただ、この医療費の無料化だけじゃなくて、子育で支援は、来年度に向けてやはりこの放課後児童対策、学童保育、そういう共稼ぎも非常にふえてきておりますので、そういう人たちが安心して子供を預けられる。そういう環境整備、非常に西小学校のほうはですね、今、今市のほうとそれと植木そして校区外ということで東原の児童館を使っております。その辺りのところをどうにかやはり学校の近くに施設整備をしたいなというふうに考えております。そういうふうなトータル的にこの子育でに優しい町というところを1つひとつの事業を充実させていきたいなと、またファミリーサポートセンターとか子育で支援センターもございますので、そういう意味合いで全体的なブランドとしてやっていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

〇議長(福永 廣文君) 森君。

○議員(1番 森 正太郎君) 全体的な子育てしやすい町ということで、今お話いただいたのですけれども、そのブランドというのは、やはり分かりやすいものがブランドになるわけでですね、もちろん全体的な子育て支援をしていただいてるということでその中の一つとして子供の医療費が無料化があると、無料の助成の制度があるというのがそのうちの一つだというふうにおっしゃっていただいたわけですけれども、インターネットを見ますと、この子供の医療費が無料のところに住んでいる、お母さんは勝ち組だというふうな表現をされていたりするわけですね。要するにその一覧表になって自分が自分の生活圏内で1番子供の医療費が安いのはどこかな、と見まし

て、そこにわざわざ引っ越していって子供さんを産んで育てると、中にはそういう方もいらっしゃるわけですね。だからそういうときにもちろん6,000万円の向上財源が必要だということは前回もお話がありましたので、その財源はどうするのかということはもちろんあります。ですから先ほど、ちょろっと今初めて聞きましたとおっしゃいましたけれども、私も今初めて言ったんですけれども、保険事業ですね、保険事業の冠に子供の医療費の助成を無料化を前提としたという冠があるのとないのとでは、だいぶイメージは違うのかなと思いますので、そういうところも1つ考えていただいてですね、イメージ勝負だと思います。ふるさと納税にしても牛1頭、牛1頭来るんじゃないかと、どういうふうに持ってくるんだというふうな、そういうちょっとわくわくした感じがあったからこそ、ふるさと納税も三股町ってすごいなとなったと思いますので、そういうところもやっぱり、たくさんいろんな情報がある中で、どういうふうに三股をチョイスしていただくのかということで、いろいろ私も微力ながら頑張って尽くさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長(福永 廣文君) それでは、以上で本日の全日程を終了いたしましたので、これをもって 本日の会議を散会いたします。

午後2時29分散会

平成27年 第5回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第5日)

平成27年9月18日(金曜日)

議事日程(第5号)

平成27年9月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑(議案第65号から議案第82号、議案第84号から議案第87号、議案第 90号の23議案、請願第1号)
- 日程第3 討論・採決(議案第65号から議案第82号、議案第84号から議案第87号、議 案第90号の23議案、請願第1号)
- 日程第4 意見書案第5号上程
- 日程第5 質疑・討論・採決
- 日程第6 常任委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第7 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑(議案第65号から議案第82号、議案第84号から議案第87号、議案第90号の23議案、請願第1号)
- 日程第3 討論・採決(議案第65号から議案第82号、議案第84号から議案第87号、議 案第90号の23議案、請願第1号)
- 日程第4 意見書案第5号上程
- 日程第5 質疑・討論・採決
- 日程第6 常任委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第7 議員派遣について

出席議員(12名)

1番	森正	E太郎君	2番	楠原	更三君
3番	福田	新一君	4番	池邉	美紀君
5番	堀内	義郎君	6番	内村	立吉君
7番	福永	廣文君	8番	指宿	秋廣君

 9番
 重久
 邦仁君

 11番
 山中
 則夫君

10番 池田 克子君 12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 山元 道弥君

書記 山田 直美君

書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

 町長
 木佐貫辰生君
 副町長
 西村 尚彦君

 教育長
 宮内浩二郎君
 総務課長兼町民室長
 大脇 哲朗君

 企画政策課長
 鍋倉 祐三君
 税務財政課長
 上村 陽一君

 町民保健課長
 内村陽一郎君
 産業振興課長
 丸山浩一郎君

 都市整備課長
 兒玉 秀二君
 環境水道課長
 西畑 博文君

 教育課長
 永吉 雅彦君
 会計課長
 財部 一美君

福祉課課長補佐 … 有川 順一君

午前10時00分開議

○議長(福永 廣文君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1. 常任委員長報告

○議長(福永 廣文君) それでは、日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務産業常任委員長よりお願いいたします。池邉君。

〔総務産業常任委員長 池邉 美紀君 登壇〕

○総務産業常任委員長(池邉 美紀君) おはようございます。総務産業常任委員会の報告を行います。

本委員会に付託された案件は、第70号、71号、72号、73号、74号、75号、76号、

78号、79号、85号、86号、87号、請願1号の計13件でございます。以下、議案ごと に説明させていただきます。

まず、議案第70号「平成26年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の 認定について」でございます。

本案は、平成26年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計の歳入決算額5,164万 8,641円、歳出決算額5,070万2,702円、翌年度繰越額94万5,939円とするもの であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第71号「平成26年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入 歳出決算の認定について」でございます。

本案は、平成26年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計の歳入決算額3,863万5,995円、歳出決算額3,823万6,133円、翌年度繰越額39万9,862円とするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第72号「平成26年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 について」でございます。

本案は、平成26年度三股町公共下水道事業特別会計の歳入決算額3億9,438万7,231円、 歳出決算額3億7,859万3,749円、翌年度繰越額1,579万3,482円とするものであ ります。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第73号「平成26年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」でございます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、剰余金の処分について議会の議決を 求め、さらに同法第30条第4項の規定に基づき、決算について議会の認定を求めるものであり ます。

初めに、剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金1億8,187万3,452円のうち、1,400万円を減債積立金に積み立て、3,000万円を建設改良積立金に積み立て、1億3,696万5,324円を自己資本金に積み立て、残余90万8,128円を翌年度に繰り越そうとするものであります。

次に、決算において、平成26年度は施設整備更新事業として、第4配水池No.1の築造工事、中央浄水場の場内配管工事などに取り組んだほか、新設配水管の布設工事や老朽管の布設が え工事を施工し、良質な水の安定供給と健全経営に努めてまいりました。 決算の状況につきましては、収益的収入及び支出において、消費税抜きで収入額が3億9,395万1,413円、支出額が3億2,634万8,559円となり、当年度純利益が6,760万2,850円となりました。

一方、資本的収支及び支出においては、消費税込みで収入が1億3,450万8,015円、支 出額が3億3,386万8,114円となり、差し引き不足額1億9,936万99円については、 減債積立金、建設改良積立金、当年度分損益勘定留保資金ほかで補塡したものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第74号「三股町空家等の適正管理及び有効活用に関する条例」でございます。

本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法が、ことし5月に全面施行されたのに伴い、本 町における実効性のある空き家等の適正管理の促進とともに第三者への貸与や、まちづくりに寄 与する目的への転用など、空き家等の有効活用の促進を図ることを目的として、条例を制定する ものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第75号「三股町特定個人情報保護条例」でございます。

本案は、平成25年5月31日に公布された、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法の趣旨を踏まえ、町が保有する特定個人情報の適正な取り扱いを確保するとともに、特定個人情報の開示の請求等の権利を保障することを目的として、条例を制定するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第76号「三股町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例等の一部を改正する条例」でございます。

本案は、三股町暴力団排除条例の適正な運用を行うため、各条例に追加し、改正をするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第78号「三股町税条例の一部を改正する条例」でございます。

地方税法の一部を改正する法律が、第189回通常国会において可決され、平成27年3月31日に公布されたところであり、これに伴い、三股町税条例について所要の改正措置を講ずるものであります。

改正の内容としましては、地方税法の総則に定められた徴収猶予等に係る規定が条例委任されたことに伴う規定の準備、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律、番号法の施行に伴う所要の条文整理、その他の条文整理として、町民税ほか各税の減免の 申請期限を変更する改正などが主なものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第79号「三股町企業立地促進条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、企業立地の促進に資するため、立地された企業への優遇措置を拡充することを目的に、条例の一部を改正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第85号「平成27年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号)」であります。

本案は、歳入歳出予算の総額4,878万4,000円に、歳入歳出それぞれ344万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,222万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び平成26年度決算に伴う繰越金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、処理施設修繕料及び平成26年度決算に伴う一般会計への繰出 金を増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第86号「平成27年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正 予算(第1号)」であります。

本案は、歳入歳出予算の総額3,825万5,000円に、歳入歳出それぞれ48万8,000円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,874万3,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び平成26年度決算に伴う繰越金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、平成26年度決算に伴う一般会計の繰出金を増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第87号「平成27年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」であります。

本案は、歳入歳出予算の総額4億4,114万5,000円に、歳入歳出それぞれ1,499万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれ4億5,614万3,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を減額補正し、平成26年度決算に伴う繰越金を増額補正するものであります。

歳出の主なものについては、4月の人事異動に伴う人件費の増減補正及び平成26年度決算に伴う一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、請願第1号「鹿児島県川内原発再稼働について公開住民説明会を求める請願書」 であります。

本案は、九州電力株式会社の社会的説明責任として、川内原発2号機の再稼働前に、三股町内で公開住民説明会を開催することを求める決議を行うとの請願であります。

慎重に審査した結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

なお、少数意見の留保が出ております。そちらを報告します。

川内原発でもし事故が起こり、放射能が漏れれば、三股町にも影響が考えられる。付近住民や 鹿児島県には、それなりの補助金が出ているのに、こちらには出てこない。

経済産業委員会で、原子力規制委員会の田中委員長が安全でないと言っている。原発の住民に 対する説明会の要望なので、九電に対してすべきとの意見でありました。

以上、報告を終わります。(発言する者あり)

はい、わかりました。議案の概要がありまして(発言する者あり)以上です。

○議長(福永 廣文君) 次に、文教厚生常任委員長よりお願いいたします。楠原君。

〔文教厚生常任委員長 楠原 更三君 登壇〕

○文教厚生常任委員長(楠原 更三君) おはようございます。文教厚生常任委員会の審査の結果 を、議会会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第66号、67号、68号、69号、77号、81号、82号、84号、90号の計9件です。以下、案件ごとに説明いたします。

議案第66号「平成26年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳 入決算額32億8,869万8,601円、歳出決算額30億7,785万4,709円、翌年度繰 越額2億1,084万3,892円となっております。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第67号「平成26年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額2億3,958万9,491円、歳出決算額2億3,719万3,304円、翌年度繰越額239万6,187円となっております。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第68号「平成26年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、 歳入決算額20億9,241万8,151円、歳出決算額20億6,189万304円、翌年度繰 越額3,052万7,847円となっております。 慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第69号「平成26年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定 について」、歳入決算額1,296万6,760円、歳出決算額1,253万5,501円、翌年度 繰越額43万1,259円となっております。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第77号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、本案は、平成28年1月1日から運用開始になるマイナンバー制度の導入に当たり、全住民に対し、交付される通知カード及び本人の申請に基づき交付する個人番号カードについて、それぞれのカードを紛失や破損等により再交付する場合、手数料を徴収するため、条例の一部を改正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号「平成27年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」、本案は、歳入歳出予算の総額34億9,907万1,000円に、歳入歳出5,525万6,000円を 追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億5,432万7,000円とするものです。

歳入の主なものとしましては、番号制度構築事業の繰入金及び平成26年度収支決算書による 繰越金を増額補正するものです。

歳出の主なものとしましては、平成26年度国保事業費等精算による国庫支出金の償還金及び 一般会計への繰出金を増額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号「平成27年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)」、本案は、歳入歳出予算の総額2億3,803万4,000円に、歳入歳出それぞれ503万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,307万1,000円とするものです。

歳入の主なものとしましては、番号制度構築事業の繰入金及び平成26年度収支決算による繰越金を増額補正するものです。

歳出の主なものとしましては、総務費及び保険事業費の委託料及び一般会計への繰出金を増額 補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号「平成27年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)」、本案は、歳入歳出予算の総額1,334万9,000円に、歳入歳出それぞれ45万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,380万7,000円とするものです。 違えにつきましては、一般合計編入会、編載会を増額補正し、違いの方なれのとしましては

歳入につきましては、一般会計繰入金、繰越金を増額補正し、歳出の主なものとしましては、 総務費の負担金補助及び交付金及び一般会計への繰出金を増額補正するものです。 慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号「平成27年度三股町介護保険特別会計補正予算(第3号)」本案は、先日、全体審議されました議案第83号を受けて、歳入歳出予算の補正を行うもので、歳入歳出予算の総額20億7,202万6,000円に、歳入歳出それぞれ4,609万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,812万円とするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の審査の結果についての報告を終わります。

- ○議長(福永 廣文君) 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いいたします。堀内君。〔一般会計予算・決算常任委員長 堀内 義郎君 登壇〕
- **〇一般会計予算・決算常任委員長(堀内 義郎君)** おはようございます。それでは、一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告をいたします。

当委員会に付託された案件は、議案第65号「平成26年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」と、議案第80号「平成27年度三股町一般会計補正予算(第2号)」の2件でございます。以下、ご説明いたします。

まず、議案第65号「平成26年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」ですが、平成26年度一般会計において、歳入決算額104億2,984万1,677円、歳出決算額101億38万2,458円、翌年度繰越額2億3,195万4,019円となり、剰余金をもっての決算となっています。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第80号「平成27年度三股町一般会計補正予算(第2号)」でございます。 本案は、国、県の補助内示決定及び事業の追加によるもののほか、当初予算で計上できなかっ た経費等についての所要の補正措置を行うものでございます。

歳入歳出予算額の総額93億3,228万円に、歳入歳出それぞれ3億571万3,000円を 追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億3,799万3,000円とするものです。

今回の補正予算では、平成26年度一般会計補正予算(第7号)においてご承認いただきました地方創生先行型交付金対象事業につきまして、平成27年度当初予算に計上している同一事業の事業費を減額いたしました。

それでは、費目ごとにご説明いたします。

まず、歳入についての主なものをご説明いたします。

地方特例公債交付金及び地方交付税は、交付決定により増額補正するものでございます。

国庫支出金は、番号制度構築事業のほか、地方創生先行型交付金等の国庫補助金を増額補正するものでございます。

県支出金は、子ども子育て支援整備交付金に係る民生費県補助金ほか、農林水産業費県補助金 を増額補正するものでございます。

繰入金は、特別会計繰入金に、国民健康保険特別会計のほか、特別会計の前年度決算に伴う精 算返還金を増額し、基金繰入金は、財政調整基金ふるさと未来基金から繰入金をそれぞれ減額補 正するものでございます。

繰越金は、前年度決算に伴う剰余金を増額補正し、諸収入については、過年度収入としての後期高齢者医療費給付に係る過年度精算返還金等を増額補正するものでございます。

町債は、臨時財政対策債を減額補正するものでございます。

次に、歳出について主なものをご説明いたします。

総務費は、企画費において、地方創生ふるさと三股PR事業の需用費、役務費及び委託料等を 増額補正し、庁舎管理費を庁舎空調設備整備事業完了に伴い減額補正し、電算管理費及び戸籍住 民基本台帳費においては、番号制度構築事業により委託料を増額補正するものでございます。

民生費は、社会福祉費において、厚生労働省所管の番号制度構築事業に係るシステム改修費を 一般会計分で委託料、特別会計分で繰出金を、また交付税決定に伴う国民健康保険特別会計への 財政安定化支援事業繰出金を、それぞれ増額補正するものでございます。

次に、児童福祉においては、番号制度構築事業による委託料を増額補正し、地方創生先行型事業による小学生医療費は、減額補正するものでございます。

衛生費は、都城地域健康医療ゾーン整備事業補助金を増額補正し、地方創生先行型事業により、 特定不妊治療費助成等は減額補正するものであります。

また、前年度精算による衛生センタ―負担金の精算は、増額補正するものでございます。

続きまして、農林水産業費は、農業集落排水事業繰出金を、多面的機能支払い交付金は活動組織増分をそれぞれ増額補正し、施設園芸振興対策事業補助金は、地方創生先行型事業により減額補正するものでございます。

続いて、土木費は、道路橋梁費において道路維持費、補修費等を、工事請負費等を、住宅費は、 番号制度構築事業による委託料を、それぞれ増額補正するものでございます。

続きまして、教育費は、教育総務費において実績に伴う奨学資金貸付基金等を減額補正し、保 健体育費は、野球チーム合宿誘致に係る備品購入費を増額補正するものでございます。

続きまして、諸支出金については、前年度繰越金の2分の1を財政調整基金に積み立てし、予 備費は収支の調整額を補正するものでございます。

次に、債務負担行為補正についてご説明を申し上げます。

図書館システム導入事業が、一件については数年にわたり債務が発生するということでございまして、債務負担行為をそれぞれ設定するものでございます。

最後になりますが、地方債補正についてご説明を申し上げます。

地方債補正については、臨時財政対策債の限度額を3億2,348万8,000円と補正するものでございます。

以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決するべきと決しました。 以上で報告を終わります。

日程第2. 質疑(議案第65号から議案第82号、議案第84号から議案第87号、議案第 90号の23議案、請願第1号)

〇議長(福永 廣文君) 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いいたします。

なお、質疑は1議題につき、1人3回以内となっておりますので、ご協力をお願いいたします。 なお、議案多数でございますので、まず、議案第65号から75号までについて質疑のある方 は、質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) なしと認めます。

続きまして、76号から最後の90番までの議案について質疑ございませんか。森君。

○議員(1番 森 正太郎君) 議案76号について質疑をいたします。

議案76号の中の三股町の公園の条例に関して、この文言についての討議はありましたか。お 尋ねいたします。

- 〇議長(福永 廣文君) 池邉委員長。
- ○総務産業常任委員長(池邉 美紀君) どの部分の文言でしょうか。
- 〇議長(福永 廣文君) 森君。
- ○議員(1番 森 正太郎君) 失礼いたしました。三股町立公園条例の一部改正の中の使用の制限の第3条の2、「次の各項に該当するときは、利用の取り消し、または中止を命ずることができる。(1)」この後です。「公安もしくは公益を害し」という文言についての討論は行われましたか。
- 〇議長(福永 廣文君) 池邉君。
- ○総務産業常任委員長(池邉 美紀君) その部分の説明は受けております。
- ○議長(福永 廣文君) よろしいですか。
- 〇議員(1番 森 正太郎君) わかりました。
- ○議長(福永 廣文君) ほかに質疑ございませんか。

〇議長(福永 廣文君) はい。

日程第3. 討論・採決(議案第65号から議案第82号、議案第84号から議案第87号、 議案第90号の23議案、請願第1号)

○議長(福永 廣文君) それでは、日程第3、討論・採決を行います。

議案第65号「平成26年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第65号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、 原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 異議なしと認めます。よって、議案第65号は議案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第66号「平成26年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第66号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 異議なしと認めます。よって、議案第66号は、原案のとおり認定されました。

議案第67号「平成26年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対の討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第67号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 異議なしと認めます。よって、議案第67号は、原案のとおり認定されました。

議案第68号「平成26年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第68号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 異議なしと認めます。よって、議案第68号は、原案のとおり認定されました。

議案第69号「平成26年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第69号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 異議なしと認めます。よって、議案第69号は、原案のとおり認定されました。

議案第70号「平成26年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第70号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 異議なしと認めます。よって、議案第70号は、原案のとおり認定されました。

議案第71号「平成26年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認 定について」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第71号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 異議なしと認めます。よって、議案第71号は、原案のとおり認定されました。

議案第72号「平成26年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を 議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(福永 廣文君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第72号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 異議なしと認めます。よって、議案第72号は、原案のとおり認定されました。

議案第73号「平成26年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第73号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり可決及び認定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 異議なしと認めます。よって、議案第73号は、原案のとおり可決及び 認定されました。

議案第74号「三股町空家等の適正管理及び有効活用に関する条例」を議題として、討論・採 決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第74号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は、原案のとおり可決 されました。

議案第75号「三股町特定個人情報保護条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。森君。

○議員(1番 森 正太郎君) ただいま議題になっております議案第75号「三股町特定個人情報保護条例案について」、反対の立場から討論いたします。

この条例は、マイナンバー制度施行に伴う条例でありまして、マイナンバー制度はその一人の個人情報を一つの番号に全てひもつけをして、国が管理をするという制度であります。

この制度に関しては、さまざまな行政手続が簡単になるというメリット半面、一たび個人情報 が流出すれば全ての、その人個人の全ての情報が流出してしまうおそれがあると言われておりま す。

大したメリットもないのに、大きなデメリット、リスクを負わされると、そういう大変危険な 制度であると考えますことから、この特定個人情報保護条例案については反対をさせていただき ます。

○議長(福永 廣文君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

ご異議があるようですから、起立により採決いたします。

議案第75号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員 の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(福永 廣文君) 起立多数であります。したがって、議案第75号は、原案のとおり可決 されました。

議案第76号「三股町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例等の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。森君。

○議員(1番 森 正太郎君) ただいま議題に上がっております議案第76号「三股町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例等の一部を改正する条例」案につきまして、三股町公園条例の一部改正の中の、使用の制限。飛ばしまして、「(1)公安もしくは公益を害し、または風俗を乱すおそれがあると認められるとき」この一文に関しまして、「公安もしくは公益」という言葉について、非常にたくさんの解釈が生まれるおそれがあり、基本的人権を侵害するおそれのあるというふうな事例も過去に起きております。

説明の資料のほうには、別の言葉に言いかえてある文書、例えば秩序を乱すとか、そういうふうな、もう少し明確な言葉でこれに入っていれば、そのような拡大解釈も起こる危険性も少ないのかなと思うんですけれども、今、国会でも、解釈一つで本当に重大なことがたくさんかえられようとしております。「その長、トップの人間の考えによってさまざまな解釈ができるような条

例はよろしくないと考えますので、反対の立場から、討論させていただきます。

○議長(福永 廣文君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

ご異議があるようですから、起立により採決いたします。

議案第76号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員 の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(福永 廣文君) 起立多数であります。したがって、議案第76号は、原案のとおり可決 されました。

議案第77号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 討論もないので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第77号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) ご異議があるようですから、起立により採決をいたします。

議案第77号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員 の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(福永 廣文君) 起立多数であります。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

議案第78号「三股町税条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。 これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(福永 廣文君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(福永 廣文君) 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第78号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) ご異議があるようですから、起立により採決をいたします。

議案第78号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員 の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(福永 廣文君) 起立多数であります。したがって、議案第78号は、原案のとおり可決 されました。

議案第79号「三股町企業立地促進条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を 行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福永 廣文君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第79号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は、原案のとおり可決 されました。

議案第80号「平成27年度三股町一般会計補正予算(第2号)」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。森君。

○議員(1番 森 正太郎君) ただいま議題に上がっております議案第80号「三股町一般会計 補正予算について」、反対の立場から討論いたします。

こちらのほうでも、やはりマイナンバー関連の予算が組み込まれております。

理由は先ほどと一緒ですので、省いてもいいですか。

- 〇議長(福永 廣文君) はい。
- ○議員(1番 森 正太郎君) いいですか、はい。反対をいたします。
- ○議長(福永 廣文君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

ご異議があるようですから、起立により採決いたします。

議案第80号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに 賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(福永 廣文君) 起立多数であります。したがって、議案第80号は、原案のとおり可決 されました。

議案第81号「平成27年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」を議題として、 討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福永 廣文君) 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第81号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) ご異議があるようですので、起立により採決をいたします。

議案第81号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成議員の 起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福永 廣文君) 起立多数であります。よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

議案第82号「平成27年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)」を議題 として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第82号は、文教厚生常任委員長報告のように、原案のとおり 決することに異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 異議なしと認めます。よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

議案第84号「平成27年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第84号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 異議なしと認めます。よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

議案第85号「平成27年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」 を議題として、討論・採決を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第85号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 異議なしと認めます。よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

議案第86号「平成27年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福永 廣文君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第86号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 異議なしと認めます。よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

議案第87号「平成27年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福永 廣文君) 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第87号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 異議なしと認めます。よって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

議案第90号「平成27年度三股町介護保険特別会計補正予算(第3号)」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福永 廣文君) 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

議案第90号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) ご異議があるようですので、起立により採決いたします。

議案第90号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員 の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(福永 廣文君) 起立多数であります。よって、議案第90号は、原案のとおり決しました。

次に、請願第1号「鹿児島県川内原発稼働について公開住民説明会を求める請願書」を議題と して、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。指宿君。

○議員(8番 指宿 秋廣君) 委員長の報告は賛成少数ということで、その意見に反対する立場 から発言をいたします。

川内原発の問題ですが、今まで、夏も、原発がとまっても何ら差しさわりなく生活ができていました。今なぜ原発を動かさなければならないのか、至って疑問であります。

九州は、皆さんご存じのように火山が列をなしています。桜島、今、阿蘇がきています。その前は、我々も被害をこうむった新燃岳が爆発しました。西風でわかるように、もし、一度、間違えを起こしたら、この三股町に影響があるのも明々白々であります。

例え東風が吹いたとしても、軽石がもし湾内に流れ込めば、冷却水は完全に麻痺すると言われています。

今、日本で一番厳しい、世界で一番厳しい基準で、日本は原発を動かしていると言われる人がいます。

しかし、もし、福島原発はどうだったんでしょうか、一番厳しい基準でつくったはずであります。その原発がやられてしまった。今なお、その原因、それから収束、全て不明であります。

今どこにあるのか、どうしたいのか、何年もつのか、その避難生活をどうしなければいけないのか、福島原発のときに避難した人は、ほぼ都城市民に匹敵する人たちが避難しました。死んだ人は、震災もひっくるめると三股町に匹敵する人が死んで、あのような被害が出てきました。

原発だけとると、今なお、どうしていいのかわからない。オリンピックで収束している、全て ブロックしているというふうに安倍首相は世界の前に発信されました。

しかし、収束しているでしょうか、全然収束していない。こういう分からないにしているとい うことすらわからない。

こういう状態の中で、三股町に影響があるかもしれない川内原発が、「安全だ」とただその一 言だけで、不安に思ってる人たちに説明すらしない、求めないというのは至って不合理だという ふうに思います。

九電であれば、もし安心安全と言えば、説明を求めれば来るんではないか、来て説明を、「安心ですよ、そんなに心配されることありませんよ」というふうにするんではないのかというふうに思っております。

したがって、せめて九電さん、説明会を開いてくださいという立場から討論いたします。 以上です。

- ○議長(福永 廣文君) ほかにございませんか。桑畑君。
- ○議員(12番 桑畑 浩三君) 私も、委員長の報告に反対の立場から討論したいと思います。 総務委員会では、最初、全会一致でこの請願は可決すると決めました。それは、池邉委員長が 反対する議員を説得して、賛成に回ってくれということで、全会一致で可決しようということに なったんですよ。

それが、その後、15日に全協の後、池邉委員長から総務委員会の招集がかかりまして、何じゃろうかいっち思うて行ったら、この案件なんです。議長から再議に付すようにと言われたと、だから総務委員会を開くんだっち言うんです。

一事不再議というのは議会運営のイロハなんですよね、議長。それを再編に付すようにという 指示をするというのはどういうことですか。それは、イロハのイの字も知らんちゅうことでしょ う。そういうことじゃあ、議会運営がうまくいくはずがない。

再議するに付せば混乱を招くだけです。だから、一事不再議の大原則というは現としてあるわけです。だから、そういう議長じや困ると、山元局長ももっとしっかり補佐せよと言いたいです。それで、池邉委員長にあっては、その再審議をする委員会の中で、2人が反対し、2人が賛成し、それで委員長採決になった場合ですが、前回とは違って今度は反対に回って、それで反対多数で可決されたわけです。

だけど、委員長が議運の副委員長でもありますので、議長から再審を付されたら拒否するようでなきゃだめです。そういったふうに、もっとしっかりとしてほしいと思います。

曖昧な採決や、曖昧な賛否の態度や、そういうことであってはならないというふうに思います。 だから、この点を今後こういうことがないように戒めて、反対討論をしたいと思います。

川内原発は、もう31年経過して老朽化しております。それで、4年間休んでましたので、あっちこっちが腐食しているだろうと思います。

したがって、世界一厳しい基準と言いながら、再稼働した途端に配管が破れたということが起きました。

だから、安全だ安全だと、九電はそう言うんです。

しかし、一旦事故が起きたら何の責任も取りきらんくせに、九電の社長やらみんな推進しています。

これは、やはり今度は第2号機が再稼働すると言いますが、鹿児島県は11月から住民説明会に入るそうです。そうした場合に、鹿児島県も宮崎県もないですよ都城も薩摩藩なんじゃから、 当然、九電は、三股でも皆不安に思ってるんだから、説明、そういう要求があったら、説明会に 応じるべきですね、私はそう思います。

だから、2号機にもいろいろ問題があるようです。だから、そういう点も問いただしたいし、 もっとしっかり説明を聞いて、我々も安心したいわけです。

だから、説明会を求めるのに何で反対をするのかと、私はわかりません。当然、九電は説明する義務があります。そういうふうに思います。

以上です。

- 〇議長(福永 廣文君) ほかに。森君。
- ○議員(1番 森 正太郎君) 反対の立場から討論をいたします。

原発の安全性とか福島の事故の現状というのは、きのうの質問でさんざん述べましたので、ここではその原発に対して反対とか、再稼働について反対というのは省略いたしまして、今、問われているのは、九州電力の姿勢及び三股町議会の姿勢ではないかなと思います。

先ほど桑畑議員が言われたように、説明会を開くことというのは九電の勝手です。こっちが求めて説明会をするのか、しないのか、それを決めるのは九電ですけども、こちらから求めるというのは三股町議会の考えですから、求めた結果、開かんよと言われても、三股町議会はそれはしようがないわとなるかもしれないですけれども、説明会を求める段階で反対をするというのは、理解できないなと思います。(「そうだ」と呼ぶ者あり)

せめて、せめて、納得のいく説明をしていただかないとちょっとわからないです。何でそれを 求めることがだめなのか、求めたらどうなるのかということですね。求めたらこういうリスクが ありますよ、町民に対して、反対・賛成じゃないです。(発言する者あり)反対・賛成じゃない ですよ、説明を求めることに対して、じゃあ、説明を求めたらどういうリスクが町民にあるんで すか、メリットしかないでしょう。説明を求めるだけですよ、やめろって言ってるわけではない ですよ。

動かすなら動かすで説明をしてください、ていうのを九電に聞くっていうことが、じゃあ、わかりました、聞いたとして、じゃあ、町民に対してのデメリットというのが、これが明らかにされない限りは、これの説明を求めることに対しての反対というのは、ちょっと納得いかないなと思います。

以上です。

○議長(福永 廣文君) ほかにございませんか。(発言するものあり)

山中君、発言は挙手してお願いします。

ほかに、逆に賛成討論の発言を許します。池邉君。

○議員(4番 池邉 美紀君) まず、その委員会のことを説明したいと思うんですけれども、委員会内で先ほど、議員の説明のように、いろいろやっぱり発言力が強くて、皆が説得されるよう

な感じになったというようなことで、反対の意見もなかなか言いづらかったということ。

そして、一番最後の議題だったものですからそのまま終了してというようなことで、後ほど話が上がったというふうなことで、議長のほうから話があって、もう一回、委員会を開いたというふうな内容であるんですけれども。

まず、委員会の中で出た幾つかの少数意見の留保というのがありましたので、それについて説明をしたいというふうに思います。

川内原発でもし事故が起こり、放射能が漏れれば、三股町にも影響が考えられるというふうな ことでありました。

が、福島原発は、まず原発というのは2つ、今、福島原発等というのは、BWRといわれる沸騰水型の原子炉で、川内原発は通称PWRという加圧水型の原子炉なんです。

これをわかりやすく言いますと、格納容器の中に制御棒と燃料棒があるんです。そして、そこでエネルギーを作って水を沸騰させて、タービンを回すという仕組みになるんですけれども、それが高温になるので冷やしたり、蒸気を水に戻す復水という工程があります。

福島タイプのBWRというのは1系統なんです。1系統、1本のパイプで炉心に当たって、それがぐるっと回って行って、タービンまで行ってというふうになって、そこが漏れ出すと大変なことになるというふうに言われています。

川内原発は……

〇議長(福永 廣文君) これは討論でございますので(発言する者あり)

今、提案があったように、暫時休憩いたします。

説明をこの場でお願いいたします。

- ○議員(4番 池邉 美紀君) あくまでも討論ですかね。
- ○議長(福永 廣文君) 討論に行かず、今の説明を継続してください。

午前11時06分休憩

午前11時18分再開

○議長(福永 廣文君) それでは、ただいまの請願第1号について、委員長報告に対する異議があるようでございますので、起立により採決を行います。(発言する者あり)

失礼、賛成討論、池邉君。

○議員(4番 池邉 美紀君) 請願に対しての反対討論です。委員会の請願に対しての反対で、 委員会の中の決議に対して賛成という立場で討論させていただきます。

まず、委員会の中での発言はありましたけれども、総務産業委員会での発言で、経済産業委員会で原子力規制委員会の田中委員長が、原発安全でないという発言があったんですけれども、そ

のことに対して、その翌日にマスコミに説明をしております。

それは、絶対安全ですと申し上げられませんという発言は、絶対安全だということで進めていけば、事故は起こらないという安全神話に陥いるという反省からの立場で、常に安全を追究するという姿勢を貫くというふうなことで、絶対安全ではないというふうに申し上げたというふうなことになっています。

また、先ほどの続きになりますけれども、福島原発の重大事故というのは、津波からきた電源 喪失というのが一番大きな要因です。それを考えれば、その部分が完全にクリアできて、原子力 安全委員会のほうがどれだけリスクがあるというのを打ち出して、それが7日間で5.6テラベ クレルということが評価されて、原子力委員会によって確認されています。

その飛散地域というのを想定したところ、5キロ圏内が避難区域というふうなことで、それ以上は大丈夫だというふうなことを原子力規制委員会のほうで発表されておりますので、その部分からも安全だというふうなことが言えるかと思います。

それから、公開の住民説明会というふうなことになっておりますけれども、公開の住民説明会を行いますと、反対派の人がたくさん集まってしまいまして、しっかりとした住民説明会にならないというおそれが十分考えられると、そういった意味で、九電のほうはフェイス・トゥ・フェイスで説明会を行うっていうふうにしております。

また、少人数の説明会の流れをしっかりと、今、対応しているというふうなことも聞いておりますので、その部分で、私は原案に対して反対、委員長の採決に対して賛成の立場で討論させていただきました。

以上です。

○議長(福永 廣文君) ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福永 廣文君) これにて討論を終結いたします。

異議があるようでございますから、起立により採決いたします。

請願第1号については、総務産業常任委員長の報告は否決でありますが、原案のとおり決する ことに賛成の議員の起立を求めます。

「替成者起立〕

○議長(福永 廣文君) 起立少数であります。よって、請願第1号は、否決されました。 (発言する者あり)

日程第4. 意見書案第5号上程

○議長(福永 廣文君) 日程第4、意見書案第5号を上程いたします。

まず、意見書案第5号「地方創生に係る新型と交付金等の財源確保を求める意見書(案)について」、提出者の説明を求めます。池田さん。

〔10番 池田 克子君 登壇〕

○議員(10番 池田 克子君) それでは、提案いたしております「地方創生に係る新型交付金 等の財源確保を求める意見書(案)について」、ご説明いたします。

将来にわたっての人口減少問題の克服と、成長力の確保の実現のためには、総合戦略の政策パッケージを拡充強化し、地方創生の深化に取り組むことが必要であります。

政府は、6月30日、平成28年度予算に盛り込む地方創生関連施策の指針となる、まち・ひと・しごと創生基本方針2015を閣議決定いたしました。

今後は、全国の自治体が、平成27年度中に策定する地方版総合戦略の推進とともに、国はその戦略に基づく事業など、地方発の取り組みを支援するため、地方財源措置における、まち・ひと・しごと創生事業費や平成28年度に創設される新型交付金など、今後5年間にわたる継続的な支援とその財源の確保を行うことが重要となります。

そこで、政府においては、地方創生の深化に向けた支援として、下記の事項について実現するよう強く要請するものであります。

1つ、地方財政措置における、まち・ひと・しごと創生事業費と各府省の地方創生関連事業補助金、さらには新型交付金の役割分担を明確にするとともに必要な財源を確保すること。

2つ、平成27年度に創設された、まち・ひと・しごと創生事業費1兆円については、地方創生に係る各自治体の取り組みのベースとなるものであるから、恒久財源を確保の上、5年間は継続すること。

3つ、平成28年度に創設される新型交付金については、平成26年度補正予算に盛り込まれた地方創生先行型交付金以上の額を確保するとともに、その活用については、例えば人件費やハード事業等にも活用できるなど、地方にとって使い勝手のよいものにすること。

4つ、新型交付金事業に係る地元負担が生じる場合は、各自治体の財政力などを勘案の上、適切な地方財政措置を講ずるなど、意欲のある自治体が参加できるよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。慎重にご審議の 上、ご採択いただきますようによろしくお願いいたします。

日程第5 質疑・討論・採決

○議長(福永 廣文君) それでは、これより質疑・討論・採決を行います。

意見書案第5号を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。重久君。

〇議員(9番 **重久 邦仁君**) 今、とうとうと意見を述べられておるわけですが、質疑として、

まず三股町がこの議会として意見書を出すわけでありますが、提出の当町における議会全員の意思、これが議長名で国に出すわけでありますが、一般質問等を見ておると、安易な補助金に頼ると、そして当局においては当局がこのふるさと関係の創生本部は立ち上げておりますが、10月に国のほうはそれを、全国から上がったものを採用する段階の前においてのこの意見書は、その先のことであります。

しっかりとした中身をここで意見書で出された人に、そのへんたいでの把握も今全議員の意見、 それから当局側が出されております県、国のほうに、三股町はその方向として、認められる事業 としての知識が、情報が入っておるものかを、2つ質疑いたします。

以上。

- 〇議長(福永 廣文君) 池田さん。
- ○議員(10番 池田 克子君) この意見書っていうのは、やはりさっき交付金に、補助金に頼るなとかいうふうなことを、ある方が言われたんでって云々とおっしゃったんですけれども、地方において補助金、交付金というのは、これは絶対なければ運営できないものでございまして、当然我々としてはそういう意味合いで、少しでも多く国のそういう交付金等を受けて、そして皆さんのいろんな要望に答えていくというのが、また我々、当町においても必要なことかと思っておりますんで、この分の財源確保を求めるということ自体の意見書案としては、当然、私としては取り上げていかなきゃならない部分かなと思っております。

そしてまた、新型交付金というのは、従来の縦割り事業を越えた取り組みを支援していくという内容でございますので、やはりこれは、今後の新たな新型交付金としては、今からしっかり地方の声を国に届けて、そしてそれが国の中で、地方の声を生かしていく施策として取り組んでいくためには、こういう意見書案をどしどし地方から発信していかなきゃいけないということだと思いますので、今回の意見書案には、ぜひともご賛同いただければと思っております。

以上です。

- ○議員(9番 重久 邦仁君) 質疑の、当局側の意見は拝聴されて、この意見になってるのかを 伺っておるんだから、答えになってない。
- 〇議長(福永 廣文君) 池田さん。
- ○議員(10番 池田 克子君) 当局から特別に、意見書案として出す場合には、常に当局から 意見をいただいた上で出すということにはならないと思っています。

あくまでも、これは私個人の意見書案として出して、これが総体的に住民の皆さんの利益につながるっていうことであれば、これは別に行政がこれを出してくれとか、これ出すなとかいう類のものではないと思いますので、意見書としては別に聞いておりません。

以上です。

- 〇議長(福永 廣文君) 重久君。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) ただいまの声を聞きますと、当局側との打ち合わせはない。それから、住民の声として三股町から上がったものではない、私の意見としてという回答かなと思います。

しかし、出す場合によっては、これはあなたが意見書を出した上で、三股町議会議長名で出すわけでありますので、しっかりとした自分の説、それから世論、特に三股町住民が、この補助金獲得のためには、議会も一丸となってやってほしいという声が、一つでも聞こえたということの実績を持って、全議員に対して、私は意見を出しますので賛同くださいが筋であるかなと思っておりますので、しっかりとした意見をもとにして出してほしいと非常に疑義を感じて私の質疑といたします。いかがですか、そのようなこと聞いてますか、提出者は。

- ○議長(福永 廣文君) 池田さん、何か答弁ございますか。
- ○議員(10番 池田 克子君) 町民のいろんなご意見を聞かなければ、何か意見書案を出してはいけないような、そういうふうに聞こえますけれども、意見書案というのは、あくまでもいろんな形で大きな立場の中で取り上げて、国に施策として、要するに請願ですから、意見書ですから、意見書を言っていくという意味合いでございますので、住民から聞いてなければ、これはけしからんという類のものでは……
- ○議員(9番 重久 邦仁君) けしからんとは言ってない。
- ○議員(10番 池田 克子君) けしからんと言わなくても、聞いてますかとおっしゃるわけですから。
- 〇議員(9番 **重久 邦仁君**) 聞いてるかと。
- ○議員(10番 池田 克子君) さっき、聞いてないとお答えしましたわけですから。
- 〇議員(9番 重久 邦仁君) 聞いてない。
- ○議員(10番 池田 克子君) はい、聞いてませんので、別に、それに対して答えるものはないと思ったけども言いました。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) 答えるものはない。
- ○議長(福永 廣文君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(福永 廣文君) 質疑もないので、これより討論に入ります。 賛成討論、反対討論ございませんか。 森君。
- ○議員(1番 森 正太郎君) 反対の立場から討論させていただきます。

地方から国に声を上げていくというのは、非常に大切なことかなと思うんですけれども、この 記の3、「人権費、ハード事業等にも活用できるなど」、私まだそこまで勉強不足なんで、もら えるお金はもらったほうがいいのかなと考えてしまうんですけれども。

ハード事業っていうのは、やっぱりこれから人口が減っていく中で、ハードに力を入れてもしようがないのではないかなと、建物つくって人がいなくなるというような状況に、今なりつつあるのかなと思います。

今、最近、西都のほうで、そのハード事業をめぐって住民投票が行われるかもしれないと、そういうような大きなニュースにもなっておりますので、個人的には、ハード事業には活用しないという縛りのもとで、補助金がおりたほうがいいかなと思いますので、反対討論をさせていただきます。

○議長(福永 廣文君) ほかに討論ございませんか。

賛成討論ございませんか。池邉君。

○議員(4番 池邉 美紀君) 私は、賛成の立場で討論させていただきます。

やはり交付金がないと、地方自治体というのは非常に大変です。特に投資的経費がかなり落ち込んでいるというのが現状でありますので、こういうふうにしっかりとしたところで、ひもつきじゃないような交付金というのを引っ張ってきて、投資的経費に回すということは、三股町民にとってプラスになるというふうに思っておりますので、賛成の立場で討論させていただきます。以上です。

- 〇議長(福永 廣文君) ほかに、内村君。
- 〇議員(6番 内村 立吉君) 意見書案に賛成です。

このことに対しまして、地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書(案)ですから、財源は幾らあってもいいんじゃないかと思います。そこいらです。

使い道は、この話を聞いて、また特にに税務財政がなかなか困っているということですから、 お金は幾らあってもいいんじゃないかと思います。

- 〇議長(福永 廣文君) 楠原君。
- ○議員(2番 楠原 更三君) 賛成討論させていただきます。

自主財源が34%でしたか、三股町は裕福だといろいろ聞いておりますけれども、この34% しか自主財源ないという現実を見たところ、やっぱり補助金なければどうしようもないという現 実を見据えたところ、このような意見は非常に重要だと思い、賛成いたします。

以上です。

- 〇議長(福永 廣文君) 堀内君。
- ○議員(5番 堀内 義郎君) 私も賛成の立場から意見を申し上げます。

まち・ひと・しごと創生事業ということで、やっぱり新しい事業をやるときには、交付金が最初は要るということです。

それをやっていって、できれば、これはできる、できないということが、今後またわかるかと 思いますけれども、行く行くは交付金には頼らないで、できるところもできてくると思いますの で、まずは交付金をもらってから何をやるってことをしないと、お金がないというのはできない ということですよ、何も、私は最後に賛成の立場から討論いたします。

以上です。

- ○議長(福永 廣文君) ほかにございませんか。重久君。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) 今の流れでいきますが、先ほど言いましたとおり、三股町、国は 10月の何日でしたか、その創生、いろんなことに手を挙げたところの選択をして、この県の何 町はこのふるさと創生事業のこれを採択するという流れになっています。

この意見書は、その先、その先を読んで、まだくれと、まだ手を挙げて採択もしてない、して ないんじゃないかな、にもかかわらず、もう意見書が補助金くれと言っています。

今、国は1千兆ですよ、赤字、そして我々は常に財政改革、無駄な予算削減、議員はその予算をチェックする立場にある。その金が来たら、まだ使い道はわからんけれど、そりゃ来るものには賛成です。

しっかりとした目的、それから年度計画、町が出される5つくらいありますねプラン、しっかりとしたそのベースに乗って、これが足らんからぜひ財源確保してほしいという意見書を、これを国に出すということであればいいが、何を、この意見書を出して一体この町は何を考えて、この議会は何をしようとしているのか、しっかりとした柱を持って、そして議員の、こういう意見書は、全会一致をもってするべきと、私は意見書だと思っております。

これが、市町村においてこの意見書なんかを出すときには、隣の町も出しているか、市町村も 出しているか、宮崎県はそういう方向でやっているかということを調査しながらもやっておると 思います。

独自に駆け抜け方向で、我の町こそは補助金をくれと、こういう体制の中に、自分たちは、じゃあ、その補助金を持ったらどのように使い道してくださいという、一般質問の中でも、どのくらいの財源来るのかも丸っきりわからない、ただ手を出して欲しいと、こういうことでは余りにぶざまな意見書ではないかなと思って、反対といたします。

以上。

○議長(福永 廣文君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

異議があるようでございますので、起立により採決いたします。

意見書案第5号「地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書(案)」は、原案の

とおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(福永 廣文君) 起立多数であります。よって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長(福永 廣文君) 日程第6、常任委員会の閉会中の審査事項についてを議題といたします。 総務産業常任委員長及び文教厚生常任委員長より、議長宛てに閉会中に所管事務の調査をした い旨申請が来ておりますので、その概要を説明いたします。

総務産業常任委員会におきましては、関東以西で2泊3日の予定で、文教厚生常任委員会におきましては、九州管内で1泊2日の予定で、所管事務の調査を実施したいとのことであります。

お諮りいたします。ただいま説明しました調査につきましては、常任委員会の閉会中の審査事項として、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会は、閉会中も活動できることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福永 廣文君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま説明いたしました調査については、常任委員会の閉会中の審査事項とし、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会は、閉会中も活動できることに決しました。

日程第7. 議員派遣について

○議長(福永 廣文君) 日程第7、議員派遣の件についてを議題といたします。

今後の議員派遣についてお諮りいたします。お配りしております議員派遣資料のとおり、宮崎 県町村議会大会ほか、研修に、それぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(福永 廣文君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、配付資料のとおり、 それぞれの議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今期定例会において議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(福永 廣文君) 重久君。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) 字句、訂正等について、議長に一任するということでの今の件ですが、先ほど総務委員長が委員会の総務委員会中の報告のところで、議員の中の協議事項の中で

圧力を、まず1回、全会一致としたという意見、それからその各審議過程の中で、全会一致になったところの過程の中で、圧力を感じということで全会一致にしたと、非常にこれは問題発言であります。

その点については、その字句訂正等における議長に一任する前に、よくそのことに至ったこと、 そして議長においてはそれを再審議して、委員会を再度開かれましたことについては、私は何に も言いません。

そして、その結果、議会に上程され、総務委員会では、原案に対しては否決という結果によってこの報告されたというふうに思います。そのことについては触れません。

しかし、ここで述べられた「圧力」という言葉を使っておりますので、もしかして議員はその 圧力を感じて、全会一致ということの意見になったということは、大きな問題であります。

議会は本会議が主でありますが、対委員会主義であります。しっかりとした委員会の中での協議が、そういう圧力を感じたということで、委員会が全会一致になった過程については、しっかりと内容を審議して、そして議事録に載せる、載せないのことはしっかり協議していただきたい。 以上。(発言する者あり)

本会議中に今(発言する者あり)よろしいですか。議事録の字句訂正については、議長にお任せくださいの件につき異議があり、内容については、先ほど本会議で委員長が「圧力」ということで全会一致にされたことを発言されております。そこについてしっかりと、議長が議事録の中に入れるときに、言葉についての審議はしてからしてほしいということであります。

- 〇議長(福永 廣文君) 池邉君。
- ○議員(4番 池邉 美紀君) その部分を削除いたします。よろしくお願いいたします。
- 〇議員(9番 重久 邦仁君) 議長、異議あり。
- 〇議長(福永 廣文君) 重久君。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) これはそんな、総務委員長、あなたの方向で簡単に、委員会は一事不再議の原則の中で、福田議員はあくまでも反対の意見を言ってたということじゃないか、全会一致になる話じゃない。(発言する者あり)
- ○議長(福永 廣文君) よろしいですか、よろしいですか、重久君。(発言する者あり)
- ○議員(9番 重久 邦仁君) 全会一致で圧力、簡単に、こんな委員会であったら、そんなねえ、 しっかりと(発言する者あり)
- ○議長(福永 廣文君) 重久君、今の発言は、今協議している、あの……
- ○議員(9番 重久 邦仁君) だから、しっかりと、委員会の中では、福田議員は反対を最初から言っていたんですよ。言ったんですよ。(「休憩、休憩、おかしい、何遍も」と呼ぶ者あり)しかし、そのことを議事録にしっかりとして、何で圧力という言葉で一回全会になって、そし

てまた議長が出てきて、議長がこうやってまとめなきゃいけないようになったかという、その辺に対する……

- 〇議長(福永 廣文君) ちょっと、失礼します。
- ○議員(9番 重久 邦仁君) だから、その辺しっかりとするべきだ。
- ○議長(福永 廣文君) はい、お諮りいたします。ただいま今期定例会において、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、その整理を議長に一任されたいと思います。ご異議ございませんかということに対して、ご異議がございましたので、起立により賛否を問いたいと思いますので、ただいまお諮りしました議案、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、その整理を議長に一任される方の、賛成の方のご起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長(福永 廣文君) 起立多数でありますので、異議ないものといたします。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は、議長に一任することに決しました。

以上で、全ての案件を議了しましたが、6月定例会以後の議長の公務報告は、お手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

		午前11時42分休憩
		全員協議会
〇議長(福永	磨文君)	午後0時01分再開 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。
	(八九)	FINE HOLD OF CONTROL OF THE PROPERTY OF THE PR

○議長(福永 廣文君) 以上で、今会期の全日程を終了いたしましたので、これをもって平成 27年第5回三股町議会定例会を閉会いたします。

午後0時01分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 福永 廣文

署名議員 福田 新一

署名議員 重久 邦仁